

令和2（2020）年度 第3回枚方市NPO活動応援基金支援審査会 次第

日 時：令和3（2021）年3月24日（水）13時00分～

会 場：枚方市市民会館1階 第1集会室

1. 開 会

2. 案 件

（1）枚方市NPO活動応援基金による補助事業の審査について

（2）その他

3. 閉 会

## NPO活動応援基金補助事業 審査の流れ

審査会は、NPO活動応援基金補助事業補助金の交付の適否、補助金の交付額などについて審査し、その結果を市長に答申する。審査にあたり審査会は、寄附者の希望を尊重し、申請者より提出された事業計画書および収支予算書、申請者による説明・意見（プレゼンテーション）などに基づいて、調査審議し、審査委員の合議によりその適否および妥当性を判断する。

### プレゼンテーション

申請者（登録団体）が、自ら企画立案した事業について、プレゼンテーションを行う。

### 質疑

審査委員が、申請者に対し質疑を行う。

### 審査

寄附者の意向を尊重しながら、プレゼンテーションおよび計画書、予算書などの内容を踏まえ、補助金交付の適否、補助金の交付額などについて、審査基準に基づき、審査委員の合議により審査を行う。

### 答申内容の決定

審査結果に基づき、市長への答申内容を決定する。

- 補助金交付の適否
- 補助金の交付額
- 補助金の交付条件 など

### 市長へ答申

審査結果を答申書にまとめ、市長へ答申する。

### 結果通知

決定（決裁）

## ○補助対象事業

枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業で、次の要件をすべて満たす事業が補助対象事業となる。

- ① 主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または、主に枚方市民を対象とした事業であること。
- ② 補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること。
- ③ 特定の個人または団体の利益となる事業でないこと。
- ④ 営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと。
- ⑤ 枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または、受けることが決定している事業でないこと。
- ⑥ 介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと。
- ⑦ 登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。

## ○補助対象経費

補助金の交付の対象となる補助対象経費は、補助対象事業に要する人件費、印刷製本費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品購入費（注1）、負担金、賃借料等です。団体の運営に係る経常的な経費（注2）及び団体の構成員の会合に係る経費、補助対象と認められた事業実施期間外の支出経費、食糧費については、対象とならない。

注1…備品購入費については、あらかじめ上限額を設けないが、事業審査において妥当性を審査する。

注2…団体の運営に係る経常的な経費とは、（家賃、修繕料、光熱水費、インターネット接続料、電話回線使用料、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等）及び法人の経常的な運営に係る人件費（法人職員の給与、法人運営における事務担当者の人件費等）を指す。ただし、対象事業実施に係る人件費については対象とする。その場合は、対象事業に係ることを証する書類の提出を必須とする。

## ○審査基準について

I. 公益性、II. 計画性、III. 自立性、IV. 発展性、V. 情報発信性の5項目における13の具体的項目について、それぞれの配点を3点とし、その範囲内で採点し、合計点により審査する。

採点の上位の団体から補助対象とし、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助するものとする。

※ 具体的な審査基準の項目については、採点表を参照のこと

## 第3回枚方市NPO活動応援基金支援審査会 タイムスケジュール

	開始	終了	内容・団体名	プレゼン	質疑応答
	13:00	13:30	事前調整	30分	
1	13:30	13:45	きんじろう会すやま	5分以内	10分程度
2	13:50	14:05	森林ボランティア竹取物語の会		
3	14:10	14:25	大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会		
4	14:30	14:45	ちいさいほいくえんみんなの里		
5	14:50	15:05	ひらかた子ども食堂ファンクラブ		
	15:05	15:20	休憩(15分間)		
6	15:20	15:35	関西生活文化研究会おでかけ		
7	15:40	15:55	ハーモニークラブ		
8	16:00	16:15	大阪視覚障害ゴルフアーズ協会		
9	16:20	16:35	えほんのお部屋ひまわり畑		
10	16:40	16:55	ふれあいネットひらかた		
	16:55	17:10	休憩(15分間)		
	17:10	19:10	事業審査	120分(予定)	

## 補助金交付申請状況

- ・令和3年度の補助事業として、登録団体16団体のうち10団体から申請がありました。寄附積立額及び各団体からの申請額は、下表のとおりです。
- ・補助可能額171万1,000円に対して、各団体からの申請額が上回り、全団体の申請額(228万4,000円)を全額補助した場合、不足額が57万3,000円となります。
- ・団体希望寄附の対象団体である「つばさの会大阪」からの申請はありませんでした。
- ・「つばさの会大阪」からの前年度補助金の清算による返金分341,605円は、繰越限度の年数となるため、一般寄附に加算しています。

### ◆寄附積立額

寄附種類		補助可能額	
一般寄附		1,681,000	つばさの会大阪からの前年度補助金返金分341,605円を含む。
活動分野希望寄附	保健・医療・福祉	30,000	
団体希望寄附	つばさの会大阪	0	つばさの会大阪分(692,000円)は来年度に繰り越す。
		1,711,000	

### ◆各団体からの申請額

団体名	活動分野	申請額	団体希望寄附	活動分野希望寄附	一般寄附
きんじろう会すやま	1 保健・医療・福祉	300,000	0	保健・医療・福祉 (30,000円) 【きんじろう会すやま】 と 【関西生活文化研究会おでかけ】 が該当	2,254,000
森林ボランティア竹取物語の会	3 環境	124,000	0		
大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会	6 子ども・男女共同参画	287,000	0		
ちいさいほいくえんみんなの里	6 子ども・男女共同参画	300,000	0		
ひらかた子ども食堂ファンクラブ	6 子ども・男女共同参画	120,000	0		
関西生活文化研究会おでかけ	1 保健・医療・福祉	192,000	0		
ハーモニークラブ	2 学術・文化・芸術	61,000	0		
大阪視覚障害ゴルファーズ協会	2 学術・文化・芸術	300,000	0		
えほんのお部屋ひまわり畑	6 子ども・男女共同参画	300,000	0		
ふれあいネットひらかた	6 子ども・男女共同参画	300,000	0		
合計		2,284,000	0	30,000	2,254,000

不足額 ▲ 573,000

過去の申請実績・事業内容・講評内容

資料④

No	団体名	R 2 (今年度)	R 1	H30
1	きんじろう会すやま	<p><b>名称:</b> 空き家を活かした「誰1人取り残さない」地域づくり 住まいる PROJECT</p> <p><b>内容:</b> 空き家等を借り上げてリフォームし、シングルマザーや高齢者単身世帯等の住宅確保要配慮者に対して安価で貸し出す。</p> <p><b>申請額:</b> 300千円</p>	申請なし	申請なし
2	森林ボランティア竹取物語の会	<p><b>名称:</b> 枚方の里山の保全・再生・利用を通じ自然との共生、環境保全を図る事業</p> <p><b>内容:</b> 竹林伐採等の森林保全活動及び間伐材等を利活用し森林保全活動のPRを行う。</p> <p><b>申請額:</b> 124千円</p>	申請なし	申請なし
3	大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会	<p><b>名称:</b> 大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会</p> <p><b>内容:</b> 青少年の団体が参加する踊りの祭典を開催する。</p> <p><b>申請額:</b> 287千円</p>	申請なし	<p><b>名称:</b> 大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会</p> <p><b>内容:</b> 青少年の団体が参加する踊りの祭典を開催する。</p> <p><b>補助○</b> 交付276千円／申請500千円</p> <p><b>講評:</b> 今後については、模擬店の出店料やチラシにおける広告を募集するなど、団体自ら財源確保し、運営できる仕組みづくりを検討すること。</p>
4	ちいさいほいくえんみんなの里	<p><b>名称:</b> 認可外保育施設事業</p> <p><b>内容:</b> 認可外保育施設を運営する。</p> <p><b>申請額:</b> 300千円</p>	申請なし	申請なし
5	ひらかた子ども食堂ファンクラブ	<p><b>名称:</b> フードドライブ事業(物資保管)</p> <p><b>内容:</b> 余っている食べ物を集めて子ども食堂等へ提供するフードドライブ事業を行う。</p> <p><b>申請額:</b> 120千円</p>	申請なし	申請なし

No	団体名	R 2 (今年度)	R 1	H 30
6	関西生活文化研究会 おでかけ	<p><b>名称：</b>要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業</p> <p><b>内容：</b>要介護認定を受けている高齢者に対して、介護保険の対象とならない余暇活動のための外出を支援する。</p> <p><b>申請額：</b>192千円</p>	<p><b>名称：</b>要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業</p> <p><b>内容：</b>余暇活動のための外出支援事業の利用希望者と支援者のマッチングを行い、支援者に対して報酬を支払う。また事業のPRを行う。</p> <p><b>補助×</b> 交付0円／申請300千円</p> <p><b>講評：</b>事業の着眼点は良いが、法人の財政面に課題を感じる。現状の事業計画では事業を実施するごとに法人の負債が累積するため、今後、事業計画を立てる際には、収益性を上げ事業継続できる計画となるよう努めていただきたい。また、外出支援ボランティアとの連携や、人材確保について情報発信する等、運営体制の改善についても検討いただきたい。</p>	<p><b>名称：</b>福祉有償運送利用拡大事業</p> <p><b>内容：</b>福祉有償運送事業のための車両等の設備と人員を募集、PR等を行う。</p> <p><b>補助○</b> 交付341千円／申請421千円</p> <p><b>講評：</b>今後の事業の発展を期待し、車両リース料のみ認める。今回の補助金を活用し、利用者を拡大する努力をするなど、自立した運営に向けて計画的に進めること。</p>
7	ハーモニークラブ	<p><b>名称：</b>えほんライブ事業</p> <p><b>内容：</b>保育園の地域開放日等のイベントにおいて無料でえほんライブを上演するとともに、月一回のえほんライブに関する無料オンラインサロンを開催する。</p> <p><b>申請額：</b>61千円</p>	<p><b>名称：</b>えほんライブ事業</p> <p><b>内容：</b>保育園の地域開放日等のイベントにおいて無料でえほんライブを上演する。</p> <p><b>補助○</b> 交付60円／申請60千円</p> <p><b>講評：</b>有償事業を実施する等の運営の堅実性や、子ども食堂等の他の実施主体との連携している点、情報発信に各種手法を用いている点を評価する。また、保育士を目指す学生を受け入れる等の事業の発展性について期待する。今回の事業実施結果を検証し、今後の事業の拡大に努めていただきたい。</p>	<p>申請なし</p>

No	団体名	R 2 (今年度)	R 1	H 30
8	大阪視覚障害 ゴルフーズ協 会	<b>名称：</b> 練習ラウンド・競技大会・合同練習ラウンド	<b>名称：</b> OBG練習ラウンド ブラインドゴルファー競技大会 第16回大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会	<b>名称：</b> OBG練習ラウンド ブラインドゴルファー競技大会 大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会及びOBG大正練習会
		<b>内容：</b> 視覚障害者ゴルフの練習ラウンド・大会等を開催する。	<b>内容：</b> 視覚障害者ゴルフの練習ラウンド・大会等を開催する。	<b>内容：</b> 視覚障害者ゴルフの練習ラウンド・大会等を開催する。
		<b>申請額：</b> 300千円	<b>補助○</b> 交付300千円／申請300千円 <b>講評：</b> 事業の新聞掲載等の情報発信や、クラウドファンディングを活用し財源確保を試みた積極性を評価する。事業の対象者の固定化に課題を感じる。プレイヤーや支援者について、特に情報発信の担い手として、学生など若い世代への拡大に努めていただきたい。	<b>補助○</b> 交付251千円／申請360千円 <b>講評：</b> 乗用カート代及び他県参加者交通費については、昨年度と同様、補助対象から除く。また、事業の発展性に欠けていること、全体における寄附額の減少等を踏まえ、今回は、大会や練習における交通費のみ補助対象とする（1,000円未満切り捨て）。今後については、団体自ら財源確保し、運営できる仕組みづくりを検討すること。

No	団体名	R 2 (今年度)	R 1	H 30
9	えほんのお部屋 ひまわり畑	<p><b>名称：</b>放課後の子どもの居場所「放課後クラブあおむし」づくり事業</p> <p><b>内容：</b>地域の児童の放課後の居場所を運営する。</p> <p><b>申請額：</b>300千円</p>	<p><b>名称：</b>放課後の子どもの居場所「放課後クラブあおむし」作り事業</p> <p><b>内容：</b>地域の児童の放課後の居場所を運営する。</p> <p><b>補助○</b> 交付300千円／申請300千円</p> <p><b>講評：</b>放課後の児童の居場所づくりとしての事業内容は公益性があり評価できるが、事業運営経費の継続性に課題を感じる。法人の人員体制、参加者会費、三季休業期間の運営等について、見直しを検討していただきたい。</p>	申請なし
10	ふれあい ネット ひらかた	<p><b>名称：</b>ファミリースクール「シロップ」 ～保育付き料理教室&amp;オンラインファミリー教室&amp;おしゃべり夜カフェ～</p> <p><b>内容：</b>新たに家庭を築いた方達を対象に保育付きの料理教室及び育児や防災に関するオンライン講座を開催する。</p> <p><b>申請額：</b>300千円</p>	<p><b>名称：</b>ママなび舎～保育付きママの学び舎～</p> <p><b>内容：</b>保育付きの「子育てに役立つ各種講座」を開催する。</p> <p><b>補助○</b> 交付300千円／申請300千円</p> <p><b>講評：</b>医療機関等との連携や課題がある子どもたちの事業にチャレンジする等、事業の発展に対して努力がみられる点や、学びの場となるだけでなく、学んだ人が事業実施の担い手になるという人材育成の場となっている点について評価する。但し、事業の効果が参加者に限定されていることから、適切な会員参加費を検討する等、自立して事業が継続できる収益の確保に努めていただきたい</p>	<p><b>名称：</b>ママなび舎～保育付きママの学び舎～</p> <p><b>内容：</b>保育付きの「子育てに役立つ各種講座」を開催する。</p> <p><b>補助○</b> 交付194千円／申請420千円</p> <p><b>講評：</b>参加者数に対してスタッフの数が多く、人件費が高いと思われるため、人件費については、415,000円のうち207,500円を補助対象とする。役務費、備品購入費及び消耗品費を補助対象外とし、補助対象額504,900円から参加費収入310,000円を除き、194,000円（1,000円未満切り捨て）を補助する。</p>

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【1. きんじろう会すやま】





2021年 2月 26日

枚方市長

団体名 NPO法人きんじろう会すやま  
主たる事務所 〒573-1164  
の所在地 枚方市須山町 42-9  
代表者氏名 眞下 益  
担当者氏名

連絡先

## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

空き家を活かした「誰1人取り残さない」地域づくり - 住まいる PROJECT -

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 300,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



## 事業計画書

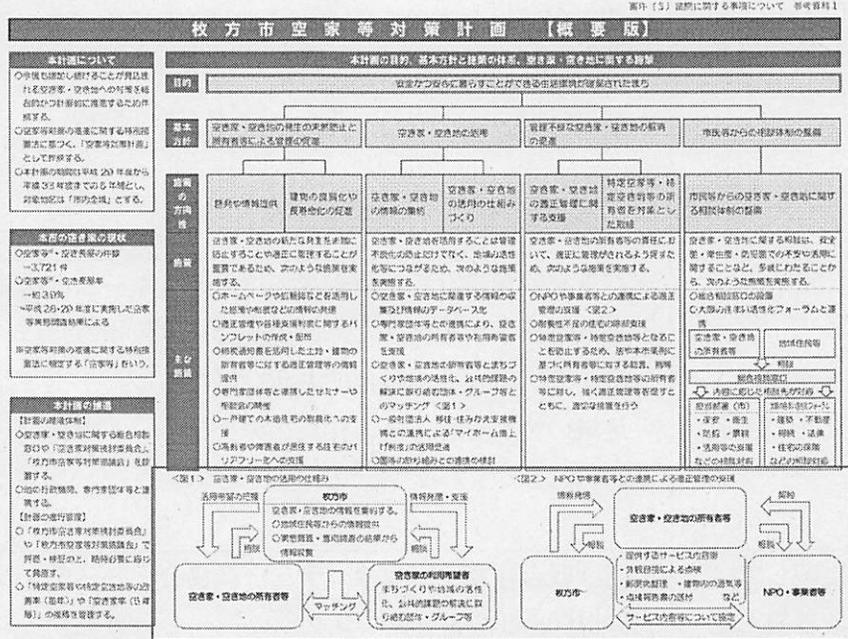
団 体 名	NPO 法人「きんじろう会すやま」
事 業 名 称	空き家を活かした「誰1人取り残さない」地域づくり - 住まいる PROJECT -
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2021年4月1日 ～ 2022年3月31日
1. 目 的	<p>(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること)</p> <p>住居の確保は生活の基盤であるだけでなく、人権を維持する上で必須の条件である。少子高齢化や離婚に対する意識の変化等を背景に、住宅の確保が困難な方、所謂、住宅確保要配慮者（高齢者、ひとり親、障がい者等）の数は増加傾向にあり、その対策が課題となっている。</p> <p>特に、高齢者単身・夫婦世帯は、2010年から2035年の25年で約1.4倍（約1,000万世帯～約1,400万世帯）に増加が見込まれている。しかしながら、民間賃貸住宅において低家賃の住宅が少なく、高齢者単身・夫婦世帯の入居を拒む現状も事実として確認されている。（添付資料1：国土交通省、新たな住宅セーフティネット制度等について）</p> <p>高齢化に伴う人口減少社会を迎え、空き家・空き部屋も増加している。2018年度の空き家・空き部屋は、約849万戸となっており、防災・防犯、衛生、景観、地域活性化等の観点から、その利活用等が求められている。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大による雇用への影響も、大きな社会課題の1つと言える。総務省の発表では、2020年の有効求人倍率は、オイルショックの影響を受けた1975年以来45年ぶりの大幅低下となっており、緊急事態宣言の長期化で、影響が顕在化する可能性も示唆されている。（参照：ロイター、2021年1月29日）</p> <p>一方、介護職の有効求人倍率は高く、年々、上昇し続けており、日本総研の調査（2018年）によれば、首都圏では4倍を超えている。団塊の世代が後期高齢者に達する2025年には、厚生労働省の推計では介護職員は37万7千人不足し、経済産業省の推計では2035年に約79万人が不足すると言われている。</p> <p>当該事業では、使われていない地域の空き家・空き部屋を、所有者から一定期間お借りし、リフォームを行った後、シングルマザーや高齢者単身世帯等の、住宅</p>

	<p>確保が困難な方（住宅確保要配慮者）のサポートの為に、安価で貸出す事業を行い、生活の基盤を提供すること目的としている。</p> <p>また、住まいの提供だけでなく、介護・福祉業界の人材不足の緩和促進を目指すべく、就労支援やボランティア活動の紹介も行い、「住まい」と「就労」の両輪でサポートを目指す事業である。</p>
2. 事業内容等	<p>【①対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家/空き部屋を所有している方</li> <li>・ 住宅を確保するのに困っている方</li> <li>・ お仕事にお困りの方（コロナで失業中の方、シングルマザー、高齢者等）</li> </ul>
	<p>【②実施場所】</p> <p>枚方市須山町を中心とした近隣地域（枚方市全域に展開予定）</p>
	<p>【③事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 空き家活用プロジェクトの立上げ・スキーム作り</li> <li>2. チラシの作成</li> <li>3. チラシ印刷</li> <li>4. チラシのポステイング</li> <li>5. 空き家所有者の発掘・交渉・契約</li> <li>6. 住宅確保要支援者の発掘・交渉・契約</li> <li>7. オンライン上の広告媒体の確立（HPリニューアル）</li> </ol>
3. 実施スケジュール	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクトの発足 4月～5月</li> <li>2. チラシの作成と印刷 5月～7月</li> <li>3. HPのリニューアル 5月～7月</li> <li>4. ポステイング 7月～8月</li> <li>5. 空き家所有者の発掘+改修 9月～12月</li> <li>6. 入居者確保 1月～3月</li> </ol>

<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域への窓口：きんじろう会すやま、専任顧問1名、協力担当理事 5名</li> <li>・空き家活用のアドバイス：一般社団法人 既存住宅・空家プロデュース協会</li> <li>・空き家活用の運営担当：(株)LICOS/きんじろう会すやま</li> </ul> <p>※実施体制図は添付のパワーポイント資料を参照下さい</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家管理業など、収入源の確保のスキームの構築を目指す</li> <li>・地域ボランティアさんへの説明会を開催する</li> <li>・町内会、老人会の幹部にも呼び掛ける</li> <li>・地域の協力を得る為、住民へのアンケート実施</li> </ul>
<p>6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み</p>	<p>(一社) 既存住宅・空家プロデュース協会とミーティング (株)LICOS とのミーティング</p>
<p>7. 今後の取り組み予定</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)LICOS との協働で空き家発掘を行う。 当面2件確保</li> <li>・入居者の発掘をはかる。 シングルマザーサポート団体との連携</li> <li>・オンライン上の広告媒体の確立 (きんじろう会すやまの、HP リニューアル)</li> <li>・一般社団法人 既存住宅空家プロデュース協会との連携 (空き家相談会への講師の派遣など)</li> </ul>
<p>8. 事業のPR方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域への説明会</li> <li>・チラシを地域にポステイングする</li> <li>・町内会、老人会への説明会</li> <li>・シングルマザー支援団体等との連携</li> </ul>
<p>9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等</p>	<p>助成金等の有無 有 ○無</p> <p>助成金等の名称 ( )</p> <p>内 容</p>

令和2年度第1回枚方市空家等対策協議会・計画作成部会において、マイホーム借上げ制度として、空き家の一括借り上げ事業の推進を行っている。(図1)

※図1：枚方市空家対策計画【概要版】



10. その他

※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など

同資料内にて、

- 1 まちづくりや地域の活性化、公共的課題の解決に取り組む団体・グループ等との連携
- 2 NPO や事業者等との連携による適正管理の支援

が示唆されている事から、当該事業への親和性も高いといえる。

<その他、添付資料>

- ・
- ・

### 事業収支予算書

団体名：NPO法人きんじろう会すやま

補助対象事業の名称：	空き家を活かした「誰1人取り残さない」地域づくり - 住まいるPROJECT -
------------	---

事業実施期間： 2021年 4月～2022年 3月

【収入の部】

(単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	300,000	補助金交付申請額 (一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	0	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	600,000	
合計 (C)	900,000	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)
補助対象経費	当該事業立上げに掛かる 人件費	544,000 ・NPO法人スタッフ活動費 13,600円 (2人工×8時間×850円) ×4週間×10カ月 ※ 通常勤務と区別する為、日報を作成し、業務内容を管理すると共に、支払いも別途行う。交通費は含まない。 ・業務内容 チラシの作成、空き家所有者との折衝、事業モデルの確立等
	チラシ配布費	20,400 NPO法人ボランティアスタッフに依頼予定 ※近隣に住むボランティアに依頼予定、(8時間×3人×850円) → 交通費は基本、含まないものとする
	印刷製本費	35,600 チラシの印刷 (A4カラー裏表×4種類×5,000部) ①空き家・空き部屋所有者 チラシ × 5,000部 ②空き家相談会 チラシ × 5,000部 ③事業内容説明チラシ × 5,000部 ④入居者告知チラシ × 5,000部
小計 (E)	600,000	
補助対象外経費	ホームページ作成	300,000 株式会社LICOSへ委託予定
小計	300,000	
合計 (D)	900,000	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計 (C) = 支出の合計 (D) となるように記入してください。

枚方市補助金枚方市補助金(一般・活動分野) (A)は 補助対象事業費 (E) から枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を差し引いた金額の1/2以内 (千円未満切り捨て) として下さい。

ただし枚方市補助金(一般・活動分野) (A)と枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。(団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。)



# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 2019年度事業報告書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

NPO 法人きんじろう会すやま

## I 事業の実施方針

設立2年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、地域住民の交流の場「わたしの家さろん」を設立し、介護事業所と地域住民のマッチングを図りボランティア活動推進事業を行う。

その他の事業については、インフラを構築し、逐次実施して行く。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) ふれあい活動事業

【内 容】 地域住民のための交流の場を提供する。

【実施場所】 有限会社わたしの家すやまの「わたしの家さろん」(枚方市須山町42番9号)

【実施日時】 月・火・水・木・金・土 10:00~16:00

【事業の対象者】 地域住民

項目	2019年度予算	2019年度実績
収入	480千円(喫茶収入40千円×12ヶ月)	2,303千円
支出	480千円(人件費@500円×54名×12ヶ月=324千円) (副材費156千円)	2,303千円

「わたしの家さろん」を開設して、地域住民、わたしの家大学利用者に飲み物を提供(@100円)した。住民の交流が促進された。更に、「わたしの家さろん」で文化教室を開催して、地域住民の交流が進んだ。文化教室は、は、大正琴、手芸工作が月2回、そして、生け花、歌声が月1回行われた。デイサービスわたしの家大学の授業として、コミュニケーションが月2回、男声コーラスが月1回行われた。

#### (2) 地域住民、介護事業所(有)わたしの家すやまとのマッチング事業

【内 容】 介護現場で役に立つ活動をしたいと言う地域住民のニーズと、介護事業所のニーズ(給食調理、送迎ドライバー、さろん、ウォーキング、イベント、レクリエーション等の人員補助)をマッチングさせ、地域全体の活性化を図る。

【実施場所】 介護事業所(有)わたしの家すやま

【実施日時】 月・火・水・木・金・土・日(祝日含む)

【事業の対象者】 地域住民及び介護事業所

項目	2019年度予算	2019年度実績
収入	12,564千円(受託費12,564千円)	10,435千円
支出	12,564千円(調理584千円×12ヶ月=7,008千円、ドライバー329千円×12ヶ月=3,948千円、イベントなど134千円×12ヶ月=1,608千円)	10,435千円

デイサービスの昼食提供に9人、サ高住あいあ〜るの朝夕の食事提供に5人がボランティアとして関わっている。デイサービス利用者の送迎ドライバーとして3人が関わっている。

### 2 その他事業

(1) 高齢・障がい者向け生活支援事業

【内 容】 高齢者や介護を必要とする方たちの支援をする。

(ゴミ出し、掃除、布団干し、電球交換等)

【実施場所】 近隣地域の住民宅

【実施日時】 月・火・水・木・金・土・日(祝日含む)

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 0円

【支 出】 0円

当該年度は実施予定なし

(2) 研修講座及びセミナー事業

【内 容】 地域住民の福祉に関する知識向上と支援者の育成をする。

【実施場所】 法人研修室(須山町42番9号)

【実施日時】 月1回水曜日

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 0円

【支 出】 0円

当該年度は実施予定なし。

(3) 生活支援員養成事業

【内 容】 市からの委託を受け、生活支援員の養成を図る。

【実施場所】 法人研修室(須山町42番9号)

【実施日時】 年2回

【事業の対象者】 地域住民

【収 入】 0円

【支 出】 0円

当該年度は実施予定なし。

Ⅲ 社員総会の開催状況

別紙 議事録参照

Ⅳ 理事会その他の役員会の開催状況

(1) 2019年7月24日

出席：理事5名、

場所：わたしの家さろん

時間：13時30分～14時30分

(2) 2019年8月21日

出席：理事8名、監事1名

場所：わたしの家さろん

時間：13時30分～14時30分

(3) 2019年9月18日

出席：理事10名、監事1名

場所：わたしの家さろん

時間：13時30分～14時30分

- (4) 2019年10月16日  
出席：理事10名、監事1名  
場所：わたしの家さろん  
時間：13時30分～14時30分
- (5) 2019年11月20日  
出席：理事7名、  
場所：わたしの家さろん  
時間：13時30分～14時30分
- (6) 2019年12月18日  
出席：理事7名、  
場所：わたしの家さろん  
時間：13時30分～14時30分
- (7) 2020年1月22日  
出席：理事7名、  
場所：わたしの家さろん  
時間：13時30分～14時30分
- (8) 2020年2月19日  
出席：理事7名、  
場所：わたしの家さろん  
時間：13時30分～14時30分
- (9) 2020年3月18日  
出席：理事7名、  
場所：わたしの家さろん  
時間：13時30分～14時30分

様式4

法人名 ; NPO法人きんじろう会すやま

活動計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位;円)

科 目	金 額	
I 計上収益		
1. 受取会費		0
2. 受取寄付金		55,500
3. ボランティア受入評価益		2,302,800
5. 事業収益		12,401,693
計上収益計		14,759,993
II 計上費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当	10,435,181	
ボランティア評価費用	2,302,800	
人件費計		12,737,981
(2)その他経費		
旅費交通費	358,270	
減価償却費	63,892	
支払手数料	330,980	
委託費	22,500	
雑費	1,396,030	
その他経費計		2,171,672
計上費用計		14,909,653
当期経常増減額		-149,660
2.営業外収益		
受取利息		5
当期正味財産増減額		-149,655
前期繰越正味財産額		588,896
次期繰越正味財産額		439,241

貸借対照表

令和2年3月31日現在

科 目	当 年 分
I 資産の部	
1. 流動資産	
預 金	318,331
立 替 金	25,070
未 収 入 金	1,068,913
流動資産合計	1,412,314
2. 固定資産	
有形固定資産	
工具器具備品	95,840
固定資産合計	95,840
資 産 合 計	1,508,154
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	
未 払 金	1,068,913
預り金	
流動負債合計	1,068,913
III 正味財産の部	
当期正味財産増減額	-149,655
正味財産合計	439,241
負債及び正味財産合計	1,508,154

## 財産目録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
関西みらい銀行普通預金	318,331		
立替金	25,070		
未収入金			
受託収入未収金	1,068,913		
流動資産合計		1,412,314	
2. 固定資産			
有形固定資産			
工具器具備品			
プロジェクター	95,840		
固定資産合計		95,840	1,508,154
資産合計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
給料	1,068,913		
流動負債合計		1,068,913	1,068,913
負債合計			
正味財産			439,241

# NPO法人きんじろう会すやま 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人きんじろう会すやまという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市須山町4番9号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、生活支援に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
    - ① ふれあい活動事業
    - ② 地域住民、介護事業所マッチング事業
  - (2) その他の事業
    - ① 高齢者・障がい者向け生活支援事業
    - ② 研修講座及びセミナー事業
    - ③ 生活支援員養成事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権

利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

理事

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【2. 森林ボランティア竹取物語の会】





2021年 2月 25日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人森林ボランティア竹取物語の会  
主たる事務所 〒573-0091  
の所在地 枚方市菊丘町31番3号  
代表者氏名 代表理事 小出 哲男  
担当者氏名

連絡先

### 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

#### 記

1. 補助対象事業の名称

枚方の里山の保全・再生・利用を通じ自然との共生、環境保全を図る事業。

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 124,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

- ・2020年4月～12月 活動風景(A4 8ページ)
- ・NPO 法人森林ボランティア竹取物語の会 紹介パンフレット
- ・「竹取物語の会」1日体験会 募集パンフレット2
- ・竹取物語新聞 176号(2021.1.1発行)



## 事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人 森林ボランティア 竹取物語の会
事 業 名 称	枚方の里山の保全、再生、利用を通じ自然との共生、環境の保全を図る事業
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2021年 4月 1日 ～ 2022年 3月 31日
1. 目 的	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること) 本会は“にほんの里山100選”に選定された枚方市穂谷地区の里山における豊かな自然環境の保全及び再生を進める為、森林ボランティアとして地域への貢献と市民を里山に誘う活動を主目的としている。
2. 事業内容等	<p>【①対象者】 枚方市民及び近隣地区住民を主として、自然環境の保全維持並びに自然環境教育に関心を持たれる住民、保護者や学童。また自然環境保全活動に積極的に参画し社会貢献活動を行っている企業、団体。</p> <p>【②実施場所】 枚方市野外活動センター内及び 穂谷財産区 山田池公園 他</p> <p>【③事業内容】</p> <p>[1] 森林保全活動事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2002年に発足依頼、会員が一致協力して週二回の活動。</li> <li>地域と連携して地権者等の高齢化の為竹林が侵食して荒廃した放置田畑の竹等伐採、竹林の間伐整備。</li> <li>穂谷地区の竹林整備事業の伐採協力。</li> <li>枚方市野外活動センターの要請を受け竹林の間伐体験などを指導</li> <li>大阪府の放置森林整備事業(フォレストハイパー隊)に登録、枚方市(氷室財産区)穂谷区との合意を得(2009,7) 野外活動センター内の檜人工林の間伐等森林整備。</li> </ol> <p>[2] 間伐竹材材を利用しての生産・販売・イベント参加協賛事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>間伐竹材は製材し散策路の整備に利用, 机, 椅子, デッキ 等を作成し各所に設置資源の活用利用を図る。</li> <li>市・地域等のイベントに出向いての竹クラフト指導等で環境保全活動を PR、市民参加体験行事への協力。</li> <li>山田池公園での竹炭等を活用した水質浄化活動。</li> </ol>
3. 実施スケジュール	※下記欄外記載

<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)</p> <p>4/1時点での会員数は60名となっており、グループ制による活動体制を敷き、グループ毎の役割分担を行って連携を図りながら進める。</p> <p>【事務局・学習グループ】</p> <p>補助金・助成金・寄付金確保の為の事務作業、関係機関への報告等事務作業、理事会の運営、各関係機関や会員への情報提供、外部との連携受付窓口・他機関誌「竹取新聞」や報告書作成、HP更新管理等。</p> <p>【保全活動グループ】</p> <p>年間計画作成・安全管理・用具/製材機管理と活用促進・果樹園/茶畑/竹林/人工林等管理・里山体験などの受入れ対応・会員の技術共有</p> <p>【クラフトグループ】</p> <p>クラフト企画提案/作品創作・材料収集・在庫管理・クラフト体験受入れ対応・会員の技術共有</p> <p>【資源活用グループ】</p> <p>クラフト企画提案・竹炭/竹酢液生産・竹紙漉き/茶摘み体験指導・山田池/奥山田川等水質浄化活動(検査検証/情報発信)・間伐材用途拡大検討</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>活動にあたり、特に高齢化する会員の安全対策・省力化対策により配慮し、持続可能な組織作りの為にも、会員人脈による新会員の増強に注力する一方、楽しくやりがいのある組織を目指して改善を図り、検討、実施しています。</p> <p>里山一日体験会も常時実施し、会員の確保を図っています</p> <p>また、野外活動センター・穂谷区・森づくり委員会・山田池公園管理事務所等との意見交換を図りながら、地域との連携を進めて活動を維持推進し、新会員増強の為、活動を周知してもらう情報発信にも力を入れております。</p> <p>その為にも、穂谷森づくり委員会や里山保全活動団体意見交換会・ネイチャーボランティアネットワーク会議・ひらかた環境ネットワーク会議・ひらかた市民活動支援センター会議等に積極的に参加し地域とのネットワークの充実も図っています。</p>
<p>6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み</p>	<p>基地周辺の竹林・ヒノキ人工林の間伐整備・果樹園の保全活動、穂谷財産区の竹林整備活動、苗木の植樹再生活動、クラフト・資源活用を主軸として子供の教育活動及び、企業等の社会貢献活動支援、野外活動センター誘致、センター内の草刈りや散策路整備協力、山田池公園奥山田川保全活動を行っています。</p> <p>野外活動センターとの共同事業としての『竹と遊ぼうシリーズ(茶摘み体験・クラフト体験・竹紙漉き体験・門松作り&amp;簡易竹炭焼き体験)』や、キャンプフェスティバル、ワークキャンプ、竹取物語の会1日体験会も精力的に実施しています。</p> <p>また、当会の活動紹介事業として、緑化フェスティバル、ひらかたNPOフェスタ、枚方里山収穫の秋穂谷、山田池公園フェスティバル、ひらかたエコフォーラムへの継続参加によって自然環境保全の啓発広報に努めつつ、枚方宿地区まちづくり協議会主催「五六のあかり」用竹灯籠の竹提供支援等、地域との連携強化にも継続して努めて参ります。</p>

<p>7. 今後の取り組み予定</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。)</p> <p><b>【財政基盤の維持確保】</b> 引き続き、伊予環境財団殿への助成金申請を行う。 あいおいニッセイ同和損保(株)・日本電音(株)からの寄付金を継続的に得られる様、活動を推進し、同時に他の里山保全貢献活動に対する寄付先の模索も図っています。</p> <p><b>【会員への保険加入の継続】</b> 全会員対象の「ボランティア活動保険」、フェルト製材業者(登録者)対象の「スポーツ安全保険」への加入。</p> <p><b>【透明感のある会運営の継続】</b> 毎月1回の理事会の開催、必要に応じて臨時理事会を開催し、議事録の作成と竹取新聞等を活用した会員同士のタイムリーな情報共有を図り、HPの適宜更新により外部への情報発信も積極的に行っています。こういった活動により、本会の活動に対して広く理解と支援を期待出来ると考えています。 また、会員同士お互いを尊重し、守るべき規約を遵守しながら活動を進めて参ります。</p> <p><b>【これまでに取り組んできた活動の継続推進】</b> 上記⑥において述べた活動の継続推進強化。</p>
<p>8. 事業のPR方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹取物語の会 ホームページ 随時更新</li> <li>・竹取新聞 月1回定期発行</li> <li>・竹取物語の会案内パンフレット 野外活動センター 枚方市各支所他配布</li> <li>・枚方市広報にも適宜掲載(枚方市との協賛事業)</li> <li>・竹取物語の会 里山1日体験会パンフレットを作成、各所に配布。</li> </ul>
<p>9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等</p>	<p>助成金等の有無 有 ・ 無</p> <p>助成金等の名称 ( )</p> <p>内 容 ( )</p>
<p>10. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イオン環境活動助成金の受領(前年度年間30万円)申請内容別添参照</li> <li>・大阪府 緑の功労者表彰受賞(2012年5月)</li> <li>・全国育樹祭 国土緑化推進機構表彰受賞(2012年11月)</li> </ul> <p>・当会の事業は人件費の発生は無く、交通費も活動日(日・水)外の活動に対する費用であり、実質的には無償のボランティア活動です。</p>

### ※3.実施スケジュール

【2021年度活動計画】 本年度の活動計画は2020年度の活動計画に倣いました。

(活動内容・行事は例年実績、既決定事項に基づく内容であり、状況により変更可能性あり)

時期	主な活動内容 2020	普及活動	行事
2021年 4月	竹林整備・ヒノキ製材・茶畑整備・竹炭焼き(山田池・竹取基地)	企業(トヨ)里山活動	通常総会 安全講習会 枚方緑化フェスティバル
5月	竹林整備・茶摘み(会員対象)・茶樹剪定・竹炭焼(竹取基地)・竹紙用青竹伐採/仕込み・ヒノキ製材・基地竹塀改築・竹炭沈床(山田池)	第1回竹と遊ぶ市民茶摘み体験・企業(トヨ)里山活動・五六のあかり竹灯籠伐採	ひらかた環境ネットワーク会議 枚方市民活動支援センター総会
6月	竹林整備・ヒノキ製材	企業(メカオナー)里山活動・企業(日本電音)里山活動	
7月	竹林整備・ヒノキ人工林整備・ヒノキ製材・竹紙原料洗い・茶畑整備		七夕技芸展 竹取ハートキュー会
8月	竹林整備・ヒノキ人工林整備・竹紙煮炊き・工具メンテナンス	第2回竹と遊ぶ竹/木のクラフト	
9月	竹林整備・穂谷収穫祭用クラフト作成・竹紙/竹餅作り・クラフト材料収集・ヒノキ製材	第3回竹と遊ぶ竹紙漉き体験・企業(大和ハウス)里山活動	
10月	竹林整備・ヒノキ人工林整備・ヒノキ製材・茶畑施肥・シイタケホダギ菌用クヌギ間伐・山田池フェスタ用竹間伐(山田池)・クラフト材料収集	企業(トヨ)里山活動・里山楽校里山活動予定	枚方里山収穫の秋穂谷・市民キャンプフェスティバル 山田池公園フェスタ 野外活動センターワークキャンプ ひらかたNPOフェスタ
11月	竹林整備・ヒノキ製材・門松作り用材料収集・簡易竹炭焼用炭材事前準備	企業(メカオナー)里山活動・ホーイスカト里山活動・森の幼稚園野いちご里山活動	
12月	竹林整備・工具メンテナンス・側溝等枯葉清掃・竹炭焼(山田池)・ヒノキ製材・しめ縄/門松作り	第4回竹と遊ぶ門松作り&簡易竹炭焼体験	忘年会
2022年 1月	竹林整備・ヒノキ製材・		三ノ宮神社安全祈願
2月	竹林整備・ヒノキ製材・シイタケホダギ菌打ち(植菌)・竹炭焼(竹取基地)		ひらかたエコフォーラム2022 穂谷森づくり委員会 里山保全活動団体意見交換会
3月	竹林整備・ヒノキ製材・竹炭焼(竹取基地)		

◇クラフトデーは毎月1回実施 ◇竹取物語の会里山活動一日体験会は作業日に随時開催

◇通常総会後の午後は安全講習会 ◇商品用竹炭焼・竹酢液作りは随時実施

◇薪作り・枯葉燃材作りは随時実施 ◇山田池水質浄化活動は計画に基づき毎月実施

### 事業収支予算書

団体名：特定非営利活動法人 森林ボランティア竹取物語の会

補助対象事業の名称：	枚方の里山の保全, 再生, 利用を通じ自然との共生, 環境の保全を図る事業
------------	---------------------------------------

事業実施期間： 2021年 4月 1日～ 2022年 3月 31日

【収入の部】

(単位：円)

項目※1	予算額	内容説明(積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野)(A)	124,000	補助金交付申請額(一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体)(B)	0	補助金交付申請額(団体希望寄付)
自己資金	96,000	
会費	30,000	1人500-×会員60名
協力金 寄付金	220,000	穂谷竹林整備協力支援金 日本電音(株)他
物品販売	80,000	穂谷収穫祭他イベント参加物販(竹炭・竹酢液・クラフト等販売)
イオン環境活動助成金	300,000	別紙②イオン申請書 経費一覧表参照(森林保全活動事業充当)
合計 (C)	850,000	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明(積算根拠等)
補助対象経費	ボランティア保険	30,000 1人500-×60名
	チェンソー保険	18,000 1人1200×15名(有資格者)
	車両賃貸料	48,000 月4000×12か月 軽トラック(個人所有)借用
	交通費	30,000 通常活動日(日・水)以外のイベント, 学校行事, 企業協賛支援行事に参加会員に対する交通費補助 500-×延60名
	講師謝礼	10,000 安全講習会開催講師謝礼
	森林保全活動消耗品費	71,400 車両 チッパー機用ガソリン他別紙①明細通り
	クラフト指導 イベント活動費	40,600 子供用軍手他別紙①明細通り
小計 (E)	248,000	
補助対象外経費	印刷費, 通信費	15,000 印刷費 5000- 通信費 10000-
	旅費交通費	20,000 交渉 登記 その他連絡
	福利厚生, 渉外費	110,000 渉外費25000- 福利厚生費85000-
	雑費	75,000 登録費20000- 事務費20000- 総会費25000- ワークキャンプ参加費10000-
	消耗品費	82,000 森林保全整備消耗品62000- 資源活用費20000-
イオン環境活動助成金	300,000 別紙②イオン申請書 経費一覧表参照(森林保全活動事業充当)	
小計	602,000	
合計 (D)	850,000	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。

枚方市補助金枚方市補助金(一般・活動分野)(A)は補助対象事業費(E)から枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を差し引いた金額の1/2以内(千円未満切り捨て)として下さい。

ただし枚方市補助金(一般・活動分野)(A)と枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。(団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。)

事業収支予算書(別紙明細①)

項目	予算額	内容説明(精算根拠等)	
補助対象経費	10,800	ガソリン代80×135(車両、70cc用)	
	8,400	チェーン替刃(製材機用4200×2)	
	9,600	チェーン替刃(小型機用3200×3)	
	4,400	チェーンブレード2200×2	
	3,300	麻ひも1100×3	
	1,200	竹炭用ネット400×30	
	3,000	特殊NN砥石(大)	
	11,000	軍手2ヶス5000×2	
	13,200	肥料 鶏糞110×20=2200 油粕1100×10=11000	
	1,500	工具用オイル750×2=1500	
	5,000	ナイロンスリッパ2500×2	
	小計	71,400	
	クラフト指導イベント材料費	3,500	子供用軍手350×10
		4,400	不織布マスク2000×2
		1,850	クラフトナイフ500×3=1500 替刃1パック350
		8,000	除菌スプレー1600×5
		2,050	紙ヤスリ2セット200×2=400 ヤスリ細目-1650
		2,750	ステンレスビス
		800	動眼セット
		1,000	打紐
		1,750	宝石ビーズ5色入り1パック
		1,800	ヒートシート
		1,000	プロビリン1袋500×2
		9,500	ストラップ190×50
		2,200	グルガン用スティック1100×2
小計	40,600		

#### 14. 経費内訳

当該活動の 財源内訳	当助成申請	300,000 円	←今回の申請金額 (1万円単位：端数は切り捨て)
	自己負担	300,000 円	←貴団体が負担する経費
	他からの助成	250,000 円	←他から助成を受けている経費
	活動経費計	850,000 円	←当該活動の総経費

② 付

※本表に入力すると、「当該活動の財源内訳」に反映されます。

#### 15. 経費一覧表 ※P.12の「費目と具体的な用途」をご確認の上、記載してください。

①2020年4月1日～2021年3月31日の期中に発生し、活動にかかわる費用が対象です。

②1費目の合計が税込10,000円以上の場合は、第三者が発行する税込価格の

見積書(原本のコピー不可)の提出が必要です。

③ご提出いただく見積書は、任意の見積書管理番号(例 No.1)を割り当ててください。

費目	明細(品名)	合計金額 (税込)	見積書 管理番号
備品購入費	ヘッジトリマー @29,800×2台	¥59,600	①-1
備品購入費	アルミカーリー(荷車)1台	¥11,800	①-2
消耗品費	草刈り機用替刃 @1,580×20枚	¥31,600	①-3
消耗品費	水溶性チェーンオイル4L @2,280×5本	¥11,400	①-4
消耗品費	チェーンソー替刃 @3,120×6個	¥18,720	①-5
消耗品費	チェーンソー替刃 @3,420×6個	¥20,520	①-6
消耗品費	丸鋸替刃 @19,300×1枚	¥19,300	①-7
消耗品費	竹挽き鋸 替刃 @1,260×60枚	¥75,600	②-1
消耗品費	竹挽き鋸(小) 替刃 @240×60枚	¥14,400	②-2
消耗品費	プリンター替えインク、紙	¥25,380	③
消耗品費	ガソリン @130×50L	¥6,500	
調査研究費	水質検査キット @8,745×1セット	¥8,745	
お選びください			
お選びください	調整	(¥3,565)	
見積書合計(税込)		¥300,000	
助成申請額 (合計時に1万円以下は切り捨て)		¥300,000	



# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 2019年度(令和元年度)事業報告書

特定非営利活動法人 森林ボランティア 竹取物語の会

## I 事業期間

2019年4月1日～2020年3月31日

## II 事業の成果

本会は枚方市穂谷地区の里山における豊かな自然環境の再生を進める為、森林ボランティアとして地域への貢献と市民を里山に誘う普及を活動の主目的としている。

本会は2002年に発足以来、会員が一致協力して週2回の活動を続けており、地域と連携して地権者等の高齢化の為、竹が侵食して荒廃した放置田畑の竹等の伐採、竹林の間伐整備、穂谷地区の竹林整備事業の伐採協力、枚方市野外活動センターの要請を受け、ヒノキ人工林や竹林の間伐体験などを指導、市・地域等のイベントに出向いてのクラフト指導で環境保全活動をPR、市民参加体験行事への協力、山田池公園での竹炭等を活用した水質浄化活動などを行い、目的の達成が図れている。

## III 事業の実施状況

2018年9月、台風21号によるヒノキ人工林内の倒木整備が穂谷区長はじめ関係団体のご支援により、2020年2月ほぼ完了して頂きました。予算の関係で、一部北側尾根筋が残っております。

当会のヒノキ人工林保全作業は、止むを得ず倒木エリア外で行事を中心に4日間しか実施出来ませんでした。

2019年度は年間を通じて、高齢者対策として省力化に取り組みました。小型チェーンソーの購入、運搬車の復活活用、基地中之島竹林除去、竹割機の改善、重量機材の保管庫作成、チップの活用及び竹チップの敷き設、竹置場作り等多くの会員の協力で進める事が出来ました。

又、竹取基地周辺の竹林及びヒノキ人工林の間伐整備、野外活動センターとの共同行事、市民、幼稚園、企業里山保全活動受入を中心に、穂谷の自然環境保全寄与に活動してまいりました。

穂谷区との連携事業として、2017年度にスタートされた「穂谷区竹林整備事業」の一部地区を当会が担当し、2019年度に引き続き、2019年度は月一回を目標に、年間10回の竹林伐採(皆伐・間伐)整備を実施しました。

果樹園保全整備は、毎年実施の草刈りと共に効果的な環境保全を目指して、水路整備を今年度も11月と2月と2日間実施致しました。

4年前にスタートしました「クラフトデー」も3月で45回目の開催となり、クラフト分野及び資源活用分野における技術継承を毎年少しずつ継承中です。

製材機の活用に於いては、緑の広場作業台2台、基地作業台3台、椅子5脚、鳥観察小屋デッキ作り、単板づくり等、活用頻度が上がりつつあります。

5年前に再スタートした水質検査班は、今年度より山田池公園「池せせらぎ」の保全活動を終了し、奥山田川に一本化して竹炭による保全活動を継続実施しております。2019年度は山田池炭焼き小屋に有る機械式窯を借用して、木炭1回(基地で活用)、竹炭3回(奥山田川で活用)を焼きました。

2019年度も公益財団法人イオン環境財団殿より助成金、枚方市里山保全活動助成金を受ける事が出来ました。あいおいニッセイ同和損保(株)殿より寄付先選定に復活選定され、再度寄付金を受ける事が出来ました。

又、日本電音(株)殿はじめ、自動販売機設置会社3社より自動販売機の売上手数料の一部を寄付金として引き続きいただき、運営資金に充当する事が出来ました。

以下、活動内容の詳細を報告致します。

- ◆活動期間 : 2019年4月1日(月)～2020年3月31日(火)
- ◆活動場所 : 大阪府枚方市穂谷(枚方市野外活動センター内、穂谷区、笹田果樹園)
- ◆活動日数 : 95日間(雨天中止6日除く)(2018年度 91日間)
- ◆延べ活動参加人数 : 1,349名(2018年度 1,315名)
- ◆平均活動参加者数 : 14.2名/回(2018年度 14.5名/回)
- ◆保全活動による間伐数 : 竹間伐数 1,673本(2018年度 1,411本)  
内、穂谷区竹林整備事業 竹間伐数 1,215本、樹木70本  
桧間伐数 13本(2018年度 17本)、別途台風倒木伐採整備 26本、雑木96本

◆主な活動実績

- 1) 野外活動センター内工作物補修及び進入路側溝土砂整備、老木・枯れ木、台風倒木伐採整備
- 2) 学校・企業から桧、竹の間伐体験要請を受け入れて指導。環境保全活動の必要性のアピール
- 3) ヒノキ人工林・竹林の日常の間伐、台風倒木整備と野外活動センターアスレチックコース整備
- 4) 間伐ヒノキを製材して野外活動センターの体験材料に活用、間伐竹は竹炭・竹酢液・竹紙に再生活用
- 5) 枚方市・穂谷区主催の収穫祭などのイベント、各種環境取り組みイベントに参加、クラフト指導により里山環境保全活動をPR
- 6) 野外活動センターの市民参加体験行事・イベントへの協力と竹取物語の会一日体験会など自主開催
- 7) 穂谷財産区 里山竹林整備事業 間伐協力
- 8) 枚方市里山楽校 里山ネイチャークラフト指導

◆活動実績詳細

時期	実施内容等
4月	毎水・日曜活動 7日間(雨天中止2日) 延べ活動人員:122名 活動地:穂谷野活C 野外活動センター内倒木整理、竹林間伐整備、茶畑草刈、基地周辺草刈り整備、竹炭短材作り、竹酢液製造、ヒノキ製材、クラフト材料作り、企業里山活動受入指導、2,019年度通常総会・安全講習会
5月	毎水・日曜活動 10日間 延べ活動人員:144名 活動地:穂谷野活C 果樹園草刈3回、市民茶摘み用資材製作、ひらかた緑化フェスティバル参加・クラフト指導、会員茶摘み、市民茶摘み体験受入指導、穂谷財産区竹林間伐整備、竹取物語の会一日体験会開催、枯竹整備、若竹伐採整備、企業里山活動受入指導・竹林間伐、工具・機械メンテナンス、茶畑剪定
6月	毎水・日曜活動 8日間 延べ活動人員:127名 活動地:穂谷野活C 果樹園梅収穫・水路整備、野鳥観察小屋修理及びデッキ作り、枯竹整備、竹炭焼窯入れ、クラフト用材料伐採、穂谷財産区竹林間伐整備、企業里山活動受入指導・竹林間伐、活動基地沿い竹間伐・雑木伐採、活動基地小屋修理、ヒノキ人工林登り口下草刈り
7月	毎水・日曜活動 8日間(雨天中止1日) 延べ活動人員:100名 活動地:穂谷野活C 基地竹林間伐、側溝整備掃除、活動基地周辺草刈り、クラフト材料・竹炭材料作り、竹紙原料作り、商品用竹炭焼、企業里山活動受入指導・竹間伐クラフト作り、市民クラフト体験受入指導、茶畑草刈、間伐ヒノキ製材
8月	毎水・日曜活動 6日間(夏休み2日・雨天中止1日) 延べ活動人員:92名 活動地:穂谷野活C 穂谷財産区竹林整備事業竹間伐・雑木伐採整備、竹紙材料作り、果樹園草刈3日、商品用竹炭焼、クラフトディ(竹笛・花器・水鉄砲作り)、チェーンソーメンテナンス
9月	毎水・日曜活動 10日間 延べ活動人員:140名 活動地:穂谷野活C 果樹園草刈・水路整備、商品用竹炭焼、基地周辺草刈り、ひらかたNPOフェスタ参加出展(クラフト製作指導)、基地周辺竹林間伐整備、竹紙原料作り、茶畑草刈、ノコギリ整備点検、山田池水質浄化活動、野活キャンプフェスティバル参加指導(ノコギリ体験・ヒノキ皮むき・竹の器作り・ヒノキベンチ作り)、活動基地作業台解体・新製作、側溝保守整備、企業里山活動受入指導(桧間伐・竹花器作り)、市民竹紙紙漉き体験受入指導、穂谷財産区竹林間伐整備、果樹園栗収穫

時期	実施内容等
10月	毎水・日曜活動 10日間 延べ活動人員:119名 活動地:穂谷野活C 収穫祭用クラフト作り、企業里山活動受入指導、穂谷財産区竹林整備事業竹間伐・雑木伐採、里山楽校ネイチャークラフト指導、里山楽校ヒノキ間伐体験受入指導、基地周辺草刈り・雑木伐採、ヒノキ製材、山田池フェスタ用竹伐採、山田池水質浄化活動、茶畑施肥、基地作業台製作、工具メンテナンス
11月	毎水・日曜活動 8日間 延べ活動人員:102名 活動地:穂谷野活C 笹田果樹園水路整備、ボーイスカウト里山活動受入指導、里山講座簡易炭焼き体験・クラフト作り、森の幼稚園里山体験受入ノコギリ体験指導、企業里山活動受入ヒノキ間伐指導、穂谷財産区竹林整備事業竹間伐・雑木伐採、水質浄化用炭材作り、マキ割、枯竹カット整備、基地周辺草刈り、山田池公園竹炭焼用炭材窯入れ
12月	毎水・日曜活動 7日間 延べ活動人員:105名 活動地:穂谷野活C 市民門松作り・簡易炭焼き体験受入指導、竹間伐、穂谷財産区竹林整備事業竹間伐・雑木伐採、クラフト材料作り、竹置場整理、雑木林整備、基地上部竹林間伐、竹箨材料加工、基地コナラ株移動整理、工具・器具点検整備、大掃除、門松作り
1月	毎水・日曜活動 6日間(年始休み2日) 延べ活動人員:83名 活動地:穂谷野活C 初出安全祈願、基地竹林間伐整備、マキヤッカ通路竹チップ敷設、商品用竹炭材作り、水質浄化用竹炭ネット入れ、果樹園梅剪定、穂谷財産区竹林整備事業竹間伐・雑木伐採、倉庫前中之島竹伐採整地、クラフト材料作り、椅子制作用材料加工、枯竹カット整理
2月	毎水・日曜活動 8日間(雨天中止1日) 延べ活動人員:109名 活動地:穂谷野活C 穂谷財産区竹林整備間伐、ひらかたエコフォーラム参加出展クラフト指導、果樹園水路整備、クラフト材料作り、枯竹カット整理・チップ化、基地竹林間伐、栗の木剪定、ヒノキ人工林伐採ヒノキ杭用材料加工・搬出
3月	毎水・日活動 7日間(雨天中止1日) 延べ活動人員:106名 活動地:穂谷野活C 基地竹林間伐整備、山田池公園竹炭焼、水質浄化用炭材作り、基地奥竹林竹置場設置、栗の木剪定、栗畑整備、製材木工、竹酢液製造、枯竹運搬整備、穂谷財産区竹林間伐整備、工具・器具・備品期末棚卸

◆普及活動実績詳細 (全 20件 参加人数: 379名 参加会員数計: 210名)

【体験参加】

・里山体験

	活動先	活動内容	参加人員	参加会員数
(学校)				
今年度は諸般の事情で行われなかった。				
(企業)				
4月22日	ネットヨタ新大阪(株)	竹間伐・倒竹整理・クラブ	15名	9名
5月27日	ネットヨタ新大阪(株)	竹間伐・クラブ	13名	8名
6月16日	メタウォーター(株)	竹間伐・クラブ	32名	12名
7月17日	日本電音(株)	竹間伐・クラブ	4名	5名
9月19日	大和ハウス(株)	ヒノキ間伐・クラブ	6名	6名
10月28日	ネットヨタ新大阪(株)	ヒノキ間伐・クラブ	15名	5名
11月10日	メタウォーター(株)	ヒノキ人工林倒木整備	15名	9名
(その他)				
10月6日	枚方市里山楽校講座	ネイチャークラフト製作指	19名	10名
10月20日	枚方市里山楽校講座	ヒノキ間伐	17名	13名
11月17日	ボーイスカウト枚方8区	ヒノキ間伐体験・竹花器作	25名	8名
11月13日	森の幼稚園 野イチゴ	竹間伐・竹クラフト ノコギ	26名	8名

【野外活動センター行事】

(竹と遊ぼう)

5月19日	茶摘み・製茶体験	10組36名	23名
7月21日	竹クラフト・竹細工・花器作り体験	19名	17名
9月22日	竹紙漉き体験・竹クラフト	24名	21名
12月1日	簡易竹炭焼体験・門松・竹クラフト作り	14組32名	15名
(イベント)			
9月15日	市民キャンプフェスティバル クラフト指導		12名

【フェスティバル参加指導・出展】

4月13日	ボランティアサイクル クラフト指導	1名
5月11日	枚方緑化フェスティバル	12名
9月8日	ひらかたNPOフェスティバル	8名
10月13日	枚方の里山・収穫の秋穂谷	20名
雨天中止	山田池公園フェスティバル	9名
2月8日	ひらかたエコフォーラム	6名

【穂谷財産区 里山竹林整備事業 間伐協力】

5月15日	第1回	竹間伐 62本	雑木伐採 13本	8名
6月12日	第2回	竹間伐 56本	雑木伐採 19本	10名
8月4日	第3回	竹間伐 53本	雑木伐採 0本	15名
9月25日	第4回	竹間伐 57本	雑木伐採 3本	9名
10月27日	第5回	竹間伐 140本	雑木伐採 0本	15名
11月24日	第6回	竹間伐 225本	雑木伐採 0本	21名
12月8日	第7回	竹間伐 168本	雑木伐採 3本	21名
1月19日	第8回	竹間伐 252本	雑木伐採 13本	18名
2月23日	第9回	竹間伐 90本	雑木伐採 5本	18名
3月22日	第10回	竹間伐 112本	雑木伐採 14本	18名

◆森づくり委員会 その他

2月18日	穂谷森づくり委員会	2名
2月21日	枚方市里山保全活動団体意見交換会	2名
5月・3月	竹取物語の会 一日体験会(随時開催)	3名 入会3名

◆総会及び理事会

2019年度通常総会	2019年4月21日 (野外活動センター会議室)	26名
理事会	第1回(4/7)より2020年3月まで毎月1回、12回開催	

◆機関紙とホームページの再開・更新

2017年11月より新体制の元、竹取新聞の発行、ホームページの更新は2018年1月に再開以降毎月発行、更新をしている。

竹取新聞は2020年3月度の発行で168号となりました。

新たなホームページのアクセス数は3月末で14,675回となっています。

◆会員数

2019年度末の会員数は58名(今年度入会4名)。体調等他の要因から活動参加が難しい会員もおられ、活動参加は一回当たり 14.2人と少なくなっております。

2019年度末の会員平均年齢は71.3歳と高齢であり、今後の活動継続の為に今年度試行開催した「竹取物語の会一日体験会」を引き続き、随時開催し、新入会員の確保が重要な課題と考えられます。

#### IV 通常総会の開催状況

##### 2019年度通常総会

(日時) 2019年4月21日 10時～11時45分

(場所) 枚方市野外活動センター 会議室

(会員数) 57名

(出席者数) 52名(内、委任状出席者24名、書面表決者0名)

(内容) 第1号議案 2018年度(平成30年度)活動報告及び活動計算書、貸借対照表、会計財産目録  
監査報告書承認の件

審議の結果、全員一致で可決承認

第2号議案 2019年度(平成31年度・令和元年度)活動方針(案)と活動計画(案)及び  
活動予算書(案)承認の件

審議の結果、全員一致で可決承認

第3号議案 名簿の更新承認の件

審議の結果、全員一致で可決承認

#### V 理事会その他の役員会の開催状況

- ・理事会は第1回(4/7)より2020年3月迄毎月1回、12回開催
- ・その他の役員会は開催していない。

# 2019年度活動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

特定非営利活動法人  
森林ボランティア  
竹取物語の会

(単位 円)

科 目	内 訳	予 算 (イ)	実 績 (ロ)	差 異 (ハ)=(ロ-イ)	備 考
<b>I. 経常収益</b>					
1 受取会費		30,000	30,000	0	
正会員受取会費		30,000	30,000	0	
賛助会員受取会費		0	0	0	
2 受取寄付金		120,000	514,646	394,646	
受取寄付金	団体・個人	120,000	214,646	94,646	穂谷竹林整備委員会より10万円
	あいおいニッセイ同和損保	0	300,000	300,000	昨年0、交渉により復活30万円
			0	0	
3 受取助成金等		442,000	377,000	-65,000	
受取民間助成金	イオン環境財団	300,000	300,000	0	
受取国庫補助金	枚方市(里山保全活動事業)	77,000	77,000	0	
	大阪府(山桜)	65,000	0	-65,000	山桜植樹無し
4 事業収益		90,000	90,600	600	
売上高	イベント協力・協賛事業	0	0	0	
	生産・販売事業	90,000	90,600	600	
5 その他収益		120,000	160,013	40,013	
受取利息		0	13	13	
雑収益		120,000	160,000	40,000	里山楽校受入2回 4万円受領
経常収益合計(A)=(1+2+3+4+5)		802,000	1,172,259	370,259	
<b>II. 経常費用</b>					
1 事業費(B)=(①+②+③+④)		658,000	639,399	-18,699	
①森林保全活動事業=((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ))		523,000	589,301	66,301	
(イ)森林保全計画費		423,000	485,097	62,097	
消耗品費	(森林保全計画費)	(100,000)	(153,532)	(53,532)	小型チェーンソー1台購入
消耗品費	(イオン環境財団助成金)	(259,000)	(259,520)	(520)	
印刷製本費	(イオン環境財団助成金)	(24,000)	(24,140)	(140)	
賃借料	(森林保全計画費)	(0)	(0)	(0)	
研修費	(チェーンソー研修)	(15,000)	(0)	(-15,000)	
保険料	(チェーンソー保険)	(25,000)	(47,905)	(22,905)	保険会社変更により増加
消耗品費	(ロ)学習計画費	20,000	7,337	-12,663	
消耗品費	(ハ)水質土質検査費(イオン)	30,000	13,512	-16,488	
消耗品費	(ニ)資源活用費	50,000	83,355	33,355	
②枚方市里山保全活動補助事業		115,000	40,000	-75,000	
諸謝金	枚方市(里山保全活動事業)	20,000	10,000	-10,000	
保険料	" (ボランティア保険)	30,000	30,000	0	
雑費	大阪府(山桜)	65,000	0	-65,000	山桜植樹無し
③間伐材利用としての生産・販売事業		20,000	10,098	-9,902	
売上原価	資源活用費(クラフト材料費)	10,000	0	-10,000	イオン助成で賄う
	イオン資源活用費(クラフト材料)	10,000	10,098	98	
④イベント協力・協賛事業		0	0	0	
				0	
2 管理費(C)		225,000	216,443	-8,557	
印刷代		5,000	1,530	-3,470	
旅費交通費		50,000	42,170	-7,830	
渉外費		15,000	25,730	10,730	あいおいニッセイ交渉費
通信費		10,000	5,764	-4,236	
福利厚生費		60,000	85,893	25,893	親睦バーベキュー実施
雑 費		85,000	55,356	-29,644	
	(登録費)	(25,000)	(18,500)	(-6,500)	
	(事務費)	(30,000)	(11,124)	(-18,876)	
	(総会費)	(20,000)	(22,732)	(2,732)	
	(ワーキングキャンプ等参加費)	(10,000)	(3,000)	(-7,000)	
経常費用合計(D)=(B)+(C)		883,000	855,842	-27,158	
III. 当期正味財産増減額(E)=(A)-(D)		△ 81,000	316,417	397,417	
IV. 前期繰越正味財産(F)=前期分転記		1,209,758	1,209,758	0	
V. 次期繰越正味財産(G)=(E)+(F)		1,128,758	1,526,175	397,417	

## 2019年度 貸借対照表

(2020年3月31日)

特定非営利活動法人  
森林ボランティア 竹取物語の会  
(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	41,642	前受金	300,000
普通預金	1,784,533		
流動資産合計	1,826,175	流動負債合計	300,000
2. 固定資産	0	2. 固定負債	0
固定資産合計	0	固定負債合計	0
		負債合計	300,000
		<b>III 正味財産の部</b>	
		1. 正味財産	
		前期繰越正味財産	1,209,758
		当期正味財産増減額	316,417
		正味財産合計	1,526,175
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,826,175</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>1,826,175</b>

## 2019年度 会計財産目録

2020年3月31日現在

特定非営利活動法人 森林ボランティア竹取物語の会

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金			
現金	41,642		
普通預金	1,784,533		
未収入金			
流動資産合計		1,826,175	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資 産 合 計			1,826,175
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
前受金	300,000		
流動負債合計		300,000	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			300,000
<b>III 正味財産</b>			<b>1,526,175</b>

(単位:円)

上記は、貸借対照表、財産目録に相違ありません。

特定非営利活動法人  
森林ボランティア 竹取物語の会

代表理事 小出 哲男



## 第1章 総則

### (名称)

第 1条 この法人は、特定非営利活動法人 森林ボランティア 竹取物語の会という。

### (事務所)

第 2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

### (目的)

第 3条 この法人は、歴史的に人々の生活に密着して利活用されてきた里山の再生と利用に関する事業を行うことにより、里山を通じて自然との共生を学び自然環境の保全に役立つことを目的とする。

### (活動の種類)

第 4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表に掲げる次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子供の健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第 5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 竹林伐採体験講座・里山保全講座開講事業
  - ② 間伐・除伐と植林などの森林保全活動事業
  - ③ 間伐材を利用して生産・販売事業
  - ④ その他目的を達成するために必要な事業（会員の種別）

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第 6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員を持って法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、理事会において推薦された個人または団体

### (入 会)

第 7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、正・賛助会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるもとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第 8条 会員は、總會において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

- 第 9 条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
    - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
    - (2) 会費を 1 年以上滞納したとき。

(除 名)

- 第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、總會において、会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第 11 条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第 3 章 役 員

(役員の種類)

- 第 12 条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3 名以上 10 名以下
  - (2) 監事 1 名以上 2 名以下
- 2 理事及び監事は、總會において選任する。
  - 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
    - (1) 代表理事 1 名
    - (2) 副代表理事 1 名以上 4 名以下
  - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
  - 5 監事は、理事又はこの法人職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第 13 条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは代表理事あらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。

- 2 役員の再任は妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任役員が選任されていない場合は任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その理事に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 理事会から付託された事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第4項4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができな。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員、あらかじめ書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

### (理事会の機能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他この定款に定める事項及び総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

### (招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第32条 理事会の議長は代表理事が当たる。

### (議決等)

第33条 この法人の業務は理事の過半数をもって決する。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

### (資産とその区分)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

## (6) その他の収益

### (資産の管理)

第35条 資産は、代表理事が管理しその方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

### (事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。  
これを変更する場合も同様とする。

### (予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第39条 第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (事業計画及び予算の追加又は変更)

第40条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定事業計画及び予算の追加又は変更をすることができる。

### (事業報告書及び決算)

第41条 代表理事は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (長期借入金)

第42条 この法人が資金を借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局、相談役

### (設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、代表理事が任免する

### (書類及び帳簿の備置き)

第45条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

(相談役)

第46条 この法人には、相談役を置くことができる。

- (1) 相談役は、本会において、長年に渡って任期満了まで役員を務め、会の発展に著しく貢献した人の中から若干名を、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- (2) その他、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- (3) 相談役は、理事会における議決権を有しない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を経なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において定めた他の特定非営利活動法人または公益財団法人または公益社団法人に帰属させるものとする。

## 第9章 雑 則

(公 告)

第50条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委 任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 附 則

1 (施行日) 2006年9月14日(登記申請日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

## 2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員 入会金 無 会費 年額 500円
- (2) 賛助会員 入会金 無 会費 年額 一口 500円
- (3) 名誉会員 入会金、会費は徴収しない。

## 3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2008年3月31日までとする。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

## 4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び 予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

## 5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から2007年3月31日までとする。

特定非営利活動法人 森林ボランティア 竹取物語の会

設立代表者 堀田英雄

## 附 則

- 1 この定款は2008年4月20日から施行する。

## 附 則

(2012年度4月29日通常総会にて議決)

- 1 この定款は2012年9月13日から施行する。(認証書受領日)

## 附 則

- 1 この定款は2013年4月28日から施行する。

## 附 則

- 1 この定款は2018年4月22日から施行する。

特定非営利活動法人 森林ボランティア 竹取物語の会

代表理事 小出哲男

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【3. 大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会】





様式第 3 号 / 枚方市 N P O 活動応援基金

令和 3 年 2 月 2 6 日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会  
主たる事務所の所在地 〒573-1163 枚方市甲斐田新町10-6  
代表者氏名 久保田 三十師  
担当者氏名  
連絡先

### 枚方市 N P O 活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第 5 条の規定に基づき、下記のとおり N P O 活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第 4 号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 287,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第 5 号）」のとおり

4.

. 添付資料

その他参考となる書類



## 事業計画書

団体名	特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 In 枚方実行委員会
事業名称	大阪メチャハッピー祭 In 枚方実行委員会
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。)  令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月 31日
1. 目的	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること)  {青少年の健全育成}を大きな目的とした市民参加型の祭りです。 昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を余儀なくされましたが今年は拡大防止に努め子どもの笑顔を今一度覗ける踊りの祭りを目的とする。
2. 事業内容等	<p>【①対象者】 学校・園・PTA・各種団体・有志（他市）</p> <p>【②実施場所】 令和3年10月10～11日(体育の日)オリンピック開催での日程変更あり 枚方市ニッペパーク岡東中央公園</p> <p>【③事業内容】 枚方市ニッペパーク岡東中央公園グラウンドにて大会前日より会場設営準備 翌日、大会本番約25団体のチームによる踊りの祭典 参加者1000人程 各チームを審査し高校生以下のチームとそれ以外のチームに分け採点し上位 3チームを表彰している。市内 幼稚園・小学校・中学校に対しては 枚方市長賞・ 市議会議長賞・教育委員会賞を贈呈している。 青空の下、全員が一緒に踊ることで、踊り子達の連帯感が増し、祭りの目的 である青少年健全育成に資する。フィナーレには会場全員による総踊りで、近年は 伏見市長も参加して踊って頂き盛り上がっています。</p>
3. 実施スケジュール	5月より毎月1回の実行委員会を開催して大会の詳細を入念に話し合う



## 事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人  
大阪メチャッピー祭in枚方実行委員会

補助対象事業の名称：	大阪メチャッピー祭in枚方実行委員会
------------	--------------------

事業実施期間： 令和 3年 4月～ 令和 4年 3月

【収入の部】

(単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	287,000	補助金交付申請額 (一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	0	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	433,000	市民及び各種団体寄付
合 計 (C)	720,000	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	会場設営費	30,000	レンタカー・設営部材
	音響機器レンタル費	200,000	音響機器借入(オペレーター含む)
	模擬店諸費	100,000	テントレンタル費 (3張り 5.5x3.6)
	印刷費	45,000	プログラム (1000部) ・チラシ (2000枚)
	オフィシャルチーム法被	200,000	1枚10000円x20枚
小 計 (E)	575,000		
補助対象外経費	給水費	50,000	
	記念写真費	60,000	
	警備費	20,000	警備員2名
	会議費・雑費	15,000	
小 計	145,000		
合 計 (D)	720,000		

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。  
 ※2：収入の合計 (C) = 支出の合計 (D) となるように記入してください。  
 枚方市補助金枚方市補助金(一般・活動分野) (A)は 補助対象事業費 (E) から枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を差し引いた金額の1/2以内 (千円未満切り捨て) として下さい。  
 ただし枚方市補助金(一般・活動分野) (A)と枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。5 (団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。)



「大阪メチャハピー祭in枚方」にご支援、協賛戴いた皆様方です。

(敬称略・順不同)

枚方桜花倶楽部	株式会社	枚たまゆら
枚方ローズライオンズクラブ	枚方ライオンズクラブ	
枚方・交野地区保護司会	松本 秀作	
山中 卓	小柳 佳弘	株式会社 株式会社 電気工業
平石	牧野 一春	
DikDik	住野 美知子	
<b>&lt;草の根募金募集中&gt;</b> 一口 1,000円から 郵便振替口座 00910-3-304708 枚方信用金庫 甲斐田支店 普通預金 口座番号 0285396 名義 大阪メチャハピー祭in枚方実行委員会		

※令和元年10月11日現在

### <実行委員メンバー募集!!>

「お祭りが好き! 懸命に踊る姿を見るのが好き! 大阪メチャハピー祭に関わりたい! 枚方を元気にしたい!」という思いをもった人たちが集まり、3月から月に1度集まって話し合いを重ねたり、お祭りのPRをして回ったりしながら、半年かけて今日の日を迎えています。  
ぜひ一緒に、このお祭りを盛り上げませんか?  
当日だけ手伝っていただけの方も募集しています!!  
また、本日の感想や気づいた点がありましたら、ぜひご連絡ください。

連絡先→大阪メチャハピー祭in枚方実行委員会

hirakatametta@gmail.com

nakayama\_hirohito888@feel.ocn.ne.jp

# 2019 大阪メチャハピー祭in枚方

開催日：令和元年10月14日（月・祝）

場所：ニッパーク岡東中央

時間：10時00分～15時00分

主催：特定非営利活動法人  
大阪メチャハピー祭in枚方実行委員会

後援：枚方桜花倶楽部

協力：枚方市、枚方市教育委員会

プログラム

No.	出演予定時間	団体名	参加地域
	10:00	開会式	
1	10:20	枚方めっちゃ踊り隊	枚方市 オフィシャル
2	10:26	スターダスト河内	枚方市 枚方第二小
3	10:32	BUNROKU	守口市 有志
4	10:38	広島インディゴズルペンズ	広島県 広島市
5	10:44	紅くじゃく	豊中市 有志
6	10:50	三國鷲	堺市 有志
7	10:56	大阪市立大学チーム朱蘭	住吉区 大阪市立大
8	11:02	ソーラン隊「宝」	交野市 有志
9	11:08	不知火組	藤井寺市 有志
10	11:14	大阪芸術大学 よさこい×結び	河内町 大阪芸術大学
11	11:20	健康ぞーらん	広島県 広島市
12	11:26	高陵パワフルキッズ	枚方市 高陵幼稚園
13	11:32	メチャハッピー踊り子隊	大阪市 オフィシャル
14	11:38	サンフィッシュダンスチーム	大阪市 有志
15	11:44	福寿寿女	浪速区 有志
16	11:50	大阪府立今宮高校	浪速区 今宮高校

プログラム

No.	出演予定時間	団体名	参加地域
		*** アトラクションタイム ***	
	12:30	Roots All Star ダンスパフォーマンス	
	13:00	シンガーソングライター「ハス実」ライブ	
17	13:35	大阪府立渋谷高等学校IZA笑舞	池田市 渋谷高校
18	13:41	ソーラン・ザ・成育	城東区 成育小
19	13:47	よさこいソーラン龍(草組)	門真市 有志
20	13:53	踊ろや	八幡市 有志
21	13:59	大阪教育大学YOSAKOI ソーランサークル 湯権	柏原市 大阪教育大
22	14:05	山之上小学校いきいき広場 南中ソーランチーム	枚方市 山之上小
23	14:17	つるみまんでんVol∞	鶴見区 有志
24	14:23	東田辺メチャハピース	東住吉区 有志
25	14:29	よさだん	四条畷市 有志
26	14:35	めっちゃんご夢邪気	中央区 有志
	14:41	審査総評	
		踊り子や皆様全員参加 総踊り	
		閉会式	
	15:00	終了	

# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 平成31年度事業活動報告書

特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会

## I 事業期間

平成31年1月1日 ～ 令和1年12月31日

## II 事業の成果

本年度も着実に行事を実行することを心がけながら活動した。

## III 事業の実施状況

### 1 特定非営利活動に係る事業

(1) 「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」を開催する活動を行う。

【内 容】 「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」を開催する活動を行う。

【実施場所】 ニッペパーク岡東中央公園

【実施日時】 令和1年10月14日

【事業の対象者】 祭りに参加したい幼稚園・小学生・中高校生他各団体の人

【収 入】 325,000円

【支 出】 325,000円

2 その他の事業は行わなかった。

## IV 社員総会の開催状況

### 第8回定時総会

日 時 平成31年4月19日 午後7時30分から午後9時

場 所 枚方市生涯学習センター 第2集会室

社員総数 10名

出席者数 10名（うち委任状出席届 3名）

内 容 第1号議案 2018年度事業報告及び決算報告の件  
審議の結果、全員一致で可決承認

第2号議案 2019年度事業計画及び予算（案）の件  
審議の結果、全員一致で可決承認

## V 理事会その他の役員会の開催状況

### (1) 理事会

- 第1回 平成31年4月19日  
議案 平成31年の活動方針について  
審議結果 事務担当並びに活動方針を了承
- 第2回 令和1年10月19日  
議案 本年度事業の反省点の件  
審議結果 反省点を確認及び来年度へ織り込むことを決定

### (2) 実行委員会

- 第1回 平成31年5月17日(金) 午後7時30分  
枚方生涯学習センター 集会室
- 第2回 令和1年6月21日(金) 午後7時30分  
枚方生涯学習センター 集会室
- 第3回 令和1年7月19日(金) 午後7時30分  
枚方生涯学習センター 集会室
- 第4回 令和1年8月23日(金) 午後7時30分  
枚方生涯学習センター 集会室
- 第5回 令和1年9月20日(金) 午後7時30分  
枚方生涯学習センター 集会室
- 第6回 令和1年10月5日(火) 午後7時30分  
枚方生涯学習センター 集会室
- 第7回 令和1年10月19日(金) 午後7時30分  
枚方生涯学習センター 集会室

法人名： 特定非営利活動法人大阪メチャッピー祭In枚方実行委員会

## 活動計算書

平成31年 1月 1日 ~ 令和1年 12月 31日 まで

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
2. 受取寄付金		49,000
3. 枚方市補助金		276,000
経常収益計		325,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会場設営費	39,748	
雑費・会議費	5,197	
印刷費	8,885	
その他経費計	53,830	
事業費計		53,830
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
音響関係費	200,000	
警備費	17,600	
雑費(ボランティア当日昼食代・記念写真費)	53,570	
その他経費計	271,170	
管理費計		271,170
経常費用計		325,000
当期正味財産増減額		△ 57,539
前期繰越正味財産額		488,067
次期繰越正味財産額		430,528

法人名： 特定非営利活動法人大阪メチャッピー祭In枚方実行委員会

## 貸借対照表

令和 1 年 12 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	430,528		
流動資産合計		430,528	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			430,528
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		488,067	
当期正味財産増減額		△ 57,539	
正味財産合計			430,528
負債及び正味財産合計			430,528

法人名： 特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭In枚方実行委員会

## 財産目録

令和 1 年 12 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	251,403		
枚方信用金庫	166,800		
ゆうちょ銀行	12,325		
流動資産合計		430,528	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			430,528
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			430,528



# 特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府枚方市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、青少年の健全育成を目的とした踊り祭り「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」を開催することにより、みんなが力を合わせて一つの踊りを完成していくという過程で、仲間の大切さ、気持ちを合わせることの素晴らしさ、またその成果を舞台で披露するという体験を通じて子供たちが成長していくことを支援することで、地域に開かれた組織として、地域社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表6号（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）、13号（子どもの健全育成を図る活動）を行う。

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」の開催事業
- ② 大阪メチャハッピー祭「本祭」の支援事業
- ③ 前各号の事業に附帯関連する事業

#### (2) その他の事業

- ① 物品販売

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承

認を得なければならない。

理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。但し、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役 員

(種 別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日に於いて後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることをできない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、理事全員

が同意したときは、この手続を省略することが出来る。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に記名押印しなければならない。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(資産の管理)

第37条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第39条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ

ならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 雑 則

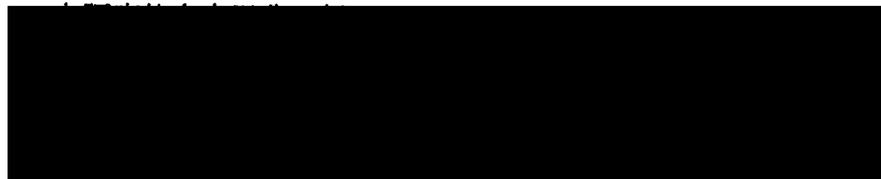
(公 告)

第51条 この法人の公告は官報により行う。

(委 任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

これは現行定款に相違ありません。



# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【4. ちいさいほいくえんみんなの里】



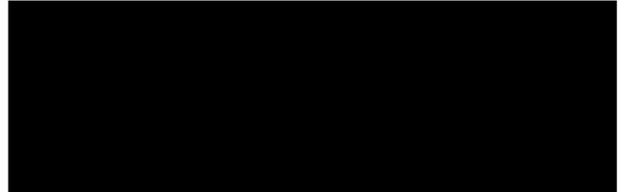


2021年 2 月 24 日

枚方市長

団体名 NPO法人 ちいさいほいくえん みんなの里  
主たる事務所 〒573-1118  
の所在地 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28-4  
代表者氏名 梅原 知子  
担当者氏名

連絡先



## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

認可外保育施設事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等  
別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 300,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



## 事業計画書

<b>団 体 名</b>	NPO 法人 ちいさいほいくえん みんなの里
<b>事 業 名 称</b>	認可外保育施設事業
<b>事業実施期間</b>	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。)  2021年4月1日 ～ 2022年3月31日
<b>1. 目 的</b>	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること)  認可保育園では、待機児童を含め、様々な事情で受け入れが難しい子どもたちや、日曜、祝日、夜間保育を積極的に実施することで、行き場のない親子の支援や、困難を抱える親子へのアプローチ、発見へとつなげていく。  また、積極的に親子ひろば事業を実施し、同時に在宅での子育てをサポートし、地域での居場所づくりを行う。
<b>2. 事業内容等</b>	<p>【①対象者】 全ての親子</p> <p>【②実施場所】 NPO 法人 ちいさいほいくえん みんなの里</p> <p>【③事業内容】</p> <p>①月極保育 ②一時保育 ③日曜・祝日保育 ④夜間保育 ⑤学童保育 ⑥親子ひろば(親子ひろば、絵本の読み聞かせ、英語レッスン、赤ちゃんひろば、農体験など)</p>
<b>3. 実施スケジュール</b>	<p>①月極保育：月曜～土曜日 7時～19時 ②一時保育：月曜～土曜日 7時～19時 ③日曜・祝日保育：日曜・祝日 7時～19時 ④夜間保育：19時～翌7時 ⑤学童保育：月曜～土曜日 7時～19時 ⑥親子ひろば：毎月約5種類開催</p>

<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)</p> <p>現在、補助金対象外の認可外保育施設であり、その体制は、保護者から、保育料を負担していただき、その収益で、保育士・子育て支援員・保育補助スタッフなど、細やかに配置し運営している。</p> <p>みんなの里の主旨に賛同頂いた方々には、掃除のボランティアや行事での見守りなどでご協力頂いている。</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>子育てに関する情報提供を丁寧に行い 必要な親子に情報が届けられるようなネットワークづくりを実施する。 正会員会費や賛助会費など協力金を募っていく。</p>
<p>6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み</p>	<p>24時間保育を受けられる体制づくり。 ひろば事業を通じて親子の居場所づくり。出張保育の実施。</p>
<p>7. 今後の取り組み予定</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。)</p> <p>みんなの里の事業として挙げている 子ども食堂運営事業、教育セミナー事業も含めも 新たな社会資源と連携し、ネットワークを構築する。 ひろば事業では、社会福祉協議会や枚方子育て支援ネットワークなどの団体と連携し、継続的な親子支援を行っていく。</p>
<p>8. 事業のPR方法</p>	<p>チラシの設置や配布、SNSを活用しての広域での広報活動。 ひろばやイベントを活用しての直接的な広報活動。</p>
<p>9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等</p>	<p>助成金等の有無 有 ・ 無</p> <p>助成金等の名称 ( )</p> <p>内 容 ( )</p>
<p>10. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	<p>今年9周年を迎えますが、一貫して子どもを真ん中にしてさまざまな親子の子育て支援を行ってきました。 今後も保育やひろばを通して親子・地域がつながり、継続的に切れ目のない支援を行っていきます。</p>

## 事業収支予算書

団体名： NPO法人 ちいさいほいくえん みんなの里

補助対象事業の名称：	認可外保育施設事業
------------	-----------

事業実施期間：2021 年 4 月～ 2022 年 3 月

【収入の部】

(単位：円)

項 目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	300,000	補助金交付申請額 (一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	0	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	0	
保育料	9,540,000	月極:50000円×6名×12ヶ月 +一時利用:3000円×7名×23日×12ヶ月 +3000円×4名×1日×12ヶ月
利用料	60,000	500円×10名×12ヶ月
合 計 (C)	9,900,000	

【支出の部】

(単位：円)

項 目	予算額	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	人件費	6,336,000	1000円×6人×4時間×22日×12ヶ月
小 計 (E)	6,336,000		
補助対象外経費	賃借料	920,000	保育施設賃貸料
	その他経費	2,644,000	給食費・水道光熱費・食材費・保育材料費・消耗品費など
小 計	3,564,000		
合 計 (D)	9,900,000		

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C) = 支出の合計(D) となるように記入してください。

枚方市補助金枚方市補助金(一般・活動分野) (A)は 補助対象事業費 (E) から枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を差し引いた金額の1/2以内 (千円未満切り捨て) として下さい。

ただし枚方市補助金(一般・活動分野) (A)と枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。(団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。)



# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 令和元年度事業報告書

特定非営利活動法人 ちいさいまいくえんみんなの里

## I 事業期間

2019年9月2日～2020年6月30日

## II 事業の成果

- ・認可外保育施設事業の子育てに関わる様々な取り組みの中で、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与する事が出来た。
- ・非営利化活動に係る事業を通して、誰でもが安心して集うことが出来る居場所の提供を行う事が出来た。
- ・子ども食堂運営事業を通し、他団体と繋がり更に幅広い世代やニーズのある家庭へ食を届ける事が出来た。
- ・教育・セミナー事業を通し、保育や福祉に興味のある学生と共に活動する事で次世代の担い手の育成に努める事が出来た。
- ・保育事業やひろば事業を行う中で、子育て世代の親の手負担を軽減する手助けが出来た。

## III 事業の実施状況

### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 認可外保育施設事業  
(内容) 月極保育・一時保育、夜間・土日祝日保育、ひろば事業  
(実施場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号(当法人所在地)  
(実施日時) 毎日、土・日含め24時間  
(事業の対象者) 地域の親子  
(収益) 8,342,614円  
(費用) 9,500,000円
- (2) (事業名) 子ども食堂運営事業  
(内容) 子ども食堂の運営  
(実施場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号(当法人所在地)  
(実施日時) 金曜日 17:00から20:30  
(事業の対象者) 地域の親子(小・中・高)高齢者  
(収益) 311,900円  
(費用) 300,000円
- (3) (事業名) 教育・セミナー事業  
(内容) 子育てに関する教育・相談・セミナーの実施  
(実施場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号(当法人所在地)  
(実施日時) 月1回程度  
(事業の対象者) 地域の親子、学生、主婦層  
(収益) 12,180円  
(費用) 300,000円

## IV 社員総会の開催状況

### 通常総会

(日時) 令和元年9月10日 18時から19時  
(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号  
(社員総数) 10名  
(出席者数) 10名(うち委任状出席者0名、書面表決者0名)

(内容) 設立の報告

## V 理事会その他の役員会の開催状況

### 第1回理事会

(日時) 令和元年10月15日 18時から19時  
(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号  
(議題) NPOの運営について

### 第2回理事会

(日時) 令和元年12月9日 18時から19時  
(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号  
(議題) NPOの運営について

### 第3回理事会

(日時) 令和2年2月10日 18時から19時  
(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号  
(議題) NPOの運営について

### 第4回理事会

(日時) 令和2年4月13日 18時から19時  
(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号  
(議題) NPOの運営について

### 第5回理事会

(日時) 令和2年6月8日 18時から19時  
(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号  
(議題) NPOの運営について

# 令和元年度 活動計算書

令和元年9月2日から令和2年6月30日まで

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	26400	
賛助会員受取会費	0	
		26400
2 受取寄付金		
受取寄付金	3711816	
施設等受入評価益		
.....		
		3711816
3 受取助成金等		
受取民間助成金	194000	
受取補助金	548500	
		742500
4 事業収益		
保育料収入	7510900	
利用料収入	719574	
その他の事業収入	436220	
		8666694
5 その他収益		
受取利息	12	
雑収益	1000	
.....		
		1012
経常収益計		13148422
経常費用		
II 1 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	4708675	
法定福利費	81740	
退職給付費用	0	
福利厚生費	2173	
通勤費	82440	
人件費計	4875028	
(2) その他経費		
会議費	209453	
旅費交通費	28240	
給食費支出	837973	
減価償却費	34376	
ボランティア活動費支出	16000	
保育材料費支出	68216	
保健衛生費支出	152831	
その他経費計	2918604	
事業費計		7793632
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
ボランティア活動費支出	520000	
広報費支出	330000	
賃貸料支出	76500	
支払い寄付金	10440	
諸会費支出	1800	
その他経費計	938740	
管理費計		938740
経常費用計		
当期経常増減額		8732372
経常外収益		4416050
III 1 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計		
経常外費用		0
IV 1 過年度損益修正損		
.....		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		4416050
法人税、住民税及び事業税		
当期正味財産増減額		4416050
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		4416050

# 令和元年度 貸借対照表

令和2年6月30日現在

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4585191		
未収金	2400		
前払 費用	97950		
立替金	9590		
流動資産合計		4695131	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	372824		
有形固定資産計	372824		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計			
固定資産合計		372824	
資産合計 (A)			5067955
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	559720		
前受金	87500		
預り金	4685		
流動負債合計		651905	
2. 固定負債			
固定負債合計			
負債合計 (B)			651905
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		0	
当期正味財産加額 (減少額)		4416050	
正味財産合計 (C)			4416050
負債及び正味財産合計 (B) + (C)			5067955

# 令和元年度 財産目録

令和2年6月30日現在

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里  
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	204589	
ゆうちょ銀行普通預金	12152	
京都信用金庫	4064342	
子ども食堂用口座	304108	
未収金		
事業未収金	2400	
その他流動資産		
流動資産合計	107540	
2. 固定資産		4695131
(1) 有形固定資産		
什器備品	372824	
歴史的資料	評価せず	
.....		
有形固定資産計	372824	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト		
.....		
無形固定資産計		
(3) 投資その他の資産		
敷金		
特定資産		
銀行定期預金		
投資その他の資産計		
固定資産合計		372824
資産合計		5067955
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代		
従業員給与 6月分	559720	
預り金		
源泉所得税預り金	2185	
特徴住民税	2500	
前受金	87500	
次年度助成金 枚方市 (7-9月分)		
流動負債合計		651905
2. 固定負債		
長期借入金		
銀行借入金		
固定負債合計		×××
負債合計		651905
正味財産		4416050



# 特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、親も子ども地域も、みんながつながりあって、子育てに関わるさまざまな事業を通して、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 認可外保育施設事業
  - ② 子ども食堂運営事業
  - ③ 教育・セミナー事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

副理事長

副理事長

監事

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年6月

30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 なし
- 正会員会費 月額 200円
- (2) 賛助会員入会金 なし
- 賛助会員会費 年額 1口3,000円 但し、5口までとする。

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【5. ひらかた子ども食堂ファンクラブ】



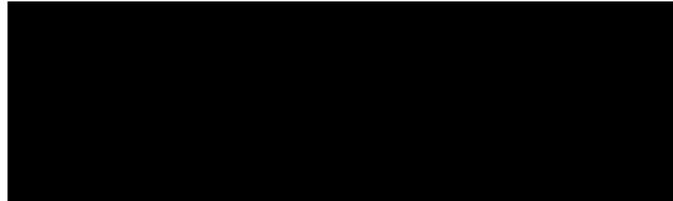


21年2月25日

枚方市長

団体名 NPO 法人子ども食堂ファンクラブ  
主たる事務所 〒573-1118  
の所在地 枚方市楠葉並木2-28-4  
代表者氏名 大橋智洋  
担当者氏名

連絡先



## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

フードドライブ事業（物資保管）

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等  
別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 12万円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



## 事業計画書

団体名	NPO 法人子ども食堂ファンクラブ
事業名称	フードドライブ事業（物資保管）
事業実施期間	<p>（準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。）</p> <p>21年4月1日 ～ 21年3月31日</p>
1. 目的	<p>（事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること）</p> <p>昨今、フードロスの観点から食材の有効活用が叫ばれていると同時に、子どもの貧困問題へのアプローチが模索されている中で、賞味期限が迫っているなどして売り物にはならない、食べるのには全く問題ないという食材の存在があり、貧困問題とフードロス問題をつなげる取り組みが求められている。</p> <p>私たちはNPO法人として、こうした社会的要請に応じ、ご寄付いただく食材等の多寡に関わらずお受けし、子ども食堂や必要な方々に届ける活動を手弁当で行っています。</p> <p>大阪バルコープを始め、定期的な食材提供を月2回ずつ、年間24回程度お受けしているほか、突発的な食材提供を含めると年間で約50回程度のご寄付をいただきます。また、食材に限らず有効活用してもらいたいということで、物品提供をいただくこともあり、一度に段ボール十数箱に及ぶ場合もあって毎回その保管場所に苦勞している。保管場所をお借りするための資金として、ご支援をお願いしたいと考えております。</p> <p>フードドライブ事業の実績としましては、令和2年度では、のべ35子ども食堂への物資提供及びのべ27家庭への物資提供を行っています。</p>
2. 事業内容等	<p>【①対象者】 枚方市内の子ども食堂や気になる親子等への食材配布</p> <p>【②実施場所】 各子ども食堂や気になる親子宅等</p> <p>【③事業内容】 枚方市内外から集まった食材・物資を各子ども食堂や気になる親子等にお届けする事業。 また、子ども食堂の周知啓発や定期的かつ安定した食材物資配布に向けた諸会議の運営や広報。</p>
3. 実施スケジュール	<p>食材や物資の提供をお受け次第、直近の子ども食堂に持参するまでの随時の期間。</p> <p>奇数月の第二火曜日に子ども食堂ネットワーク会議、偶数月の第一土曜日に食材物資配布会議を行っています。</p> <p>ネットワーク会議では子ども食堂運営者やサポーターが集うので、ここで食材のシェアを行うほか、食材配布会議には今後の食材の需給バランスや時期などを勘案し、配布計画を練るなど段取りを行っています。</p>

4. 事業実施の体制	(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。) NPO 法人子ども食堂ファンクラブ役員及び社員約10名、そしてボランティア10名ほどで、運べる者が適宜お届けしております。
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	年々、ご寄付をたくさんいただけるようになってきている分、場所の確保が課題となっている中、役員の自宅や会社を活用して保管をしております。
6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み	食材保管用に冷凍庫の購入もいたしました。 今後の取り組みとしては、保管料用のご寄付集めもしていきたいと考えています。
7. 今後の取り組み予定	(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。) 基本的に小口のご寄付も受け付けていることから、多くのご寄付をいただいています。まずは保管場所を確保しつつ、さらなる普及啓発活動を行い、多くの企業や団体からの一層のご寄付を、子ども食堂や気になる親子に届けていきたいと思います。 協力団体として、枚方市社会福祉協議会や大阪バルコープからは定期的に食材等をいただいています。 また、行政とされましては、市内の子ども食堂全体にいきわたるものを中心に受けられておられると思われませんが、そこまですらない小口のご寄付については、私どもの方でも、おんち食品や大黒屋さんなどをはじめ各所からいただいています。
8. 事業のPR方法	フェイスブックやインスタグラムをはじめとする SNS の活用と、各種イベント開催や出店などを通じた地道な周知活動の両面を行っています。
9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等	助成金等の有無 有 . 無 <input type="checkbox"/> 助成金等の名称 ( ) 内容
10. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	別添資料のとおりです。 2年前には木山雄策さんにお越しいただき、子ども食堂コンサートを実施していただき、テレビ東京にも取り上げていただきました。地道な活動がさらなる親子への支援につながればと考えています。

## 事業収支予算書

団体名：NPO法人子ども食堂ファンクラブ

補助対象事業の名称：	フードドライブ事業（物資保管）
------------	-----------------

事業実施期間：21年4月～22年3月

## 【収入の部】

(単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明（積算根拠等）
枚方市補助金（一般・活動分野） (A)	120,000	補助金交付申請額（一般寄附・活動分野希望寄附）
枚方市補助金（団体） (B)		補助金交付申請額（団体希望寄附）
会員会費	100,000	
寄付金	110,000	
合 計 (C)	330,000	

## 【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明（積算根拠等）	
補助対象経費	配送謝礼費	120,000	配送にかかる交通費を謝礼として支給（2,500円×月4回×12か月）子ども食堂間の移動など
	スペース賃借代	120,000	月1万円×12ヶ月程度 フードドライブの保管スペース
	会議代	36,000	定期的な会議での費用（会議室代3千円×12か月）
	広報費	54,000	各種啓発活動における広報費（チラシ作成1枚10円×1800枚×年3回）
小 計 (E)	330,000		
補助対象外経費			
小 計	0		
合 計 (D)	330,000		

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。

枚方市補助金枚方市補助金（一般・活動分野）(A)は補助対象事業費(E)から枚方市補助金（団体希望寄附）(B)を差し引いた金額の1/2以内（千円未満切り捨て）として下さい。

ただし枚方市補助金（一般・活動分野）(A)と枚方市補助金（団体希望寄附）(B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。（団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。）



# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



## I 事業期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## II 事業の成果

子ども食堂啓発事業のイベントとして「子ども食堂だよ！全員集合」を開催し、多くの方に子ども食堂を知ってもらうことができた。また、実際に運営されている方や、子ども食堂を応援したい方や、子ども食堂に行ってみたい方などたくさんの方と楽しみながら繋がることができた。

子ども食堂広報・推進活動では、リーフレットの作成・配布を通じて多くの方に、子ども食堂の存在を知ってもらうことができた。

クリスマスイベント事業では、希望する全ての子ども食堂にクリスマスプレゼントを配布するとともに、可能な限りサンタの格好をして手渡しすることで、子どもたちに喜んでもらうことができた。

### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1)、(事業名) 子ども食堂啓発事業  
(内 容) 子ども食堂の啓発活動と、子ども食堂の関係者や実際に運営されている方等を市民に知ってもらい、楽しみながら多くの方と繋がることを目的とした事業  
(実施場所) 枚方市市民会館、岡東中央公園  
(実施日時) 令和元年12月8日  
(事業対象者) 枚方市民
  
- (2)、(事業名) 子ども食堂広報・推進活動  
(内 容) SNSの利用及びリーフレットを作成・配布し、枚方市市内の子ども食堂事業をPR  
(実施場所) 枚方市内全域  
(実施日時) 平成31年4月1日～令和2年3月31日  
(事業対象者) 枚方市民
  
- (3)、(事業名) クリスマスイベント事業  
(内 容) 枚方市内にある子ども食堂にサンタの格好をしてプレゼントを配布し、子ども食堂に通う子どもたちに喜んでもらう事業  
(実施日時) 令和元年12月1日～12月27日  
(事業対象者) 枚方市内の子どもたち

- (4)、(事業名) 子ども食堂花火観覧招待事業  
(内 容) 枚方市内にある子ども食堂にかかわる関係者を対象に無料で花火観覧を招待し、交流を深めてもらう事業  
(実施場所) 淀川河川敷公園(枚方市)  
(実施日時) 令和元年9月1日  
(事業対象者) 枚方市内の子ども食堂関係者
- (5)、(事業名) 子ども食堂ネットワーク会議開催事業  
(内 容) 子ども食堂を運営されている方や、支援したい方、これから何かしたい方を集めて、情報交換をする事業  
(実施場所) 枚方市市民会館、ママステーション等  
(実施日時) 奇数月の第2火曜日  
(事業対象者) 子ども食堂関係者

#### IV 社員総会の開催状況

##### 第2回通常総会

- (日 時) 令和元年6月30日 18時00分から19時00分  
(場 所) 当法人主たる事務所  
(社員総数) 10名  
(出席者数) 10名  
(内 容) 平成30年度の決算と令和元年度の予算の承認について  
理事任期満了に伴う後任者選任の件

#### V 理事会その他の役員会の開催状況

##### 月例理事会

- (日 時) 毎月第3金曜日  
(場 所) 当法人主たる事務所  
(出席者数) 4名  
(内 容) 各月に実施した事業の報告や次月に実施予定の事業の報告など

# 31年度 活動計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ  
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	0	100,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,591,573	1,591,573
3. 受取助成金等		
その他収益		
4. 受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1,691,573
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費		
広告宣伝費	239,856	
消耗品費	39,071	
支援経費	105,181	
支払保険料	3,000	
イベント経費	1,241,291	
その他経費計	1,628,399	
事業費計		1,628,399
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	62,540	
消耗品費	8,999	
通信費	6,384	
租税公課	400	
支払手数料	432	
その他経費計	78,755	
管理費計		78,755
経常費用計		1,707,154
当期経常増減額		-15,581
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		-15,581
前期正味財産額		137,637
次期繰越正味財産額		122,056

# 31年度 貸借対照表

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	72,056		
未収金	50,000		
流動資産合計		122,056	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計 (A)			122,056
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計 (B)			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		137,637	
当期正味財産増減額		-15,581	
正味財産合計 (C)			122,056
負債及び正味財産合計 (B) + (C)			122,056

# 31年度 財産目録

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ  
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	24,288		
ゆうちょ銀行	47,768		
未収金			
未収金	50,000		
流動資産合計		122,056	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			122,056
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			122,056



# 特定非営利活動法人子ども食堂ファンクラブ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子ども食堂ファンクラブという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、「子ども食堂」事業を実施する団体・個人に対して、運営上の支援や補助を行い、もって子どもの居場所づくりの推進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、子どもの健全育成を図る特定非営利活動を行う。

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども食堂の広報・推進事業
- (2) 子ども食堂の運営支援・人材育成事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、その他を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

## (6) その他の収益

### (資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### (臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報又はこの法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

副理事長

同

同

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【6. 関西生活文化研究会おでかけ】





年 月 日

枚方市長

団体名 関西生活文化研究会おでかけ  
主たる事務所 〒573-1111  
の所在地 枚方市楠葉朝日1丁目21-8-202号  
代表者氏名 西原 奈保子  
担当者氏名

連絡先



## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 192,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



事業計画書

<p>団体名</p>	<p>特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ</p>
<p>事業名称</p>	<p>要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業</p>
<p>事業実施期間</p>	<p>(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。)</p> <p>2021年 4月 1日 ～ 2022年 3月 31日</p>
<p>1. 目的</p>	<p>(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること)</p> <p>この事業は、要介護認定を受けていて外出時に移動の介護が必要な高齢者に対して、介護保険の給付が受けられない余暇活動のための外出を支援することで、身体的・金銭的な負担で閉じこもりがちな方の外出ニーズに応えるとともに、地域社会において移動に介助が必要な方の受け入れを促進し、それらによって人にやさしい環境の整備を促し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>2. 事業内容等</p>	<p>【①対象者】 枚方市内に住む要介護認定を受けている、屋外移動に介護が必要な方。またはそれに準じた移動に介助が必要な方。</p> <p>【②実施場所】 枚方市内</p> <p>【③事業内容】</p> <p>1、利用希望者の募集 事業内容のリーフレットを配布し、移動に制約のある要介護高齢者に対して、利用希望を受け付ける。また、個別具体的な移動の困難さを、電話や訪問で確認し、その情報を支援者に伝達できるようケース資料を作成する。</p> <p>2、支援者の募集 上記リーフレットで、参加できる福祉有償運送の有資格者を募集する。</p> <p>3、支援の実施 作成したケース資料をもとに、参加当日、支援者は終日スタンバイし、利用希望があるごとに屋外移動を介助し、車両を使用して外出を支援する。</p>
<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>4月 枚方市内の居宅介護支援事業所や当会の福祉有償運送の利用者に事業の実施要項を郵送し、6月から来年3月の10カ月間で利用希望者を募集する。 また、同時に支援者を募集する。</p> <p>5月 利用申し込みを順次受け付け、事前調査を実施する。 同時に支援者を募集する。1カ月あたり2日程度を目途に支援する日を設定する。支援者には、利用申し込み者の介護に関する留意事項を伝達し、当日は目的地への往復を支援する</p> <p>6月 以降随時申込を受け付け、事前調査と当日の支援を、1カ月あたり2日程度のペースで来年3月まで繰り返す。 利用希望者・・・利用申し込みの受付→事前調査→日時等の調整→支援実施 支援希望者・・・支援者登録の受付→利用申し込みとのマッチング→支援実施</p>

4. 事業実施の体制	<p>(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)</p> <p>有資格の支援者を募集して日程を調整し、利用希望者の行先や希望時間、支援内容等を確認して、マッチングする。(隔週の水曜か木曜を想定)</p> <p>また、利用される方の既往歴、心身の状況や介助の必要性の度合いについては、事前に面談や電話での聞き取りにより確認し、実際の支援にあたる支援者が書面等で確認できるよう準備する。</p> <p>無資格や未経験の参加者に対しては、体験を通じてその必要性や具体的な方法を知っていただくとともに、今後資格を取得しようという意欲を持てるように接することで、新たに支援者として参加していただけるよう促す。</p>
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	<p>今回の活動を通じて枚方市NPO活動応援基金や当団体を知った利用者・支援者に対して、以下を働きかけることで、自立的・継続的に活動していく。</p> <p>①活動内容に賛同いただいた方からの、団体希望寄付や直接の寄付を募る。</p> <p>②支援者の中から今後も継続的に外出を支援してくださる方を募る。</p> <p>③介護保険の訪問介護サービスの利用も提案し、利用料収入の増加を目指す。</p>
6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み	<p>当団体はこれまでも、移動に制約のある方に対する車両を使った外出支援を提供しており、特に介助が必要で付添者がいない方の場合には、介護保険制度を活用した支援を実施してきた。しかし、介護保険制度では余暇的な活動のための外出は給付の対象とならないため、今回のような仕組みによって、いままで十分にできなかった支援にも取り組んでいきたい。</p>
7. 今後の取り組み予定	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。)</p> <p>①公的サービスが使えない今回のような外出ニーズは、当事者の諦め等によって隠れがちのため、それを顕在化し新たな支援の枠組みを作るきっかけとしたい。</p> <p>②この活動を可視化し、それをリーフレットなどで紹介することで、この活動に賛同してくださる方をさらに増やし、寄付や協力者の増加につなげていく。</p> <p>③継続的に活動できるめどが立てば、同様の活動をしている他団体にも活動の仕組みを紹介し、それぞれの地域で支援が行われるよう連携していきたい。</p>
8. 事業のPR方法	<p>要介護認定のある高齢者には担当のケアマネージャーがついている場合が多いため、ケアマネージャーの所属事業所にリーフレットを送付することで、枚方市内に住む必要な方に事業をPRすることができる。また、当会の福祉有償運送をすでにご利用いただいている方やその家族にも紹介し、事業のPRとしたい。</p>
9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等	<p>助成金等の有無 有 ・ <b>無</b></p> <p>助成金等の名称( )</p> <p>内 容 ( )</p>
10. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	<p>参考資料として、配布する予定のリーフレットを仮に作成しました。</p>

## 事業収支予算書

団体名：関西生活文化研究会おでかけ

補助対象事業の名称：	要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業		
事業実施期間：	2021年	4月～	2022年 3月

## 【収入の部】

(単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	192,000	補助金交付申請額 (一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体) (B)		補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	192,973	
合計 (C)	384,973	

## 【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)
補助対象経費	人件費	192,000 一日8000円×24回
	通信運搬費	176,400 郵便代 84円×(150事業所+550世帯)×3回
	印刷製本費	11,573 リーフレット A3両面カラー2000部
	旅費交通費	5,000 電車、バス、コインパーキング等を利用される場合
小計 (E)	384,973	
補助対象外経費	人件費	50,000 事前調査費 1回当たり 2500円×20件
小計	50,000	
合計 (D)	434,973	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。

枚方市補助金(一般・活動分野)(A)は補助対象事業費(E)から枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を差し引いた金額の1/2以内(千円未満切り捨て)として下さい。

ただし枚方市補助金(一般・活動分野)(A)と枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。(団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。)



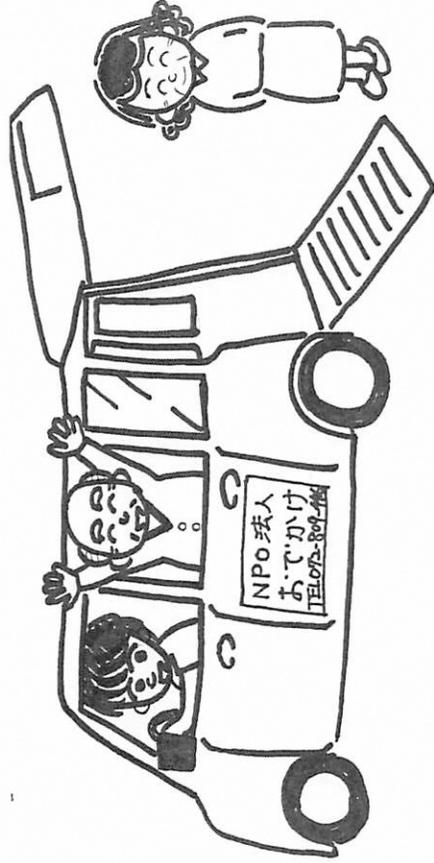
# 枚方市 NPO 活動応援基金事業

## 参考資料

### 「もっとおでかけ！」（仮称）

この度、おでかけは枚方市 NPO 活動応援基金の補助申請を行い、「要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業」が補助事業として採択されました。これまで介護保険の制約があったご利用いただけなかった多様な行先について、この機会にぜひこの枠組みをご活用ください。

皆さまのご利用申込をお待ちしております！



## 特定非営利活動法人

## 関西生活文化研究会おでかけ

2021年 5月 吉日

利用者、支援者、関係する皆様

特定非営利活動法人  
関西生活文化研究会おでかけ

### 「要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業」

#### 実施のお知らせ

拝啓 春の日差しも心地よい季節を迎え、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の活動にお力添えくださりまして、ありがとうございます。

さて近年は、ご存知のように世界的な新型コロナウイルス感染症の影響で、外出を控える方が多くなり、人々の生活の形も大きく変容を強いられています。そのような中で当会には、「それでも外出が必要で支援を要する方」からの利用申込が続々と寄せられており、当会に期待されている社会的使命の大きさに、改めて身が引き締まる思いです。

なかでも、介護保険の対象とならない余暇活動とされる外出の場合、利用の申し込みがあるたびに介護保険制度の仕組みを説明し、諦めるか介護保険の適用をせずにご利用いただいております。しかし皆様の自由な外出を支えることが団体の目的であることから、何らかの方法で利用のニーズに応えたいと、以前より方法を検討しているところでした。

そこで当会ではこの度、その方法として表題の事業を「もっとおでかけ！」と題して実施することといたしました。折からの外出の自粛が続く社会情勢は、地域の経済にも悪影響を及ぼしています。それを払しょくするための一助として、長らく通えていなかったなじみの美容店やいつもの喫茶店、お墓参り等に、日時やエリアの制約はありますが、ぜひご利用ください。

より多くの方が自由に外出できる体制を作り維持するために、ご準備しております。

多数の方のご利用をお待ちしております。

敬具

## 「もっとおでかけ！」実施要項

### 1. 事業の目的

この事業は、要介護認定を受けていて外出時に移動の介護が必要な高齢者に対して、介護保険の給付が受けられない余暇活動のための外出を支援することで、身体的・金銭的な負担で閉じこもりがちな方の外出ニーズに応えるとともに、地域社会において移動に介助が必要な方の受け入れを促進し、それらによって人にやさしい環境の整備を促し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### 2. 実施内容

①対象者  
枚方市内に住む要介護認定を受けている、屋外移動に介助が必要な方。またはそれに準じた移動に介助が必要な方。

### ②実施場所 枚方市内

### ③事業内容

移動に介助が必要な要介護高齢者の個別具体的な困難さを、電話での聞き取り調査や訪問調査等を通じて確認する。その情報をもとに、屋外移動を介助し、車両を使用して外出を支援する。また、当事者が希望する外出先の目的地的において、移動の介助が受けられるよう連絡調整や確認、付き添い等を行う。支援者として、福祉有償運送の有資格者で移動の介助ができる方を募集する。無資格や未経験で参加を希望する方に対しては、団体の登録スタッフが同行しともに支援を行うことで体験していただき、今後の資格取得を希望する場合は情報提供等を行う。



### 3. 実施スケジュール

- 4月 枚方市内の居宅介護支援事業所や、当金の福祉有償運送の利用者に事業の実施要項を郵送し、6月から来年3月の10カ月間で利用希望者を募集する。また、同時に支援者を募集する。
- 5月 利用申し込みを順次受け付け、事前調査を実施する。
- 6月 同時に支援者を募集する。1カ月あたり2日程度の日を設定する。支援者には、利用申し込み以外の者の介護に関する留意事項を伝達し、当日は目的地的への往復を支援する
- 以降 以降臨時申込を受け付け、事前調査と当日の支援を、1カ月あたり2日程度のペースで来年3月まで繰り返す。

利用希望者・・・利用申し込みの受付→事前調査→日時等の調整→支援実施  
支援希望者・・・支援者登録の受付→利用申し込みとのマッチング→支援実施

### 4. 事業実施の体制

有資格の支援者を募集して日程を調整し、利用希望者の行先や希望時間、支援内容等を確認して、マッチングする。(隔週の水曜か木曜を想定)  
また、利用される方の既往歴、心身の状況や介助の必要性の度合いについては、事前に面談や電話での聞き取りにより確認し、実際の支援にあたる支援者が事前に確認できるよう準備する。  
無資格や未経験の参加者に対しては、体験を通じてその必要性や具体的な方法を知っていただくとともに、今後資格を取得しようという意欲を持てるように接することで、新たに支援者として参加していただけるよう促す。

### 5. 利用料等

福祉有償運送を使う場合は、移送費を収受する。移動、移乗に介助が必要な場合は、枚方市NPO活動応援基金の補助を受けた運転協力スタッフが無償で支援します。  
(目的地的までの送迎を基本としますが、申し込みの空き状況によっては外出先での付き添いにも対応します。)

## 運転協力スタッフ募集中!

車両を使った外出の支援には、使用する車両と、その車両の運転に協力してくださる方が必要不可欠です。

現在当会には、ボランティア登録していただいている運転協力者が複数いらっしゃいます。どの方も、介護に関する資格が必要なこともあり、相談員やケアマネージャーなど介護に関する本業をお持ちの方です。

ご協力いただける方、またはお知り合いの方などに運転協力者としてご参加いただきたいことをお伝えいただき、たくさんの方に運転協力者としてご参加いただけますよう、お声掛けください。

### 1. 資格について

福祉有償運送を実施するためには、自動車の運転免許をお持ちの上で認定講習を修了し、介護職員初任者研修、又はガイドヘルパーの資格を保有している必要があります。それらがあれば、運転者名簿に登録することで、運転協力スタッフとして活動していただけます。

お持ちでない資格がある場合は、取得方法をご案内できますので、ご連絡ください。

### 2. 参加日時の調整

ご参加いただける場合は、参加可能な日時をお知らせください。利用申し込みと調整のうえで、お願いする日時をご連絡いたします。

### 3. 車両等について

福祉有償運送に使う車両は、事務所でご用意いたします。また、当日の連絡調整用に、携帯電話も貸し出ししています。

### 4. 謝礼等について

参加いただく際は、枚方市NPO活動応援基金からの補助を原資に、謝礼をご提供いたします。

# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 2019年度 事業報告書

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

## I 事業期間

2019年4月1日～2020年3月31日

## II 事業の成果

### 1 福祉有償運送事業

福祉有償運送では、2020年1月までは去年と同様に毎月約1400件のペースで利用がありました。しかし2020年2月からの新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控える人が続出したため、活動量は前年度より減少しています。運転協力者も感染症の罹患リスクがあるため活動を自粛される方が増えています。

今年度予定していた取り組みのうち、「平成31年度枚方市NPO活動応援基金補助事業」は、当初予定していたよりリース車両の納車が遅れたため開始時期が1カ月ずれましたが、以降は計画通り実施できています。なお、「2020年度枚方市NPO活動応援基金補助事業」は、審査の結果補助対象に選ばれませんでした。

また、「寄付月間」で車両購入のために寄付を募る取り組みでは、60人を超える方々から計273000円もの寄付金を賜ることができました。ただ、期間終了のタイミングで福祉有償運送の活動量が大きく低下したため、すぐに車両の購入に充てることを見合わせ、当面の間保管しています。秋頃を目途に活動量の回復を待って車両購入に活用する予定です。

来期は、外出の自粛が当面続くことを想定し、一人一人の外出ニーズに対してよりきめ細かく対応できるよう、活動量より活動の質に注目した取り組みを目指します。

その他、枚方市共同配車センターに協力して、高齢者・障がい者の移送事業をおこないました。

### 2 訪問介護事業

訪問介護では、毎月約250人程度の要介護者への支援を行いました。しかし定期的な訪問サービスが少なく臨時の通院介助での利用が多いため、利用申し込みの調整に時間がかかり、利用実績が伸び悩む原因となっています。

今年度予定していた取り組みのうち、エリア外へのサービス提供にかかる費用の既存の利用者様への適用は、おおむね計画通り実施できました。また、同様に特定事業所加算ⅡからⅠへの変更も、2020年11月から実施できました。

しかし、2月からの新型コロナウイルス感染症の影響で利用中止が相次ぎ、体制を整えることはできたものの、収支は結果として大きな減収となっています。

来期は、当面外出の自粛が続き通院介助の依頼も増加しにくいことが予想されるため、定期的な訪問サービスを増やすことで収支の改善を目指します。

また、枚方市内の訪問介護事業所として、2017年度から引き続き「第一圏域元気づくり地域づくり会議」のメンバーに職員を1名派遣し、2011年度から引き続き「枚方市訪問介護事業者会」の運営メンバーにも職員を1名派遣しています。

### Ⅲ 事業の実施状況

#### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 福祉有償運送  
(内 容) 高齢や障害によって移動に制約のある方の外出支援  
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域  
(実施日時) 月～金の9時～18時  
(事業の対象者) 枚方市内在住か、外出の目的地が枚方市内にある移動制約者  
(収 入) 運賃等、会費、寄附金等  
8,733,886円  
(支 出) 車両費、リース料、燃料費、保険料、通信費等  
9,823,581円
- (2) (事業名) 訪問介護事業  
(内 容) 加齢や疾病等により要介護となった方への訪問介護サービス  
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域  
(実施日時) 月～土の7時～22時  
(事業の対象者) 事前に訪問介護サービスの利用契約を結んでいる要介護者  
(収 入) 介護給付費、利用者負担、公費負担等  
43,506,621円  
(うち、介護給付費・公費が36,325,680円)  
(支 出) 人件費、福利厚生費、地代家賃等  
46,282,091円

### Ⅳ 社員総会の開催状況

#### 通常総会

- (日 時) 2019年6月21日(金) 19時00分から19時30分  
(場 所) 法人事務所  
(社員総数) 13名  
(出席者数) 13名(うち委任状出席者6名)  
(内 容) 第1号議案 2019年度 事業報告書等 について  
第2号議案 2020年度 事業計画について  
第3号議案 2020年度 活動予算について

上記の議案について説明し、審議の結果原案通り承認されました。

# 2019年度 活動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	132,000	
賛助会員受取会費	163,000	
.....		295,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	580,726	
施設等受入評価益	-	
.....		580,726
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	-	
枚方市NPO活動応援基金	341,000	
.....		341,000
4. 事業収益		
福祉有償運送事業収益	7,858,160	
訪問介護事業収益	42,941,804	
.....		50,799,964
5. その他収益		
受取利息	662	
受取配当金	239	
雑収益	222,916	
.....		223,817
経常収益計		52,240,507
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	40,578,272	
法定福利費	5,351,246	
退職給付費用	-	
福利厚生費	112,573	
.....		46,042,091
(2) その他経費		
交際費	18,025	
会議費	13,122	
旅費交通費	1,266,960	
通信費	483,105	
消耗品費	133,297	
事務用品費	123,384	
修繕費	22,560	
新聞図書費	-	
諸会費	125,052	
支払手数料	209,294	
車両費	1,466,450	
地代家賃	2,160,000	
リース料(内、基金事業306900)	2,613,572	
保険料	573,300	
租税公課	135,510	
雑費(内、基金事業返金34100)	479,950	
.....		9,823,581
その他経費計		55,865,672
事業費計		101,907,763
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	-	
給料手当	-	
法定福利費	-	
退職給付費用	-	
福利厚生費	-	
.....		-
(2) その他経費		
地代家賃	240,000	
減価償却費	-	
支払利息	-	
.....		240,000
その他経費計		240,000
管理費計		240,000
経常費用計		102,147,763
当期経常増減額		-3,865,165

# 2019年度 活動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ  
(単位：円)

科目	金額	
Ⅲ 経常外収益		
1. 固定資産売却益	-	
.....	-	
経常外収益計		
Ⅳ 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	-	
固定資産売却益除去損	-	
経常外費用計		-
税引前当期正味財産増減額		-3,865,165
法人税、住民税及び事業税		-
当期正味財産増減額		-3,865,165
前期繰越正味財産額		-25,423,189
次期繰越正味財産額		-29,288,354

## 2019年度 貸借対照表

2020年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ  
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,182,866		
売掛金	8,315,828		
立替金	680,000		
流動資産合計		10,178,694	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	2,419,052		
什器備品	102,232		
リース資産	1,673,040		
有形固定資産計	4,194,324		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	-		
(3) 投資その他の資産			
出資金	10,000		
差入保証金	650,000		
リサイクル預託金	16,750		
投資その他の資産計	676,750		
固定資産合計		4,871,074	
資産合計 (A)			15,049,768
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	38,531,771		
理事借入金	1,860,878		
未払給与	3,453,173		
未払費用	-		
預り金	17,100		
流動負債合計		43,862,922	
2. 固定負債			
長期未払い金	475,200		
固定負債合計		475,200	
負債合計 (B)			44,338,122
III 正味財産の部			
資本金		-	
前期繰越正味財産		-29,288,354	
当期正味財産増減額		-	
正味財産合計 (C)			-29,288,354
負債及び正味財産合計 (B) + (C)			15,049,768

# 2019年度 財産目録

2020年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ  
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	183,404	
普通預金	309,462	
定期積金	690,000	
未収金		
訪問介護事業未収金	8,315,828	
立替金	680,000	
.....		
流動資産合計		10,178,694
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
車両運搬具	2,419,052	
工具器具備品	102,232	
リース資産	1,673,040	
.....		
有形固定資産計	4,194,324	
(2) 無形固定資産		
.....		
無形固定資産計	-	
(3) 投資その他の資産		
出資金	10,000	
差入保証金	650,000	
リサイクル預託金	16,750	
.....		
投資その他の資産計	676,750	
固定資産合計		4,871,074
資産合計		15,049,768
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
短期借入金	38,531,771	
借入金	1,860,878	
未払い給与	3,453,173	
未払費用	-	
預り金	17,100	
.....		
預り金		
源泉所得税預り金	-	
.....		
流動負債合計		43,862,922
2. 固定負債		
長期未払金	475,200	
.....		
固定負債合計		475,200
負債合計		44,338,122
正味財産		-29,288,354

# 特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市内に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、各種移送手段による移送サービスを提供することにより、高齢者、障害者の外出及び社会参加の促進に関する事業並びに訪問看護、訪問介護等のサービスを提供することにより、高齢者、障害者の快適な日常生活実現の支援に関する事業を行い、もって高齢者、障害者の福祉の推進に寄与するとともに上記サービスの実施者として障害者、中高年者を雇用することにより、就業機会の少ない障害者、中高年者の雇用の促進に寄与することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号の活動（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）及び第15号の活動（職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動）を行う。

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (ア)特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者、障害者に対する移送サービスの提供
- ② 高齢者、障害者に対する訪問看護及び訪問介護の提供
- ③ 高齢者、障害者に対する福祉用具の貸与
- ④ 高齢者、障害者への医療機関、保健施設、介護事業所、居住用不動産等に関する相談並びに斡旋
- ⑤ ホームヘルパー養成研修事業
- ⑥ 障害者、中高年者に対する就業機会の提供
- ⑦ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、入会の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、正会員の入会申込につき、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (ア) 会員個人が死亡し、又は会員団体が消滅したとき
- (イ) 会費を2年以上納入しないとき

### (除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### (抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金及び会費並びにその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

#### (種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

#### (任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

#### (欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総 会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
  - (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款で特別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面決議等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者は、それぞれその旨及び数を明記する）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第29条 理事会は、この定款で特別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

### (招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックスにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第32条 理事会の議長は、理事長があたる。

### (議決等)

第33条 理事会の議決は、理事の過半数をもって決する。

## 第6章 資産、会計および事業計画

### (資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第7章 事務局

### (設置)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
  - 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

### (書類及び帳簿の備置)

- 第44条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

- 第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

### (解散)

- 第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の死亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による認証の取消
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第9章 雑則

### (公告)

- 第47条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

### (規則等の作成)

- 第48条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、

理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 1,000円 月会費 1,000円

(2) 賛助会員

入会金 1,000円 月会費 円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定に関わらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定に関わらず、平成18年6月30日までとする。

(1) 理事長

氏名

(2) 副理事長

氏名

(3) 理事

氏名

(4) 監事

氏名

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定に関わらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。

第 49 条 定款の変更

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (1) 第 2 条 主たる事務所の変更  | 平成 18 年 7 月 7 日登記   |
| (2) 第 2 条 主たる事務所の変更  | 平成 18 年 11 月 29 日登記 |
| (3) 第 12 条・第 13 条の変更 | 平成 19 年 6 月 19 日登記  |
| (4) 第 2 条 主たる事務所の変更  | 平成 22 年 6 月 1 日登記   |
| (5) 第 2 条 主たる事務所の変更  | 平成 24 年 6 月 17 日登記  |
| (6) 第 47 条 公告方法の変更   | 平成 30 年 7 月 26 日登記  |

令和 2 年 8 月 4 日

現行定款である

特定非営利活動法人  
関西生活文化研究会おでかけ



# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

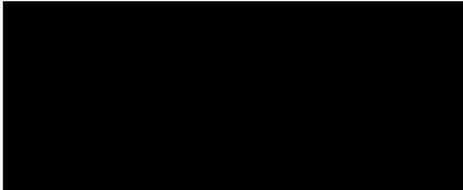
【7. ハーモニークラブ】





令和3(2021)年 2月 26日

枚方市長

団体名 NPO 法人ハーモニークラブ  
主たる事務所 〒573-0031  
の所在地 大阪府枚方市岡本町 7-1  
代表者氏名 井上 千晴  
担当者氏名   
連絡先 

## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

えほんライブ事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書(様式第4号)」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 61,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書(様式第5号)」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



## 事業計画書

<b>団 体 名</b>	NPO 法人ハーモニークラブ
<b>事 業 名 称</b>	えほんライブ事業
<b>事業実施期間</b>	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。)  令和3年 4月 1日 ～ 4年 3月31日
<b>1. 目 的</b>	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること)  幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎となり、子どもが「ありのままに生きることができる自己肯定感」を、家庭や集団生活の中で培う関わりが大切です。そのため、子どもだけでなく親や保育に携わる人、地域の人々も一緒に「ありのままに生きる」大切さを考えるきっかけにしてもらうことを目的としています。
<b>2. 事業内容等</b>	<p>【①対象者】 保育園の園児、保育士などの教育関係者、地域子どもたちや保護者 こどもから高齢者の方まで幅広く多種多様な方</p> <p>【②実施場所】 枚方市内の保育園、子育て支援のイベント、オンライン</p> <p>【③事業内容】 ・えほんライブの無料上演で、地域の多くの人に鑑賞する機会を提供します。</p> <p>(えほんライブについて) 絵本の世界と音楽の世界が一体となった作品で、朗読と歌と音楽、映像など五感を通した体験型ライブです。 オリジナル作品の上演に童謡や手遊びを加え、1回30分程度の内容です。</p>
<b>3. 実施スケジュール</b>	<p>4月～3月 認知を広げるための広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市の保育園へパンフレット等送付</li> <li>・子育て支援イベントに参加(ひらかた子育て支援ネットワーク主催の「さくらマルシェ」)</li> <li>・オンラインサロン開催(月1回)</li> </ul> <p>夏頃～ 枚方市内の保育園で、えほんライブ上演</p>
<b>4. 事業実施の体制</b>	(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員体制：当団体の活動メンバーである正会員(現在12名)が、広報活動やオンラインサロン運営を担います。パフォーマンスに関しては、地域音楽コーディネーター資格を有する正会員を中心に2～3名で構成。イベント会場の際は、枚方市在住のボランティア出演希望者やゲスト出演を加えた多人数構成。</li> <li>・賛同者：賛助会員からの支援、ボランティアスタッフは随時募集</li> </ul>



## 事業収支予算書

団体名：NPO法人ハーモニッククラブ

補助対象事業の名称：	えほんライブ事業
------------	----------

事業実施期間：令和3年 4月～ 令和4年 3月

【収入の部】

(単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	61,000	補助金交付申請額 (一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	0	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	62,000	
合計 (C)	123,000	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	人件費	80,000	保育園出演@1,000×4H×2人、リハーサル@1,000×2H×2人、保育園打合せ@1,000×2人×2回、DM作業@1,000×4H×2人、子育て支援イベント出演@1,000×4人、イベント企画会議@1,000×2H×2人、オンラインサロン@1,000×2H×2人×12回
	旅費交通費	12,000	保育園出演@1,000×2人、リハーサル@1,000×2人、保育園打合せ@1,000×2人×2回、子育て支援イベント@1,000×4人
	通信運搬費	9,400	DM郵送料@94×100通
	印刷製本費	3,500	印刷代2,500円、案内状コピー代@10×100部
	消耗品費	1,100	封筒@110×10袋
	謝礼	15,000	ボイストレーニング@7,000、子育て支援イベントのゲスト出演者@2000×4人
	雑費	2,000	上演著作料@1,000、イベント出展料@1,000
小計 (E)	123,000		
補助対象外			
小計	0		
合計 (D)	123,000		

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。

枚方市補助金枚方市補助金(一般・活動分野)(A)は補助対象事業費(E)から枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を差し引いた金額の1/2以内(千円未満切り捨て)として下さい。

ただし枚方市補助金(一般・活動分野)(A)と枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。(団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。)



いちばん大事なことは  
どんな自分も愛すること

ありのままの自分自身を愛することが  
他人を許し受け入れられ  
ありのままに生きられる社会につながる

**NPO法人 ハーモニークラブは**  
**子どもも大人もありのままに**  
**生きられる社会を目指しています。**

えほんライブやサロンを通して、ありのままに生  
きられるための親子の場づくりを展開しています。  
また、新たな保育の担い手の応援や保育に役立  
つオリジナル作品の開発を行います。

幼児期の保育や教育は、生涯にわたる人格形成  
の基礎となるため、「ありのままに生きることで  
きる自己肯定感」を家庭や集団生活の中で身に  
つけられるよう環境づくりをしています。

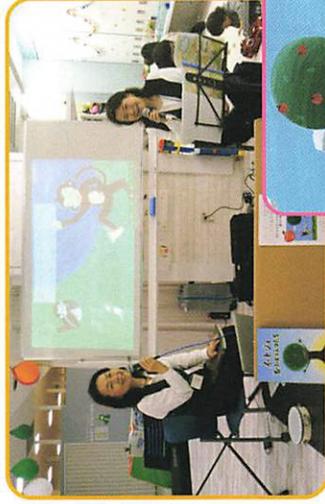


**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

私たちハーモニークラブはSDGsに貢献します

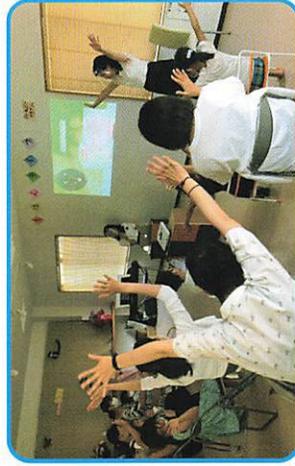
## ハーモニー えほんライブ

自分もわりも大好きになる魔法の物語



## エンジヨイ♪えほんライブ

～えほんライブ公開レッスン～



【お問い合わせ・お申込み】

[info@harmony-club.jp](mailto:info@harmony-club.jp)

080-4393-8255

<https://harmony-club.jp/>



<https://harmony-club.jp/contact/> <https://www.facebook.com/harmony-club.jp>

著作・発行団体 NPO法人ハーモニークラブ

住所 〒573-0031 大阪府枚方市岡本町7-1

E-mail / [info@harmony-club.jp](mailto:info@harmony-club.jp)

TEL / 080-4393-8255

発行年月 2020年8月

編集 / デザイン 畑田圭亮



NPO法人ハーモニークラブ

NPO法人 子育て支援

ハーモニークラブ

ありのままでいざいられるための  
親子の場づくり



## ハーモニークラブのえほんライブとは？

絵本の世界と音楽の世界が一体となって作り出す

ハーモニー。

プロジェクターで映像を映し出しながら、朗読と歌と音楽で、**五感**を通じた体験型ライブです。

**心の深い部分**に語りかけ、参加者自身が**自らの心の声**を聴く事を目的とした、大人も子どもも楽しんで、**癒し**をもたらすライブです。



## えほんライブ の効果

想像力を育み、物語の展開や明るい音楽によって、前向きになり**勇気や力が湧く**。



## えほんライブの作品紹介

### 「イトンと森のどうぶつたち」

リンゴの木イトンと森のどうぶつたちの勇気と感動の心温まる物語。

「自分らしさ」ってなんだろう？  
どんな時にこころがなるんだらう？



### 「トゲトゲのシャボン」

トゲトゲのカラダのシャボンは今まで色んなどうぶつを傷つけてしまったことで、ココロもトゲトゲになっていました。

シャボンが大好きなカエルのエルはシャボンにふれるため、果敢にチャレンジします。すると…



他に「にじいろめがね」「クリスタルのひみつ」「ハーモニードリームランド」などがあります。

**出張公演致します。**  
**公演内容・時間・費用についてはご相談ください。**



内容：えほんライブ  
1 作品～  
上演時間：30 分～  
料金：10,000 円～  
(+交通費) 応相談

## ～募集しています!!～

賛助会員（個人会員）

個人年会費・・・1口 3,000円

【お申込み】

<https://harmony-club.jp/member-recruitment/>



### ◆ご支援のお願い

NPO法人 ハーモニークラブの活動を支援してくださる賛助会員、協力企業、協力保育園を募集しております。ご寄付も随時受け付けております。応援・ご支援よろしくお願いたします。

会員の方には、会報誌及びイベント等のご案内を優先的に送りたいいたします。

※協力企業・協力保育園（団体会員）及び正会員は、1口 10,000円から



一緒に活動しませんか？

- ・パフオーマー
  - ・ボランティアスタッフ
- 随時募集中!!**

【お問い合わせ】

[info@harmony-club.jp](mailto:info@harmony-club.jp)

080-4393-8255



NPO法人ハーモニークラブ

# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 2019 年度事業報告書

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ

## I 事業期間

2019年4月1日～2020年3月31日

## II 事業の成果

- ①設立初年度にあたり組織基盤を確立するため、活動内容について積極的な広報活動を行いました。
  - ・賛助会員の拡大：2019年度 36名、(2020年度の事前申入 16名)
  - ・リーフレット制作、配布：4月～B5版2ツ折り 3000部、3月～A4版3ツ折り 200部
- ②えほんライブ事業では、教育施設等から依頼を受け、えほんライブを実施しました。
  - ・枚方市の保育士研修、かこがさか保育園、橋本小学校PTA など7か所
- ③えほんライブ広報事業では、教育関係者、保護者への認知を広げる目的で、自主上演のイベントや、他団体と連携して、DVDや紙芝居のえほんライブを上演しました。
  - ・えほんライブイベント in 宝塚 (11月24日 来場者及びスタッフ応援を合わせ約100名)
  - ・枚方ビオルネ内マスターションで毎月1回の定期公演 (12月～2月)
  - ・子ども食堂やおもちゃライブラリーなどの団体が主催するイベントへ出演など
- ④親子の場づくり事業では、大人も子どももありのままに生きられる場としてサロンなどを実施しました。
  - ・ママサロンの実施
  - ・自分の特技を活かしてセミナーをしたい会員のための会場提供や広報支援
  - ・子育て支援の場づくりに貢献する目的で、マスターションで子育て見守り活動に参加

## III 事業の実施状況

### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) えほんライブ事業  
(内容) 関西の教育施設、学校からの依頼を受けて、えほんライブワークショップを実施する。

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
枚方市保育士研修	4月25日	保育士	40,000	30,000
はなまるさん(デイサービス)	6月6日	施設利用者	10,000	9,600
かこがさか保育園	7月17日	園児	40,000	29,225
高陵小学校留守家庭児童会	8月8日	小学生	10,000	8,500
アンブラッセ枚方公園	9月8日	施設利用者	5,000	3,996
サンタクルス子育てサークル	10月28日	子育てサークル	10,000	9,600
橋本小学校	11月1日	PTA行事(小学生1～3年生及びその保護者)	50,000	38,800
合計			165,000	129,721

- (2) (事業名) えほんライブ広報事業  
(内容) 教育関係者、保護者への認知を広げる目的で、えほんライブワークショップを行う。

内容	実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
令和音楽祭	枚方市民会館	5月3日	一般来場者	0	0
えほんライブ	TSUTAYA	5月25日	一般来場者	0	0
えほんライブイベント in 宝塚	宝塚創造館	11月24日	参加申込者、保育士や教育関係者	26,400	30,781
子ども食堂だよ全員集合	ニッペパーク 岡東中央公園	12月8日	一般来場者	0	0
えほんライブ	枚方ビオルネ マスターション	12月26日 1月21日 2月18日	登録親子(0歳～6歳)	0	0
おもちゃライブラリー	ラポール枚方	2月16日	一般来場者	3,500	0
リハーサル	枚方公園青少年センター	8月5日		0	900
合計				29,900	31,681

- (3) (事業名) 親子の場づくり事業  
 (内容) 親子のふれあいや子育て支援を目的とする 読み聞かせ、コンサート、セミナー、お茶会、会員主催のイベントを実施し、楽しく子育てする親子の場づくりを行う。

内容	実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
パン教室	事務所	4月17日	参加申込者	950	0
お茶会	事務所	4月17日	参加申込者	1160	0
My world ワークショップ	事務所	4月20日	参加申込者	754	0
プチことだま鑑定	事務所	4月20日	参加申込者	400	0
手話歌ワークショップ	事務所	4月21日	参加申込者	1,978	0
ヘッドリラクゼーション	事務所	4月26日	参加申込者	370	0
ありのままお茶会	事務所	4月27日	参加申込者	693	0
強み弱みジュニアカード	事務所	4月27日	参加申込者	569	0
C言語体験会	事務所	5月12日	参加申込者	384	0
ありのままお茶会	事務所	5月12日	参加申込者	1,900	0
ウェルダ 付添せせ	事務所	6月8日	参加申込者	3,200	0
My world ワークショップ	事務所	6月15日	参加申込者	800	0
プログラミング体験会	事務所	6月22日	参加申込者	100	0
プログラミング体験会	サプリ村野	7月14日	参加申込者	1,307	0
ありのままお茶会	サプリ村野	7月14日	参加申込者	186	0
囲碁教室	事務所	7月28日	参加申込者	1,288	0
プログラミング入門講座	事務所	8月1日～30日	参加申込者	6,000	0
囲碁教室	事務所	8月18日	参加申込者	1,275	0
ありのままお茶会	事務所	9月7日	参加申込者	300	0
ありのままお茶会	事務所	10月5日	参加申込者	227	0
ありのままお茶会	事務所	11月9日	参加申込者	1,370	0
アフレコ体験	事務所	10月20日	参加申込者	459	0
マインドマップセミナー	枚方市民会館会議室	12月26日	参加申込者	1,050	0
交流会	事務所	4月23日	会員	900	0
ママサロン	ママセッション	1月21日	申込親子	0	209
見守り活動11月分	ママセッション	1月10日	登録親子	1,500	0
見守り活動12月分	ママセッション	2月7日	登録親子	1,500	0
見守り活動1月分	ママセッション	3月6日	登録親子	12,000	0
合計				42,620	209

- (4) (事業名) えほんライブ養成事業 (2019年度は実施なし)

2 その他の事業 なし

#### IV 社員総会の開催状況

臨時総会

(日時) 2019年12月7日 17時15分から18時20分  
 (場所) 枚方ピオルネ内ガスト  
 (社員総数) 12名  
 (出席者数) 10名  
 (内容) 事務所移転、理事退任について

#### V 理事会その他の役員会の開催状況

理事会 2019年12月7日、2020年1月21日、2月16日、3月30日、4月14日、4月30日  
 定例会 2020年1月26日

# 2019年度 活動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ  
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	135,000	255,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	185,110		
施設等受入評価益	0	185,110	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
(1) えほんライブ事業	165,000		
(2) えほんライブ広報事業	29,900		
(3) 親子の場づくり事業	42,620		
(4) えほんライブ養成事業	0	237,520	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	45,640	45,640	
経常収益計			723,270
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	129,721		
印刷製本費	4,053		
通信運搬費	390		
賃借料	25,700		
消耗品費	1,747		
その他経費計	161,611		
事業費計		161,611	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	4,103		
印刷製本費	33,782		
通信運搬費	8,963		
通信費	40,239		
会議費	8,619		
会費・参加費	6,000		
消耗品費	23,702		
水道光熱費	4,011		
地代家賃	394,459		
雑費	7,627		
その他経費計	531,505		
管理費計		531,505	
経常費用計			693,116
当期経常増減額			30,154
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			30,154
法人税、住民税及び事業税			5,700
当期正味財産増減額			24,454
前期繰越正味財産額			▲ 88,347
次期繰越正味財産額			▲ 63,893

## 2019年度 貸借対照表

2020年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ  
(単位：円)

科目	金額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	57,107		
未収金	0		
.....	0		
流動資産合計		57,107	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
什器備品	0		
.....			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
.....			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	0		
〇〇特定資産	0		
.....			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計 (A)			57,107
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	0		
前受民間助成金	0		
会費前受金	121,000		
流動負債合計		121,000	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
退職給付引当金	0		
.....			
固定負債合計		0	
負債合計 (B)			121,000
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		▲ 88,347	
当期正味財産加額 (減少額)		24,454	
正味財産合計 (C)			▲ 63,893
負債及び正味財産合計 (B) + (C)			57,107

# 2019年度 財産目録

2020年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ  
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	0	
三菱UFJ銀行普通預金	57,107	
未収金		
.....		
流動資産合計		57,107
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台		
応接セット		
.....		
歴史的資料		
.....		
有形固定資産計		
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト		
.....		
無形固定資産計		
(3) 投資その他の資産		
敷金		
.....		
投資その他の資産計		0
固定資産合計		0
資産合計		57,107
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代		
.....		
預り金		
源泉所得税預り金		
会費前受金	121,000	
.....		
流動負債合計		121,000
2. 固定負債		
長期借入金		
××銀行借入金		
.....		
.....		
固定負債合計		0
負債合計		121,000
正味財産		▲63,893

# 特定非営利活動法人ハーモニークラブ定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハーモニークラブという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、全ての子ども達とその養育者、教育者に対して、「えほんライブ」というオリジナルの芸術公演や、ワークショップ、セミナー等の開催に関する事業を行い、自己や他者を受け入れ認める意識を育む情操教育の推進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) えほんライブ事業
- (2) えほんライブ広報事業
- (3) 親子の場づくり事業
- (4) えほんライブ養成事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第

46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 短期借入金
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 42 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

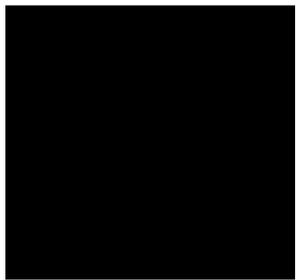
理事長

副理事長

理事

同

監事



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金0円 会費年額10,000円
  - (2) 賛助会員入会金0円 会費年額3,000円

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【8. 大阪視覚障害ゴルフアース協会】





令和3年2月 17 日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフアーク  
協会 (OBG)  
主たる事務所 〒573-1192  
の所在地 枚方市西禁野二丁目28-16  
代表者氏名 橋本富雄  
担当者氏名   
連絡先 

## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

(1) 練習ラウンド (2) 競技大会 (3) 合同練習ラウンド

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書(様式第4号)」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 300,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書(様式第5号)」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



## 事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフアーズ協会 (OBG)
事 業 名 称	1 練習ラウンド    2 競技大会    3 合同練習ラウンド
事 業 実 施 期 間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和3年4月1日 ～令和4年3月31日
1. 目 的	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること) ゴルフを志す視覚障害者とボランティアパートナー (目の代わりをする晴眼者) が二人三脚でゴルフラウンドすることにより、相互の友情と信頼を深めつつ、視覚障害者に対する正しい理解を社会に広め、もって視覚障害者の自立、社会参加、QOL (生活の質) の向上に寄与する。
2. 事業内容等	<p><u>1の事業</u></p> <p>【①対象者】 ゴルフを志す視覚障害者とボランティアパートナー (目の代わりをする晴眼者)</p> <p>【②実施場所】 くずはゴルフリンクス 枚方市楠葉花園町14番2号</p> <p>【③事業内容】 ブラインドゴルファー (視覚障害者) とプレーパートナー (晴眼者) がペアとなり、1組3ペアで18ホールラウンドする。</p> <p><u>2の事業</u></p> <p>【①対象者】 ゴルフを志す視覚障害者とボランティアパートナー (目の代わりをする晴眼者)</p> <p>【②実施場所】 くずはゴルフリンクス 枚方市楠葉花園町14番2号</p> <p>【③事業内容】 ブラインドゴルファー (視覚障害者) とプレーパートナー (晴眼者) がペアとなり、1組3ペアで18ホールラウンドする。日頃の成果 (成績) を競い合う競技大会とする。成績優秀者に賞品を授与して今後の励みとする。</p> <p><u>3の事業</u></p> <p>【①対象者】 ゴルフを志す視覚障害者とボランティアパートナー (目の代わりをする晴眼者) 及び一般ゴルファー (晴眼者)</p> <p>【②実施場所】 くずはゴルフリンクス</p>

	<p>枚方市楠葉花園町14番</p> <p>【③事業内容】</p> <p>1組1名の一般ゴルファー（晴眼者）と2ペア（ブラインドゴルファーとプレーパートナー）で18ホールラウンドする。全盲、弱視及び一般の3部門で成績を競い且つ親睦を図る。</p>
<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>(1) 練習ラウンド 4月、5月、9月、11月、3月</p> <p>(2) 競技大会 6月</p> <p>(3) 合同練習ラウンド 10月</p> <p>(1)～(3)のラウンド予定日は、前年12月にくずはゴルフ場と協議して確定</p> <p><u>(1)及び(2)について</u></p> <p>① 各練習ラウンド月の2ヵ月前に参加者を募集</p> <p>② 1ヵ月前にラウンド組み合わせを作成</p> <p>③ ラウンド月のはじめにゴルフ場へエントリーする</p> <p><u>(3)について</u></p> <p>① ラウンド3ヵ月前に参加者を募集</p> <p>② 1ヵ月前にラウンド組み合わせを作成</p> <p>③ ラウンド月のはじめにゴルフ場へエントリーする</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)</p> <p><u>(1)の事業</u> 事務担当役員及びボランティア会員1回あたり20名程度で年間5回</p> <p><u>(2)の事業</u> 事務担当役員及びボランティア会員25名程度</p> <p><u>(3)の事業</u> 事務担当役員及びボランティア会員25名程度</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>事業の拡大及び継続のために、定款に定める正会員、賛助会員（個人・法人）の増加に努める。更に、協賛企業の協力参加を求める努力をする。</p>





### 事業収支予算書

団体名：特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフアーズ協会 (OBG)

補助対象事業の名称：	①練習ラウンド ②競技大会 ③合同練習ラウンド
------------	-------------------------

事業実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

【収入の部】 (単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	300,000	補助金交付申請額 (一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体) (B)		補助金交付申請額 (団体希望寄附)
練習ラウンド	648,000	7,200円×90人
競技大会	151,200	7,200円×21人
合同練習ラウンド	237,600	7,200円×33人
自己資金	65,800	
合計 (C)	1,402,600	

【支出の部】 (単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)
補助対象経費	練習ラウンドプレー費	585,000 6,500円×90人
	旅費・日当	200,000 2,000円×100人
	競技大会 プレー費	136,500 6,500円×21人
	旅費・日当	50,000 2,000円×25人
	参加賞費	21,000 1,000円×21人
	合同練習ラウンド費	213,600 6,400円×30人 7,200円×3人
	旅費・日当	50,000 2,000円×25人
	参加賞費	58,000 1,000円×58人
	プレー参加補助金	38,500 3,500円×11人
	その他費用	50,000
小計 (E)	1,402,600	
補助対象外経費		
小計	0	
合計 (D)	1,402,600	

## 2021年度コースラウンド計画

2020・11・25

月 日	ラウンド名称	人 員	予約組数	スタート時刻	備 考
3月18日(木)	第135回練習	21名	7	アウト9時30分～	20年度
4月15日(木)	第136練習	21名	7	アウト9時30分～	
5月19日(水)	第17回ブラインド競技大会	24名	8	アウト9時30分～	
6月 2日(水)	ボランティア親睦大会	16名	4	アウト9時30分～	
6月16日(水)	第137練習	21名	7	アウト 9時30分～	
9月16日(木)	第138回練習	21名	7	アウト9時30分～	
10月15日(金)	第17回親睦大会	未定	未定		50～60名程度
11月17日(水)	第139回練習	21名	7	アウト9時30分～	
3月16日(水)	第140回練習	21名	7	アウト9時30分～	
(2022年)					

(説明)

- ① 日程は、くずはゴルフ場と調整した日程を基に、11月25日のOBG役員会(理事会・実行委員会)で確定した。
- ② 6月2日(水)のボランティア親睦大会の開催方法については今後検討する。
- ③ 10月15日(金)の第17回親睦大会については、4月までに開催の有無当を決める。

# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 令和元年度（2019年度）事業報告書

特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフアース協会（OBG）

## I 事業期間

2019年4月1日～2020年3月31日

## II 事業の成果

事業計画に沿って視覚障害者と晴眼者が共通の目的に向かい互いに協力し合って活動した。

OBGでは、ブラインド会員と目の代わりをするボランティア会員が二人三脚でゴルフに挑戦し、相互の交流を深めながらゴルフ技術の向上、ルール及びマナーの習得に努め、共に充実した生活を目指して活動しております。

特に、OBG定款第3条に定める「目的」並びにNPO活動促進法第二条に示される「NPOの精神」に違わぬようにという初心の気持ちを念頭において、地道に着実に活動に取り組んだ。

- ① 「OBG練習ラウンド、ブラインドゴルファー競技大会、大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会及びOBG大正練習会」は、枚方市NPO活動応援基金の補助事業として補助金を受けて、当基金の幟（のぼり）を掲げて実施した。
- ② 1人でも多くの視覚障害者が二人三脚の「ブラインドゴルフ」に出会えるように、また、1人でも多くのボランティアパートナーがOBGの活動に参加してもらえるように広報活動を充実させた。
- ③ ゴルフに興味を覚えた視覚障害者が、ゴルフ技術を「より早く習得」し、また、向上させて行くことが出来るように、練習会、練習ラウンドを充実させた。
- ④ 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請、賛助会員の拡大、寄付金のお祝い等活動資金の充実を図った。

## III 事業の実施状況（特定非営利活動に係る事業：定款第5条関係）

### 1 事業名 練習会（OBG練習会）

内 容 ゴルフ練習場での打球練習。「目が見えなくてもゴルフが出来るんですか？」OBGの活動を伝え聞いた視覚障害者が、最初に尋ねて来るのがこの練習会です。ここでボールを打てるようになって、練習ラウンドに参加出来るようになる。今年もまた、視覚障害者及びボランティアの新しい仲間が参加した。そして、本コースでの練習ラウンドへと進んだ。

実施場所 枚方練習会 枚方CC ゴルフアベニュー（枚方市）

毎月、第1と第3木曜日 15:00～17:00

大正練習会 ゴルフオータニ (大阪市大正区)

毎月、第2と第4水曜日 13:00~15:00

[枚方市NPO活動応援基金補助事業]

ただし、6月末で大正練習会は中止し、7月以降は枚方練習会として行う。

事業の対象者 ブラインドゴルファー及びボランティアパートナー

(収入) 16,000円(補助金)、(支出) 16,000円(ボランティア交通費)

2 事業名 研修会 (特別練習会)

2019年度は実施なし

3 事業名 練習ラウンド (OBG練習ラウンド)

[枚方市NPO活動応援基金補助事業]

内容 視覚障害者と目の代わりをするボランティアパートナーが、二人三脚で本コースに出て実践ラウンド。ゴルフルール、マナーの習得等に努める。

場所 くずはゴルフリンクス及び武庫ノ台GCで18ホールラウンド

実施日 5月15日(水)、6月19日(水)、9月18日(水)、10月9日(水)  
3月25日(水)(新型コロナウイルスの影響で中止、希望者ラウンド)

事業の対象者 ブラインドゴルファー及びボランティアパートナー

(収入) 144,850円(内67,500円補助金) 延べ参加者: 70名

(支出) 178,500円(交通費) 延べ参加者: 74名

4 事業名 ゴルフ大会 (第15回ブラインドゴルファー競技大会)

[枚方市NPO活動応援基金補助事業]

内容 日頃の練習会及び練習ラウンドで得た技能を発揮して、競技する年1度の大会で、成績優秀者には賞品を授与しその栄誉をたたえ、励みとする。

実施場所 武庫ノ台GC 18ホール

実施日時 4月17日(水) 10:09 アウト・インスタート

事業の対象者 ブラインドゴルファー及びボランティアパートナー

(収入) 47,000円(内30,000円補助金) 参加者: 17名

(支出) 92,816円(旅費交通費及び会議費) 参加者: 20名

5 事業名 第15回記念大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会

[枚方市NPO活動応援基金補助事業]

内容 当法人の目的を達成するための活動の一環として開催するもので、視覚障害ゴルファーとボランティアパートナーのペアと一般晴眼プレーヤーが同じ組でラウンドし、殆ど同じルールで競い合う競技大会です。本大会は、九州、北陸地方からの視覚障害者も参加して全国競技大会の様相を呈している。

実施場所 くずはゴルフリンクス 18ホール

実施日時 11月14日(木) 7:30 アウト・イン 同時スタート

事業の対象者 ブラインドゴルファー、ボランティアパートナー及び  
晴眼ゴルファー。

(収入) 750,000円 (内42,000円補助金)

参加者 視覚障害プレーヤー30名、一般晴眼プレーヤー43名、  
ボランティア34名

(支出) 966,700円 (プレー費用等全額、旅費交通費及び会議費及び  
事務用品費)

#### 6 その他活動

(1) 第16回ボランティア会員親睦ゴルフ大会

日頃、ブラインド会員と二人三脚でゴルフサポートをしているボラン  
ティア会員が、ゴルフマナー、ルール等の向上を目指す研修会を兼ねた親睦  
ゴルフ大会。6月5日(水) 牧野パークゴルフ場 18ホールラウンド

(2) 各地で開催されるゴルフ大会への参加

「2019年ブラインドゴルフ親善大会 in 九州」へブラインド会員6名、  
ボランティア会員6名が参加した。

#### 7 広報活動

(1) OBGホームページの更新充実：必要に応じてその都度更新  
<https://obg9zh15tk.wixsite.com/mysite/>

(2) OBGかわらばん No. 42の発行

(3) OBGれんらくレターの発行：No.187～No.197を発行

(4) その他ポスター、チラシ等を作成し市内各施設等に配布・貼付  
前記活動により、各事業への参加者を募集及び会員の拡大に努めた。

### IV 総会の開催

#### 第16回通常総会

(日時) 2019年5月28日(火) 午前10時～12時

(場所) 大阪市西区 日本ライトハウス情報文化センター 4階401号室

(会員総数) 83名 (ブラインド会員31名、ボランティア会員52名)

(出席者) 53名 (委任状等出席者36名を含む)

(議長の選任) ..... が満場一致で議長に選任された。

(議事録署名人の選任) ..... が議事録署名人に選任された。

#### 審議事案及び議決事案

第1号議案 平成30年度事業報告書

第2号議案 平成30年度活動計算書

第3号議案 平成30年度貸借対照表

第4号議案 平成30年度財産目録

平成30年度事業及び決算監査報告

第5号議案 2019年度事業計画書(案)

第6号議案 2019年度活動予算書(案)

その他事案 役員の辞任

その他報告事項

(1) 第15回記念大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会開催

(2) 2019年度 枚方市 NPO 活動応援基金補助事業補助金交付決定。

\* 議事録は、OBG事務局に保管

V 理事会及びその他委員会等の開催

(理事会の開催)

2019年4月3日(水) 13時～15時 サンプラザ生涯学習市民センター第1集会室

2019年12月1日(日) 10時30分～12時 サンプラザ生涯学習市民センター  
第1集会室

(実行委員会の開催) 毎月第1水曜日に定例開催した。(12月、1月は除外)  
サンプラザ生涯学習市民センター第1集会室 他

(監事の監査実施) 2019年度特定非営利活動に係る事業及び決算に  
ついて、監事監査を実施した。

2019年5月11日(土) 14時～15時  
楠葉生涯学習市民センター 会議室

VI 親睦会・交流会の開催

忘年会の開催 12月1日(日) 12時～15時 がんこ枚方店

以上

令和元年度(2019年度)活動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフアース協会

(単位 円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費		(各項目計)	
正会員受取会費			
ブラインド会員	93,000		
ボランティア会員	82,000		
賛助会員受取会費			
個人会員	14,000		
法人会員	50,000	239,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	9,600	9,600	
3 受取助成金等			
受取補助金	251,000	251,000	
4 事業収益			
練習ラウンド収益	33,850		
競技大会収益	17,000		
大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会	730,000		
研修会収益	0	780,850	
5 その他収益			
受取保険料	39,900		
受取利息	4		
協賛金	20,000		
雑収益	0	59,904	
経常収益計	1,340,354	1,340,354	1,340,354
II 経常費用			
1 事業費		(各項目計)	
(1)人件費	0	0	
(2)その他経費			
大正練習会費用	16,000		
練習ラウンド謝礼費	178,500		
ブラインドゴルファー競技大会謝礼	60,000		
競技大会表彰式会議費	27,216		
研修会謝礼費	0		
ボランティア親睦大会会議費	23,280		
各地の大会参加費用	60,000		
各地の大会謝礼費	15,000		
競技大会等賞品費	5,600		
大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会	966,700	1,352,296	
2 管理費			
(1)人件費	0	0	
(2)その他経費			
事業運営費	51,480		
保険料	54,900		
消耗品費	30,874		
通信運搬費	26,148		
会議費	6,200		
雑費	9,322		
忘年会費用	24,678	203,602	
経常費用計	1,555,898	1,555,898	1,555,898
当期経常増減額		▲215,544	▲215,544
当期正味財産増減額	▲215,544		
前期繰越正味財産額	581,103		
次期繰越正味財産額	365,559		

(注記) この計算書類の作成は、NPO法人会計基準によっています。

令和元年度（2019年度）貸借対照表

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフアース協会

(単位 円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	343,207		
現金	502		
未収金	0		
前払い費用	38,050		
流動資産合計		381,759	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産	0		
(2) 無形固定資産	0		
(3) 投資その他の資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計 (A)			381,759
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
前受金	16,200		
流動負債合計		16,200	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計 (B)			16,200
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	581,103	581,103	
当期正味財産増減額	▲215,544		
正味財産合計 (C)	365,559		365,559
負債及び正味財産合計 (B) + (C)			381,759

(注記) この決算書類の作成は、NPO法人会計基準によっています。

令和元年度（2019年度） 財産目録

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフフェーズ協会

(単位 円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	502		
三菱UFJ銀行普通預金	108,395		
りそな銀行普通預金	234,812		
未収金			
会費未収金			
前払い費用	38,050		
流動資産合計		381,759	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産	0		
(2) 無形固定資産	0		
(3) 投資その他の資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			381,759
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	16,200		
流動負債合計		16,200	
2. 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			16,200
正味財産			365,559

(注記) この決算書類の作成は、NPO法人会計基準によっています。



## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 大阪視覚障害ゴルフアース協会(略称 OBG, 英文名 Osaka Blind Golfers) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ゴルフを志す視覚障害者とボランティアパートナー(目の代わりをする晴眼者)が二人三脚でゴルフに挑戦することにより、相互の友情と信頼を深めつつ、視覚障害者に対する正しい理解を社会に広め、もって視覚障害者の自立、社会参加、QOL(生活の質)の向上に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) ブラインドゴルフの社会への啓発
- (2) ゴルフルールやマナー、技術向上のための研修会及び講習会、交流会の開催
- (3) 練習会、練習ラウンドの開催
- (4) この法人の主催、他団体との共催によるゴルフ大会(イベント)の企画、開催
- (5) 各地で開催される(視覚)障害者ゴルフ大会(イベント)への参加協力
- (6) 機関紙の発行、ホームページの更新等の出版、広報活動
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員

この法人の目的に賛同し、二人三脚のゴルフに挑戦する視覚障害者（ブラインド会員）、ゴルフパートナー及びこの法人の運営に協力、助力を提供する者（ボランティア会員）

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し経済的な援助を提供する個人及び法人或いは団体  
(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長の承認を受けなければならない。会長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2 入会を希望する者は入会にあたり、次の手続きをとるものとする。

(1) 所定の入会申込書に必要事項を記入し、第8条に基づき会員の種別に応じ別に定められた会費を添えて提出する。

(2) 正会員のうちブラインド会員は身体障害者手帳の写しを提出する。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 この法人の会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 二年以上会費を滞納し、理事会において納入の意志がないと認められた場合。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会においてその会員に議決前に弁明の機会を与えた上で、正会員総数の過半数の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返換)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上13人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 3 理事の互選により、理事のうち、1人を会長、2人を副会長、2人以上3人以内を事務担当理事、1人を会計担当理事とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事及び職員を兼任することはできない。

(理事及び監事の職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 事務担当理事は、この法人の運営に必要な情報の収集、連絡、調整を行う。
- 6 会計担当理事は、この法人の金銭の出納と財務の管理を行う。
- 7 監事は次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にもかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において過半数の議決に基づいて解任することができる。ただし、総会においてその役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

#### 第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第18条 この法人は、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じる。

#### 第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

✓ 第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

✓ (6) 役員を選任又は解任、及び職務

(7) 会費の額

(8) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面あるいは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第7項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、会長が招集する。ただし前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。この場合、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面あるいは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第25条、第26条第2項、第28条第1項第3号及び第45条の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印、あるいは記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が、書面あるいは電磁的方法によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面あるいは電磁的方法をもって開催の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

2 会長は前条第2号の請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長、もしくは会長から指名を受けた理事がこれにあたる。

(議決等)

第34条 理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的方法をもって表決することができる。この場合、その理事は理事会に出席したものとみなす。

## 第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に掲載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、總會において承認を得なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 事務局

(設置)

第43条 この法人の運営に必要な事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織、運営は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款を変更する場合は、總會において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 總會の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならぬ。

(残余財産の処分)

第47条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

(名称) 社会福祉法人 日本ライトハウス

(主たる事務所の所在地) 大阪府大阪市鶴見区今津中2丁目4番37号

## 第10章 雑則

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、任意団体「大阪視覚障害ゴルフアース協会」の会員は、その種別に応じ、この法人の設立の日をもって、第6条に規定する会員資格を有するものとする。

3 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

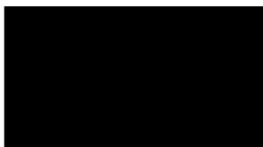
(1) 正会員(ブラインド会員)	会費年額	3,000円
(2) 正会員(ボランティア会員)	会費年額	2,000円
(3) 賛助会員(個人会員)	会費年額	1,000円(一口当たり)
(4) 賛助会員(法人会員・団体会員)	会費年額	10,000円(一口当たり)

ただし、附則2の規定に基づいてこの法人に入会する会員に対しては、第7条第2項に規定する会費は無料とし、平成16年4月1日以降について上記の各号を適用するものとする。

4 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

(1) 会長

(2) 副会長



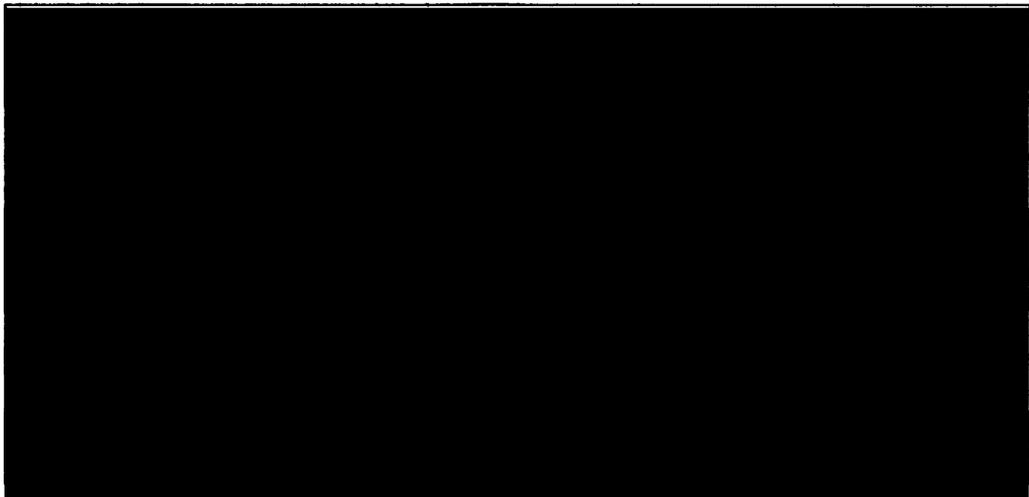
- (3) 副会長
- (4) 事務担当理事
- (5) 事務担当理事
- (6) 会計担当理事
- (7) 理事
- (8) 理事
- (9) 理事
- (10) 理事
- (11) 理事
- (12) 理事
- (13) 理事
- (14) 監事
- (15) 監事



5 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立の日から平成16年3月31日までとする。

特定非営利活動法人 大阪視覚障害ゴルフアース協会  
設立代表者



# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【9. えほんのお部屋ひまわり畑】





令和3年 2月 24日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑  
主たる事務所 〒573-0084  
の所在地 枚方市香里ヶ丘12丁目6-28  
代表者氏名 中谷 章代  
担当者氏名

連絡先



## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

放課後の子どもの居場所「放課後クラブあおむし」作り事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 300,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



## 事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑
事 業 名 称	放課後の子どもの居場所「放課後クラブあおむし」づくり事業
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。)  令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日
1. 目 的	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること) 主に香里ヶ丘周辺の児童が、登録をすれば誰でも安心して過ごせる放課後の居場所をつくります。子どもが小学生に上がると、共働き世帯が増える傾向があります。子どもの慣れない学校生活を応援し、親の就労に寄り添い、働きやすい環境づくりと子どもの健全な放課後の活動を守る事を目的としています。
2. 事業内容等	【①対象者】主に近隣の小学校に在籍し、何らかの理由で放課後をひとりで過ごす理由のある児童 【②実施場所】 枚方市香里ヶ丘12丁目6-28 えほんのお部屋ひまわり畑 【③事業内容】 毎週月曜日から金曜日の15時～17時30分の2時間30分 「放課後クラブあおむし」として登録を済ませた児童を、受け入れします。 月2回づつ英語教室とウクレレ教室を開催します。長期休みにゲーム教室を開催します。 子どもは、宿題をしたり、色々な学年の子ども同士やボランティアとボードゲームや制作をして自由に過ごします。 この事業は2017年週1回から開始し、2018年は週5回開室、2020年度も延べ18人の子どもが登録しています。週に2日や3日、親御さんの予定で1回/月程度親の帰宅を待つ児童の利用が続いています。2021年度も増加していくと思われ、この居場所の必要性を感じています。
3. 実施スケジュール	2021年3月より、登録の子どもを通じて2021年度の継続を告知します。 ポスターやホームページにて広報していきます。 春休みや夏休み等の長期休みは10時半から17時半までの受け入れをします。 季節の行事や、夏祭りなど長期休みには、地域のボランティアと協力してイベントを開催します。 月2回づつ、英語教室とウクレレ教室を開催します。 長期休みに1回、ゲームコーディネーターを招いて、ゲーム教室を開催します。 長期休み以外の平日は、ボランティア2名と開室します。

4. 事業実施の体制	<p>(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)</p> <p>本事業は、2020年度はコロナの影響もあり地域のボランティアを募ることができなかった為、現在はひまわり畑の2名にて実施しています。来年度は地域のボランティアも募り、毎日2名~3名の体制をつくっていききたいと思います。当会の主な活動である、親子の広場「えほんのお部屋ひまわり畑」の開室日数は年間300日に及び、毎日10時から17時半まで開いています。会の運営を支える正会員は18名いますが、小学生の受け入れ時間に活動できるスタッフが減少した為、今後も円滑に運営していくために今回の事業を通じて、新しい正会員並びにボランティアを地域で募集していきます。</p>
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	<p>本事業も4年目を迎え、その必要性を感じますが、2020年度はコロナもあり積極的に勧誘できないところもありました。2020年度から利用者に施設に対して年間5000円の負担をお願いしています。来年度も今ある環境を守り、施設を維持していく事の必要性を説明して了解していただきたいと思います。それでも当会の自己負担は過重ですが、月に2度開催している子ども食堂でつながる他団体と共催するイベント等にて、バザー等を開催し、資金の確保も試行していきたいと思っています。</p>
6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み	<p>2017年は週に一度、放課後から17時までの開室でしたが、開室時間が短く利用しにくいとのことで、2018年は17時半まで、週5日で開室をはじめました。2020年度はコロナもあり予約制で受け入れしていました。来年度も2020年度の基本的な日時を継続開室し、その児童とのかかわりを深め、その時間の質を高める取り組みをしていきたいと思っています。</p>
7. 今後の取り組み予定	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。)</p> <p>英語教室やウクレレ教室の定期的な開催やボードゲームの体験会などの活動をしている団体が参加している団体のネットワークとの連携(ひらかた子育て支援ネットワーク) 子ども食堂を開催している団体のネットワーク(ひらかた子ども食堂ファンクラブ) 香里ヶ丘の地域コミュニティ連絡協議会などと連携して、子どもが安心できる居場所を作っていきたいと思っています。</p>
8. 事業のPR方法	<p>ホームページやフェイスブックを通じての広報と、民生員や地域の小学校への告知、ファミリーサポートセンターへの活動告知していきます。</p>
9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等	<p>助成金等の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>助成金等の名称( )</p> <p>内 容</p>
10. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	

## 事業収支予算書

団体名：特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑

補助対象事業の名称：	放課後の子どもの居場所「放課後クラブあおむし」づくり事業
------------	------------------------------

事業実施期間： 2021年 4 月～ 2022年 3 月

【収入の部】

(単位：円)

項 目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	300,000	補助金交付申請額 (一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	0	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
参加者年会費	160,000	参加者年会費5,000円×20人・月会費500円×10人×12か月
自己資金	211,800	残りは団体運営費より支出 (211,800円)
合 計 (C)	671,800	

【支出の部】

(単位：円)

項 目	予算額	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	ボランティア謝金	600,000	1日2.5時間×5日×12か月×4週×2名×500円
	印刷製本費	1,800	月150円×12回 (参加者へのチラシ、ポスター等)
	備品購入費	12,000	参加者1人50円×12か月×20人 (折り紙・文具等)
	英語・ウクレレ講師代	48,000	1000円×4回/月×12ヶ月
	ゲームコーディネーター講師代	10,000	10000円×1回
小 計 (E)	671,800		
補助対象外経費			
小 計	0		
合 計 (D)	671,800		

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C) = 支出の合計(D) となるように記入してください。

枚方市補助金枚方市補助金(一般・活動分野) (A)は 補助対象事業費 (E) から枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を差し引いた金額の1/2以内 (千円未満切り捨て) として下さい。

ただし枚方市補助金(一般・活動分野) (A)と枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。(団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。)

# 「放課後クラブ あおむし」2020 年度事業の様子

## 【実施内容】

### ★お勉強や室内遊び

ひまわり畑に来たら、お勉強をしたり、学年の違う子同士が遊んだり、ゲームを教えたり、外に遊びに行ったりと自由に過ごしています。スタッフに言葉を聞いて貰ったり、一緒に制作を楽しんだりみんな楽しく過ごしています。

### みんなで学校の宿題！

5年生が1年生にゲームを教えます。

コーヒーフィルターで花火制作



### ★英語教室 とウクレレ教室

**英語教室**  
先生と一緒にクイズをしたり楽しんでます



**ウクレレ教室**  
時にはスタッフが一緒に習いながら、毎回次々習っている子は「きらきら星」「子犬のマーチ」等も弾けるようになりました。



## 【2020 年度実績】

2020 年度は 4 月から始めましたが、コロナの為緊急事態宣言が発令され、近隣でもコロナ感染者が出た為 4 月 8 日～5 月いっぱいまで開室できませんでした。6 月も緊急事態が解除されたばかりの為、来室人数は少なかったのですが、徐々に増えてきて、1 月は平均で 3.4 人が来室しています。

あおむし登録人数:18 人

2020 年あおむし来室人数 (2020 年 4 月～2021 年 1 月)		(人)									
開室日数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	Total
開室日数	5	0	22	21	16	20	22	19	19	17	161
来室人数	19	0	29	59	37	45	58	45	42	57	391

# 【放課後クラブ あおむしチラシ】

## 放課後クラブあおむしについて

放課後クラブあおむしは、学校や家庭以外で小学生が安心して過ごせる居場所です。課外学校の先生ほかの大人と出会うという貴重な機会にぜひ参加してください。

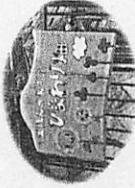
絵本の読み聞かせやお話し、はらぺこのりいりいあおむし、いろんなものを食べてお話し、お話しにはあおむし、子どもたち、子どもたちが、大きく羽ばたく前の貴重な時間を一緒に過ごしてほしいと思っています。

2020 年度は桜花町の 19 号通野町通の協賛です。



## ボランティアを募集しています

子ども達と一緒に遊んだり、親子をそとに守ってくれたり、子ども達のお手紙をしてくれたり、そんなボランティアさんを募集中、いつでもお声掛け下さい。



お話しや、遊んだり、あそびたい！



〒573-0084  
桜花町通桜ケ丘12丁目6-28  
電話番号:090-8735-7064  
Eメール:amushi@amushi-club.jp



## 放課後クラブ『あおむし』

- 対象は小学生です
- 平日 月曜～金曜 (放課後～17:30)  
(例)お絵描き、読み聞かせ、代休の場合は長期休みと同じ
- 土曜日は月に4回のみ (10時～13時)  
日・祝日、お盆休み、年末年始は休み
- 【子ども全員】の登録が必要です
- 月会費 500 円 (利用しない月は不要)
- 登録料は 5,000 円/年度 (会員登録のみにあてず)
- 来室時に必ず入費カードに記入と顔写真を記入してください

こちらが  
です  
\*本会を認めたアソビグループで遊んだり  
お話しや遊んだり  
時間や場所は自由に入ります。  
けがに繋がらないようには注意してください。

スタッフの  
あおむしを  
つなげてね  
あおむしは、  
おうちのひと  
つなげてね



## おかえりルーム

- 仕事や急な用事に小学生を預けることがない！  
一人での留守番は本当に怖い  
そんな声にお応えしてひまわり通で児童のお預かりをしています。
- 対象は小学生です。
- 平日 月曜～木曜 (17:30 分～20:00)  
(それ以外の曜日や時間についてはご相談ください)
- 利用料金は:あおむし月会費 500 円 (初回)
- 登録料:5,000 円/年度
- お盆休み:5,000 円/年度  
\*お盆休みは5,000 円/年度はあおむし月会費  
\*学校に申し込みにあおむし月会費  
\*開室時間外の料金、時間についてはご相談下さい。

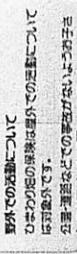


## 長期休み期間は

- 春休み、夏休み、冬休みの学校の長期休みは  
平日の月～金曜日は 15 時～17 時 30 分  
(ただし、水曜日は 10 時～17 時 30 分)
- 土曜日は月に 4 回のみ (10 時～13 時)
- 日・祝日、お盆休み、年末年始は休み
- 学校の休校 (雨上がり、代休) の場合は  
10 時 30 分～17 時 30 分までご利用できます  
(\*水曜日は 15 時以降)
- 1 月 30 分～14 時 30 分までは未就学のお子さん  
とお母さんともご利用いただけます

あおむしに  
お話しを  
つなげてね  
あおむしは、  
おうちのひと  
つなげてね

あおむしは、  
おうちのひと  
つなげてね



# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 令和元年度事業報告書

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

## I 事業期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## II 事業の成果

2018年度までの事業を通して、地域の親とのつながりを深め、未就園児から小学生までの子どもが安心安全に過ごせる居場所を提供できた。また、令和2年度の枚方市保健センター各種事業における保育業務委託の事業を受託すべく環境を整備し、定款の保険、医療または福祉の増進を図る活動の一時預かり保育事業として受託した。今後の安定した運営に繋げていく準備ができた。

## III 事業の実施状況

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) (事業名) 親子が集う広場事業

(内容) ほっとルームではお部屋の解放を行い、親子の居場所作りに努めた。また小児科やふれあいルームでは絵本の読み聞かせを行い、子育ての悩みや不安に耳を傾け、気持ちのつながりを大切に、必要に応じて他機関につなげるなど、利用者の安らげる時間を作るように積極的に務めた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑、南部生涯市民センター、小児科、商業施設

(実施日時) ほっとルーム:平日月曜～木曜 10:30～14:30

Chillるタイム:月2回 土曜日 10:00～13:00

ほのぼの:月2回 土曜日 10:00～13:00

出張絵本の広場 月5回程度

(事業の対象者)未就学の親子

(収益) 1,146,257円

(費用) 994,398円

#### (2) (事業名) 子どもの居場所づくり事業

(内容) 「あおむし」では小学生が放課後自由に来室し、室内で勉強したり、絵本やゲーム遊びをするのを見守り、必要に応じて友達同士の係りに助言や遊びの補助を行った。学童のお預かりも実施し、安心して過ごせる場所作りに努めた。

子ども食堂では子どもは無料で食事の提供を行い、子どもの居場所作りに努めた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑

(実施日時) ひまわり畑子ども食堂:毎月2回(第1、第3)金曜 17:30～19:30

あおむし:平日月曜～金曜 放課後～17:30

学童:平日月曜～金曜 17:30～20:00

必要に応じて早朝、土日。

(事業の対象者)近隣の子どもとその親

(収 益) 510,579円  
(費 用) 1,026,681円

(3)(事業名)一時預かり保育事業

(内 容) 子どもを気軽に預けられる家庭的な保育施設として、急な依頼にも保護者が安心して預けられる保育の場作りに努めた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑

(実施日時) 一時預かり:平日月曜～金曜 9:00～17:00  
必要に応じて、早朝、土曜。

(事業の対象者)未就学児

(収 益) 921,650円

(費 用) 803,156円

#### IV 社員総会の開催状況

##### 第1回通常(臨時)総会

(日 時) 2019年5月31日 10時10分から10時30分

(場 所) えほんのお部屋ひまわり畑

(社員総数) 21名

(出席者数) 19名(うち委任状出席者4名)

(内 容) 2018年活動及び事業報告承認の件  
2019年度の事業及び活動計画の承認の件  
議事録書名人の選任

#### V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会	2019年3月11日
第2回理事会	2019年6月18日
第3回理事会	2020年1月30日
第4回理事会	2020年2月30日

第1回定例会	2019年5月31日
第2回定例会	2019年10月30日

法人名: 特定非営利活動法人 えほんのお部屋 ひまわり畑  
 活動計算書  
 平成31年4月1日～令和2年3月31日まで  
 科目

(単位:円)

<b>I 経常収益</b>			
1.	受取会費		
	正会員受取会費(ひまわりママ)	48,600	
	賛助会員受取会費(ひまわり会員)	47,400	
			96,000
2.	受取寄付金		
(1)	親子が集う広場事業	4,600	
(2)	子ども食堂	33,000	
			37,600
3.	受取公的助成金		
(1)	親子が集う広場事業(ふれあいルーム)	120,000	
(2)	子育て居場所づくり事業(子ども食堂)	154,000	
	子育て居場所づくり事業(あおむし)	100,000	
			374,000
4.	事業収益		
(1)	親子が集う広場事業	918,350	
(2)	子育て居場所づくり事業	171,929	
(2)	子育て居場所づくり事業(子ども食堂)	51,650	
(3)	一時預かり保育事業	911,150	
(3)	一時預かり保育事業の保険	10,500	
			2,063,579
5.	その他収益		
	受取利息	7	
	雑収益	7,300	
	<b>経常収益計</b>		<b>2,578,486</b>
<b>II 経常費用</b>			
1.	事業費		
(1)	人件費		
	給与	501,361	
	謝金	1,201,931	
	福利厚生費	0	
	人件費計		1,703,292
(2)	その他経費		
	消耗品費	404,144	
	交通費	229,540	
	保険料	61,649	
	事業費計		695,333
2.	管理費		
	通信費	112,881	
	水道光熱費	132,475	
	会議費(コーヒー、お茶、消耗品費、備品)	180,254	
	雑費	0	
	管理費計		425,610
	<b>経常収益計</b>		<b>2,824,235</b>
	<b>当期経常増減額</b>		<b>△ 245,749</b>
<b>III 経常外収益</b>			
1.	固定資産売却益	0	
	経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用計</b>			
1.	過年度損益修正損	0	
	経常外費用計		0
	<b>当期正味財産増減額</b>		<b>△ 245,749</b>
	<b>前期繰越正味財産額</b>		<b>1,194,927</b>
	<b>次期繰越正味財産額</b>		<b>949,178</b>

## 計算書類の注記

【活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳】

内容	金額	算定方法
事務員 (パート)	936 円(9 月まで)、964 円(10 月以降)	単価は大阪府最低賃金によって算定しています。
ボランティア (法人内)	早朝～9 時まで 500 円/時間 9 時～17 時 30 分まで 250 円/時間 17 時 30 分以降 800 円/時間 (交通費は実費を支給)	単価は当法人規約の「手当に関する規約」より算定しています。
ボランティア (出張ひろば運營業務)	500 円/回 (交通費は実費を支給) ふれあいルームは 600 円/回	
ボランティア (子ども食堂)	500 円/回 (交通費は実費を支給)	

【使途等が制約された寄付金等の内訳】

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。

(単価：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
子どもの居場所作り推進事業補助金(子ども食堂)	0	168000	168000	0	3 月未開催分の 14000 円は枚方市に返納
ふれあいルーム助成金	0	120000	120000	0	
社協助成金(あおむし)	0	100000	100000	0	
親子の集う広場寄付金	0	4600	4600	0	
子ども食堂	0	3000	3000	0	
子ども食堂	0	30000	30000	0	

法人名:特定非営利活動法人 えほんのお部屋 ひまわり畑  
貸借対照表

令和2年 3月31日 現在 (単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	51,879		
銀行預金	740,457		
仮払金	156,842		
流動資産合計		949,178	
2.固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			949,178
II 負債の部			
1.流動負債			
仮払金			
流動負債合計		0	
2. 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		1,194,927	
当期正味財産増減額		△ 245,749	
正味財産合計		0	949,178
負債及び正味財産合計			949,178

# 2019年度 財産目録

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑  
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	51,879		
ゆうちょ銀行普通預金	740,457		
仮払金	156,842		
流動資産合計		949,178	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
絵本			
新冊絵本	0		
中古絵本(閲覧・貸出用)	0		
有形固定資産計		0	
(2) 無形固定資産	0		
無形固定資産計		0	
(3) 投資その他の資産	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			949,178
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			949,178

# 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑 という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市香里ヶ丘12丁目6番28号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、子どもと子育て世代の親に寄り添い、その育ちに関わるさまざまな事業を通して、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 親子が集う広場事業
  - ② 子育て居場所づくり事業
  - ③ 一時預かり保育事業
  - ④ 絵本や手作り雑貨販売事業
  - ⑤ その他目的を達する為に必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業を利用するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5名以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくと

も会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

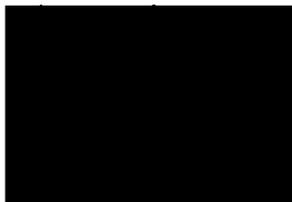
(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長  
副理事長  
副理事長  
理事  
監事



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 なし  
正会員会費 月額 200円
  - (2) 賛助会員入会金 なし  
賛助会員会費 年額 1口3,000円 但し、5口までとする。
  - (3) 利用会員 月額 100円

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

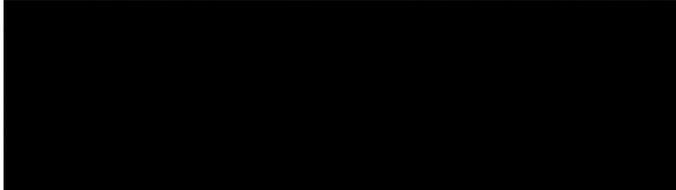
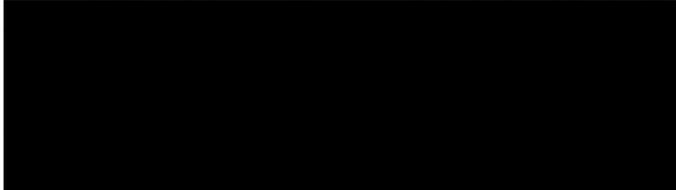
【10. ふれあいネットひらかた】





2021年 2月 26日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた  
主たる事務所 〒573-0157  
の所在地 大阪府枚方市藤阪元町3丁目36-32  
代表者氏名 林 明子  
担当者氏名   
連絡先 

## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

ファミリースクール「シロップ」

～保育付き料理教室&オンラインファミリー教室&おしゃべり夜カフェ～

---

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 300,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

年間スケジュール表



## 事業計画書

団体名	特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた
事業名称	ファミリースクール「シロップ」 ～保育付きクッキング教室&オンラインファミリー教室&おしゃべり夜カフェ～
事業実施期間	2021年 4月 1日 ～ 2022年 3月 31日
1. 目的	<p>本事業は、新たに家庭を築く方々や日々の家庭生活で悩んでいる方々に学びの場を設け、学びを实践いただく中で、家族ひとりひとりが健康で楽しい生活を送れることを目的とし、「心地よい家庭」を家族が協力して築き上げる方法を学ぶことを目指します。特にコロナ禍の社会において孤立や不安が蔓延するなか、自ら学ぶことで問題が解消できるように、当法人の事業の理念である「生涯学習」という観点から、ファミリースクール「シロップ」を運営します。</p>
2. 事業内容等	<p><b>【事業概要】</b>      本事業では、以下の2つの分野について学んでいくことを柱としています。      1つは「食育を通じてファミリーを育む」をテーマに『保育付きクッキング教室』を行い、これまで家庭内や地域社会の間で伝承されてきていた事柄を学びます。      2つには、家庭経営に関する様々な知識や伝承をテーマに『オンラインファミリー教室』を行い、家庭看護、防災、子育て、暮らしに役立つ知恵等について学びます。      また、上記2つの教室は月に2回～行われますが、これらに加え『夜のオンラインカフェ』を実施し、各参加者間のコミュニケーションの場を提供するとともに、復習や学習効果を高める機会とします。</p> <p><b>【1. 対象者】</b>      新たに家庭を築いた方たち（地域・年齢・家族構成・性別・国籍は問わず）</p> <p><b>【2. 実施場所】</b>      ・保育付きクッキング教室：民間施設（クッキングスタジオ）、又は公共施設（生涯学習市民センター等）      ・オンラインファミリー教室：事前録画し、YouTube（予定）にて配信      ・夜のオンラインカフェ： zoomもしくはGoogle meetを活用</p> <p><b>【3. 事業内容】</b>      1. 対面教室『保育付きクッキング教室』は生きていくうえで最も重要な食事を学ぶ。参加者が集中して学べるように、子どもを連れて参加する場合は子どもの保育を行い参加者の学びと安心を提供する。教室では家族の中で食事作りを担当する大人が、年間プログラムに沿って調理実習を行う。コロナ禍の感染防止対策として、持ち帰りと野外ピクニックなどを組み入れる。      2. 『オンラインファミリー教室』は家庭看護、防災、子育て、暮らしに役立つ知恵等を教材としてネット（YouTube 予定）配信を行う。主に家庭経営における悩みや子育てに必要な情報を教材として作成し会員向けという形で公開する。知らなくて悩み、迷路に陥りやすい事柄を子育て経験した先輩や専門の講師がコンテ</p>

	<p>ンツを厳選し情報発信を行う。年間を通じて現代社会で家族を育むアドバイスをわかりやすい講座として配信予定です。</p> <p>3.『夜のオンラインカフェ』は上述の1・2の参加者以外のご家族も含め、各参加者間のコミュニケーションの場を提供するとともに、各コンテンツに対する復習や学習効果を高めることを目的に、夜間に zoom や Google meet を活用し実施します。</p> <p>※年間スケジュール表を別紙添付資料とします。</p>
<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>(1) クッキング教室 4月から翌3月まで毎月第3木曜日開催 年間12回 9:00~13:00</p> <p>(2) オンラインファミリー教室での配信 4月から翌3月まで毎月第3木曜日配信</p> <p>(3) 夜のオンラインカフェ 4月から翌3月まで毎月第4木曜日開催 PM9:00開始</p> <p>※スケジュールに関しては別紙資料あり</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>事業を実施する人員体制</p> <p>① 運営全般 当法人の事務局から理事1名</p> <p>② 保育付き料理教室 当法人の正会員から栄養士1名 料理アシスタント1名 保育士1名 看護師1名 助産師1名 保育アシスタント1名</p> <p>③ 教材配信 当法人の正会員により実施</p> <p>④ オンラインカフェ ファシリテーターは当法人が実施</p> <p>⑤ 講座の内容や教材の作成にあたっては、必要に応じ外部人材を活用</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>自立した事業運営のために、事業目的に賛同する参加者には「NPO 法人ふれあいネットひらかた」の一般会員として入会いただき、毎月の月会費と教材費を徴収して事業運営経費の主体とします。(保育に関する人件費や賃借料等に関する経費については助成金を活用する予定) 参加費等は民間の教室などに比べるとリーズナブルな価格設定を予定しています。また、専門的な資格を持ったスタッフなどが講師を務めることにより、講座内容のクオリティーは十分確保され则认为ます。</p>
<p>6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み</p>	<p>これまで、貴基金の助成も受けつつ、母子支援事業(ママなび舎)を4年にわたり取り組んできました。保育付きのママの学びの場として母親層に家事や子育てについて講座を行う中で、年を重ねるごとに定着し参加人数も増加してきていました。しかし昨年のコロナ禍で事業形態が大幅に変更を余儀なくされることとなりました。社会の価値観や家族の価値観も急激に変化し、ライフスタイルが変わった家庭が多いと考えられます。象徴されるのがテレワークであり、父親の家庭での存在です。こうしたことを踏まえ今後は、家族全体で家庭を営むという考え方を定着させるために、男性が家事や育児に参加ではなく、共に自主的になれるよう、『家庭経営学』の学びの場を設けていくことが重要であると考えます。</p>



2021年度 ファミリースクール「シロップ」 年間スケジュール ※変更の可能性あり			
	調理実習 準備9:00開始10:00終了12:00	教材配信 テーマと内容	夜のオンライン カフェ
4月 民間	春の行楽弁当 簡単に作れるお弁当とお菓子 お弁当の衛生と詰め方のポイント	心理学から楽しい家庭にする アドバイスと自分の本音の気 持ちの伝え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● テーマなしの フリートーク</li> <li>● 教材配信のそ の後</li> <li>● その他</li> </ul>
5月	ご飯を鍋で炊けますか？ ご飯のおいしい炊き方と手前味噌味噌汁 失敗が多い炊き込みご飯を上手に作る	おもちゃと絵本の選び方 1歳からの絵本 読み聞かせとその意味	
6月	意外と知らない料理の基礎 野菜の切り方と調理方法 煮る・焼く・炒める・揚げる・蒸す	食品衛生学 食中毒と食品の衛生管理 お家で気を付けたいこと	
7月	バランスの取れた食事とは？ 主食・汁物・主菜・副菜を組み合わせて毎 日の献立を立てる方法	幸せスキンシップのお話 愛着形成は一番大切 不安を感じる子育て解消	
8月	おいしいピザと簡単なオードブル 手づくりピザの作り方 子どもと作れる簡単オードブル	子育て世代のマネープラン ファイナンシャルプランナー のお金講座	
9月	揚げもの料理の作り方 揚げ方ひとつでおいしくなる方法 揚げ油の保存方法と処理の仕方	どれくらい食べるのがいいの か知っていますか？ 毎日の必要な栄養と知識	
10月	時短料理の作り方と作り置きのおかず いざという時にあると便利なおかず 下ごしらえの仕方と冷凍	お家でできる簡単なヨガ 産後の骨盤矯正をして心も体 もリフレッシュ！	
11月 民間	お魚をさばけますか… お魚の卸し方と保存の仕方 魚の冷凍の仕方と味のつけ方	子どもの性教育 いつ頃から始めればいいの？ 参考になるお話と絵本	
12月	冬のオープン料理（クリスマスに向けて） オープンを使いこなすと時短料理になる 煮込み料理を作ろう！	子どもの栄養と食事のしつけ 食に関する悩みは意外と母親 のストレスになっている	
1月	30分でできる晩御飯！ 忙しいときに包丁やまな板を使わずにで きる料理を作る方法	思い出そう災害！ 災害時の家族単位で行動する 方法と準備するのも	
2月 民間	味の伝承と漬物 手づくりの味噌とぬか漬けの作り方 老舗味噌屋さんが作り方を教えます！ お彼岸に作る「手づくりおはぎ」	夫婦の絆が一番大事 パートナーシップ学を学ぶと 子育てが変わる	
3月	自分でお菓子を焼いてみよう！ 春のイチゴショートケーキ バナナマフィン	我が家の味は何ですか… 子どもの育て方と家庭にお ける食育の重要性	

## 事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

補助対象事業の名称：	ファミリースクール「シロップ」 ～保育付き料理教室&オンラインファミリー教室&おしゃべり夜カフェ～
------------	--

事業実施期間： 2021年 4月～ 2022年 3月

## 【収入の部】

(単位：円)

項目※1	予算額	内容説明(積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野)(A)	300,000	補助金交付申請額(一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体)(B)		補助金交付申請額(団体希望寄附)
自己資金	37,400	
参加費	288,000	¥2000(教材費¥500含む)/月*12人*12回=288,000
入会金	6,000	¥500*12人=6,000
年会費	14,400	¥1200*12人=14,400
合計(C)	645,800	

## 【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明(積算根拠等)	
補助対象経費	講師料	60,000	¥5000*12回=60,000
	人件費	236,400	保育スタッフ保育士¥4000*12回=48,000 保育スタッフ看護師¥4000*12回=48,000 保育スタッフ助産師¥4000*12回=48,000 保育アシスタント¥2500*12回=30,000 料理アシスタント¥3200*12回=38,400 オンラインファシリテーター¥2000*12回=24,000
	会議費	120,000	打ち合わせ会議¥2000*5人*12回=120,000
	備品購入費	10,000	おもちゃ代¥10,000
	印刷製本費	10,000	チラシ印刷費¥10,000
	旅費交通費	12,000	保育ボランティア交通費¥500*2人*12回=12,000
	賃借料	72,000	レンタルキッチン¥3000*3h*3回=27,000 ミーティングルームC¥3000*3h*3回=27,000 生涯学習センター料理室¥1100*9回=9,900 保育室(会議室等)¥900*9回=8,100
	教材費	96,000	材料費¥500*12人*12回=72,000 配信用教材作成費¥2000*12回=24,000
	消耗品費	3,000	衛生用品¥3,000
	小計(E)	619,400	
補助対象外経費	通信運搬費	26,400	ZOOM使用料¥2200*12回=26,400
小計	26,400		
合計(D)	645,800	7	



# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



## 2019年度事業報告書

事業の期間 2019年4月1日～2020年3月31日

### 2019年度のまとめ

#### ● 2019年度の活動について

新たに事務所を構え主に会議等に使用した。この事務所をもっと活用する方法はないか模索した結果、新規事業ではなかったが、ママなび舎の枝分かれとして「発達凸凹カフェ」を10月から行った。あくまでもプレ開催ということで行った。反響はますますだったが、教育や発達の支援は市町村で対応が違うため難しい部分があった。担当した正会員の諸事情で2020年度開講まではいかなかったが、最近の支援対象の子どもたち増加に対応することは必要である。2020年度の課題となった。

事業全体の活動は2月までは順調であった。業績も各部門共に上がりこのまま順調に次年度を迎えることができると信じていたが、コロナウイルスによる活動自粛による活動中止を3月に決定した。この決定は2020年5月現在も継続中である。厳しい運営をすることが急に決まり対応に追われてしまった。正会員の経済面、又は参加者の健康や子どもたちの学習、又は妊婦・子育て中の方の精神面でのフォローが必要である。

#### ● 本部

##### 新体制

2019年度より理事が増員となり新たな体制となった。それに伴い、理事長1名・副理事1名・理事8名・監事2名となった。理事が増えたことで会議での意見が活発になり方針を決める上でより良い意見が出され、その結果NPO法人ふれあいネットひらかたが成長した。

##### 理事会より事務局が独立

以前の理事会では明確な分掌がなかったので、新たに組織図を作り各理事の役割を明確にした。特に主要な業務を担う理事で事務局を構成し、理事会の前段階の会議を行い理事会の流れをよくした。

- ・第14回通常総会 5月11日 サプリ村野301号室 ※別紙「議事録」添付
- ・理事会 4月22日、7月6日 サプリ村野301号室
- ・事務局会議 6月25日、7月23日、11月26日、2月2日 サプリ村野301号室

#### ● 各事業について

##### 1. 食育

子ども料理教室は2019年度より参加費の見直しと教材の改革を行った。混乱が予想されたがスムーズに移行できたことは保護者の皆様のご協力に他ならない。教材としては、レシピ冊子と食育テキストを前期・後期と作った。このレシピとテキストを中心に食育をおこなった。教室での年齢構成がバラバラで、指導面で課題が残った。振替を利用するので、クラスを分けても思うような構成にならなかった。

シニア料理は退会しても新たな会員が増え、各教室平均10名前後で行っている。毎日の食事作りの参考になるようなレシピを中心に食生活向上を目指した。会員の家庭での復習や、取り組みを聞くとかなりの成果があるように思った。

## 2. 学習

放課後子ども学習・体操教室では昨年度からの事業を継続した。

学習では検定試験の受験等で学習意欲の向上を図り、結果を出した。しかしながら、小学校の教科に英語が導入されるので、遊びを中心とした英語ではなく教科に寄り添った指導案が求められる。特に低学年の英語の指導は重要で、外国人留学生に触れることで身近に感じる英語を行った。高学年は学習意欲が高いので、検定試験を受けることで達成感を自分自身で感じる事ができた。結果は別として、学習の目的の一つとなった。

体操では新たにダンスの先生が加わり内容が充実した。子どもたちの日頃の運動不足の解消と体力向上となった。子どもたちの置かれている環境は運動に適さない場所が多く、保護者の体操に関する関心は高い。総合的に身体を動かすことが求められているのは低学年で、2019年度は未就学児の問い合わせが多かった。今後、対象年齢を下げる検討が必要である。

## 3. 健康

シニア健康体操・アンチエイジング体操は順調に参加者が増えた。講師の先生も産休から復帰し通常の教室に戻ったが、アンチエイジング体操は月4回のうち1回を引き続き外部講師の先生にお願いした。産休明けの体制が必要であったためである。参加者の要望には応えていくべきであるが、講師側の事情もあるので講師と参加者の話し合いを数回持ったり、アンケートを取ったり、講座が順調に運営できるよう努力した。元気な高齢者は社会の貴重な人材であるため、健康増進・意欲向上につなげることが必要である。

コモドヨガ教室は、参加者が定員に達することはなかった。しかしながら、講師の先生のヨガが合っている方が長きに渡り参加されている。難しい選択ではあるが、採算はとれないので今後の閉講を考えなくてはならない。

## 4. 母子支援

ママなびは助成金の金額が昨年度からかなり減額されたので、事業計画や予算を考え直した。外部講師を減らすため、ふれあいネットひらかたの正会員に講師を依頼、又は枚方市で社会貢献の取り組みをしている地元企業にお願いした。参加者からはとても好評であったが予算がなかったことで、保育スタッフの確保が大変であった。講座の申し込みが好評で参加者が多いと保育スタッフが足りず、季節的な参加者の欠席では保育スタッフが余剰になるなど、運営の面では課題が残った。

枚方市におけるママなび舎の活動は3年目で、対象となる世代にはかなり口コミ等で広がった。今後もこの世代の学びの場はとても重要と思われると同時に、孤立した子育てからの社会的な脱却を目指すことが今後の課題である。

# NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2019年度(2019/4/1~2020/3/31)

部門コード	本部					
事業方針	法人の運営を円滑にするために、理事会・事務局会議を行う。地域主催のイベントに参加する。					
年度目標	<p>会議 事務所が開所されたので運営に必要な会議を行う</p> <p>広報活動 地域主催のイベントに参加し、法人の宣伝広告をする。</p> <p>渉外活動 NPOをサポートする企業のセミナー・交流会等に参加し、一緒に活動が出来るか模索し交渉する。</p>					
事業概要	【会議】理事会 事務局会議					
	4月22日	理事会	8人	7月6日	理事会	9人
	5月1日	事務所開所日	8人	7月23日	事務局会議	5人
	5月11日	総会	21人	11月26日	事務局会議	4人
	6月25日	事務局会議	4人	2月2日	事務局会議	5人
	【宣伝広告・渉外】イベント・セミナー等					
	5月26日	枚方縁ジョイカーニバル	4人			
11月20日	大阪商工セミナー	3人				
会計	収益 ¥447,178		費用 ¥705,317			
事業総括	運営	事務所を新たに開設したのでそれに伴う費用がかかったが、会議が必要に応じて各部門で行えるようになった。事務局を理事で構成し、理事会がスムーズに運営できるようにした。				
	宣伝広告	イベントに参加し広告宣伝に努めたがあまり効果なかった。法人ロゴが統一されていないことから新たに制定するため、webで募集し決定することとした。				
	渉外活動	大阪商工信金のセミナーに林・岩本・吉永理事が参加。その場で交流があり、その後「発達凸凹カフェ」の運営について勉強会を行った。				
次年度への課題点	運営	感染防止から会議がオンラインになっていくので円滑に運営する。全ての会議の議事録作成を行う。				
	宣伝広告	法人のロゴを新しく制定し、リーフレット・パンフレットを作成して宣伝広告に活用する。				
	渉外活動	セミナー等に参加し、積極的に他のNPOと交流を持つ。				
理事会	理事長	林明子	副理事長			
	理事事務局					
	理事					
	監事					

# NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2019年度(2019/4/1~2020/3/31)

部門コード	食育部門					
事業方針	全ての世代に対する食文化の伝承と家庭料理を中心とした調理実習を通して「食生活の基本教育」の普及を図る					
年度目標	(1)食育料理教室の企画と運営事業					
	【内容】	全ての世代に対する食教育と食文化の伝承、家庭料理の普及と技術の向上を目的とした「ふれあい食育料理教室」を子供向け・大人向けに行う。また、主食・汁物・主菜・副菜の献立を実習し、栄養のバランスや食事の形態を学ぶ。今年度は食育のテキストブックとレシピ本を前期・後期に分けて作る。テキストを中心に食育の学習をする。				
	(2)食育に関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業					
	【内容】	企業・自治会、学校などから講師派遣の依頼があれば行う。自主事業として食のセミナーやイベントの料理教室を開催する。内容等は未定とする。				
	(3)食に関するイベントへの参加・出店・物販の企画と運営事業					
【内容】	食育や地域貢献に関するイベントに参加し、法人の活動内容をアピールするため出店・物販活動を行う。					
事業概要	(1)【教室名】子ども食育料理教室					
		開催日	参加人員		開催日	参加人員
	4月	7.7.13.14.20.21.28	73人	10月	6.13.20.20.26.27	49人
	5月	11.12.12.18.19.26	60人	11月	2.3.9.10.17.24	67人
	6月	2.9.9.15.16.22.23.30	73人	12月	1.7.8.8.14.15.21.22	71人
	7月	7.7.13.14.20.21.28	70人	1月	11.12.12.18.19.19.26	60人
	8月	4.18.24.25.25.31	59人	2月	2.8.9.15.16.23.23	64人
	9月	1.8.8.14.15.21.22.29	74人	3月		
	【教室名】シニア食育料理教室					
		開催日	参加人員		開催日	参加人員
	4月	9.12.23	30人	10月	1.11.29	30人
	5月	14.28	15人	11月	1.12.26	26人
	6月	11.14.25	27人	12月	10.13.24	27人
	7月	9.12.23	26人	1月	10.14.28	30人
	8月	2.6	13人	2月	4.14.25	28人
	9月	11.13.24	30人	3月		
	(2)講習会					
	開催日	参加人数	内容		場所	
	5月16日	12人	ママなび舎料理教室「離乳食」		青少年センター	
	8月21日	20人	ママなび舎料理教室「親子ピザ」		青少年センター	
12月19日	16人	ママなび舎料理教室「Xmas」		青少年センター		

事業概要	【イベント】			
	開催日	参加人数	内容	場所
	5月10日	20人	ぶれあいBBQ「ハイキング」	男山レクリエーションセンター
	2月11日	13人	食育カーニバル「展示・お好み焼き」	ラポール枚方
会計	収益 ￥2,659,400		費用 ￥2,679,643	
事業総括	教室事業	子ども教室は参加費と教材の改革を行い混乱なく移行できた。シニア料理は参加人数は安定しており会員の親睦もあるが新規参加者が少ない。		
	講師派遣	以前のような食育や料理教室講師の講師依頼はなかった。今年度は法人の他の部門と食育を行い、新たな講師派遣を法人内で行った。		
	イベント	親睦・活動紹介・地域活性を目的としたイベントを企画し参加した。残念ながら、一般募集の特別料理教室は出来なかった。		
次年度への課題点	教室事業	子ども教室は年齢と問わず皆が食育を受けるプログラムを作りレシピの充実を図る。シニア料理は、参加者のレベルアップ（資格取得）の方法を考える。		
	講師派遣	講師派遣の依頼を確実に受けるためには、講師のレベルアップとフリーで活動できる人材が必要となる。新たな人材の発掘をしていく。		
	イベント	イベントの参加は積極的に参加するが、出展内容は精査が必要である。食育のイベントを法人として企画して新規参加者の加入に繋げる。		
講師の先生	講師 林明子 吉永順子 中山純子 吉本陽子 野口美有希 甲斐正子 亀井恵子 アシスタント :			

# NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2019年度(2019/4/1~2020/3/31)

部門コード	学習部門					
事業方針	小学生の放課後の居場所作りの一環として、英語などの知識の習得と基礎体力の向上を目指し地域社会での子ども同士の活発的な交流の促進を図る					
年度目標	<p>(4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業 「放課後子ども学習教室」</p> <p>【内容】 英語学習・聞くこと 書くこと 話すこと (Englishを使って) 小学生の1年から6年まで(1名中1)の子達を低、中、高学年3クラスに分けて学習を進めている。英語学習では、日常的によく使う言葉、物の名前、動作を表す言葉など頻度の多い易しい単語や文を基本に学習を進めている。低学年ではアルファベット、ローマ字そして単語を中心に遊びからゲームで学習。中学年は単語に易しい単語で成り立つ文の学習をゲームを入れながら学習。高学年は文だけでなく接続詞や詳しくする言葉など入った少し長い文や文章の学習も進めている。又学習の理解度や個々の能力によって1番適したクラスを選んで学習し、到達度に合わせて英検も利用している。</p>					
事業概要	【教室名】 放課後子ども学習教室					
		開催日	参加人員		開催日	参加人員
	4月	2,3,9,10,16,17,23,24,30	57人	10月	1,2,8,9,15,16,22,23,29,30	59人
	5月	7,8,14,15,21,22,28,29	58人	11月	5,6,12,13,19,20,26,27	59人
	6月	4,5,11,12,18,19,25,26	58人	12月	3,4,10,11,17,18,24,25	59人
	7月	2,3,9,10,16,17,23,24,30,31	58人	1月	7,8,14,15,21,22,28,29	58人
	8月	6,7,20,21,27,28	57人	2月	4,5,12,18,19,25,26	56人
9月	3,4,10,11,17,18,24,25	59人	3月			
会計	収益 ¥2,025,750			費用 ¥1,861,723		
事業総括	<p>今年度は人数も増えて内容的にも充実していた。</p> <p>アシスタントの 〇〇 さんも時間を割いて来てくれたことや留学生も楽しく子ども達と接してくれて助かっていた。</p> <p>2月からのコロナウイルスで実施出来なかったことは残念である。</p>					
次年度への課題点	<p>コロナウイルスの影響によって活動が出来ないこと、又そのことへの対策について子ども達の気持ちがマイナス方向に向いてしまったり、スタッフの方もマイナス思考になりがちなのでどうフォローしていくかも大切である。ポジティブな気持ちを持って勧めていくことが肝要かと考える。</p>					
講師の先生	<p>講師 甲斐正子 荻生恒典</p> <p>アシスタント</p>					

# NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2019年度(2019/4/1~2020/3/31)

部門コード	放課後子ども体操教室					
事業方針	小学生の放課後の居場所作りの一環として、英語などの知識の習得と基礎体力の向上を目指し地域社会での子ども同士の活発的な交流の促進を図る					
年度目標	(4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業 「放課後子ども体操教室」					
	【内容】	体操では、器具運動、ボールゲーム、ダンス、ヨガ…多くの種類の運動を通して、子どもたちが積極的に楽しむ心と、頑張る心を育てる。たくさんの運動経験を積めるような内容を工夫していく。				
事業概要	【教室名】放課後子ども体操教室					
		開催日	参加人員		開催日	参加人員
	4月	4. 11, 18, 25	60人	10月	3. 10, 17, 24, 31	75人
	5月	9. 16, 23, 30	60人	11月	7. 14, 21, 28	64人
	6月	6. 13, 20, 27	68人	12月	5. 12, 19	52人
	7月	4. 11, 18, 25	60人	1月	9. 16, 23, 30	68人
	8月	1. 8, 22, 29	60人	2月	6. 13, 20, 27	72人
	9月	5. 12, 19, 26	64人	3月		
	【イベント・講習会等】					
	7月25日	8月8日	渚市民体育館にてトランポリン			
11月3日		殿二祭出演(体操発表)				
4月2日(2019年度分)		6年生を送る会(野外にて)				
会計	収益 ¥533,700			費用 ¥342,334		
事業総括	1年生も増え、幅広い学年でいろいろなことにチャレンジする中、高学年が新しいお友達をサポートする姿がみられ、特に6年生の存在は、安心感を持たせてくれ、楽しい活動の源になっていた。練習を通して、頑張る心、はじめはできなくてもやればできることや、失敗を恐れないことなどなど、それぞれ個人で違ったものを感じとってくれた。					
次年度への課題点	高学年が抜けるため、次のリーダーシップを持つ子を育てていく。楽しさの中にも成長がみられるプログラムが必要だし、目に見える成長を早急に望むと楽しさが半減することもあるので、両立を考えて活動をしていく工夫がさらに必要。					
講師の先生	講師 亀井恵子 アシスタント					

# NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2019年度(2019/4/1~2020/3/31)

部門コード	健康部門					
事業方針	介護予防を目的としたシニア世代の健康維持と体力向上が出来る体操・ヨガ教室を行う。体力や内容を考慮し、内容の異なる3クラスを運営する。					
年度目標	(5) 健康に関する企画と運営事業 「シニア健康体操クラブ・アンチエイジング体操クラブ」					
	【内容】	転倒予防をメインの体操として、認知症予防、体力維持、持久力向上、口腔機能低下予防の体操を楽しく安全に実施。				
事業概要	【教室名】	シニア健康体操クラブ				
		開催日	参加人員	開催日	参加人員	
	4月	1・8・15・22	47人	10月	7・14・21・28	45人
	5月	6・13・20・27	42人	11月	4・11・18・25	42人
	6月	3・10・17・24	45人	12月	2・9・16・23	40人
	7月	1・8・15・22・29	49人	1月	6・13・20・27	40人
	8月	5・19・26	25人	2月	3・10・24	30人
	9月	2・9・23・30	40人	3月		
	【教室名】	アンチエイジング体操クラブ				
	4月	1・8・15・22	40人	10月	7・14・21・28	48人
	5月	6・13・20・27	42人	11月	4・11・18・25	41人
	6月	3・10・17・24	47人	12月	2・9・16・23	54人
	7月	1・8・15・22・29	40人	1月	6・13・20・27	53人
	8月	5・19・26	32人	2月	3・10・17・24	46人
9月	2・9・23・30	46人	3月			
会計	収益 ¥677,625		費用 ¥562,420			
事業総括	シニア健康体操クラブ 参加者さん同士のコミュニケーションも豊富で和やかな雰囲気楽しく体操ができた。					
	アンチエイジング体操クラブ どの体操も真剣に取り組まれ、健康維持に繋がっている。月一回の外部講師の講座もあり、種類の違う体操を行った。					
次年度への課題点	シニア健康体操クラブ コミュニケーションも大事ですが、体操時間が少なくなる事もあるので、その点を改善し実施。					
	アンチエイジング体操クラブ レベル差があるので、皆さん満足出来るような内容を提供する。					
講師の先生	講師	吉武 和美				
	外部講師	笹井 一人				
	アシスタント					

# NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2019年度(2019/4/1~2020/3/31)

部門コード	健康部門					
事業方針	介護予防を目的としたシニア世代の健康維持と体力向上が出来る体操・ヨガ教室を行う。体力や内容を考慮し、内容の異なる3クラスを運営する。					
年度目標	(5) 健康に関する企画と運営事業 「コモドヨガ教室」					
	【内容】	「心と体の柔軟性・向上」、人生の生きがいを見つけ人生を謳歌する。参加者の増加。				
事業概要	【教室名】 コモドヨガ教室					
		開催日	参加人員		開催日	参加人員
	4月	4・11・18・25	17人	10月	3・10・17・24・31	17人
	5月	9・16・23・30	16人	11月	7・14・21・28	18人
	6月	13・20・27	10人	12月	5・12・19・26	18人
	7月	4・11・18・25	15人	1月	9・16・23・30	21人
	8月	1・8・22・29	12人	2月	6・13・20・27	20人
	9月	5・12・19・26	14人	3月		
会計	収益 ￥134,800		費用 ￥134,800			
事業総括	コモドヨガ教室 日常生活、健康状態の気付き、振り返りがよりはやくなり、家でのセルフケアの継続、無理をしすぎない、自分を労わる、自分の時間を大切にすることに繋がった。参加者の増加、交流もより深まった。					
次年度への課題点	コモドヨガ教室 『自分のからだの声を聞く』を引き続き軸に、「心と体の柔軟性・向上」、人生のいきがいを見つけて人生を謳歌できるように、参加者の心と体の個性を引き出しアプローチする。参加者の増加やPRの為、チラシや体験会を行う。					
講師の先生	講師 奥野好美 アシスタント なし					

## 事業実施状況報告書

団体名：特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

補助対象事業の名称	ママなび舎～保育付きママの学び舎～	
事業実施期間	平成 31年 4月 1日 ～ 令和 2年 3月 31日	
事業実施状況 (1) 実施スケジュール (準備等含む。) (2) 実施場所 (3) 内容・実施方法 (4) 対象者 (5) 実施体制 (6) 広報周知の方法 (7) その他	(1) 実施スケジュール：	
	平成31年4月18日 第1講 体験会 <b>衣育</b> ママの手作りアクセ講座 &ママなび舎説明会	申込者 大人19人、乳幼児18人 参加者 大人16人、乳幼児15人 欠席 3組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
	令和元年5月16日 第2講 <b>食育</b> 取り分け離乳食&幼児食講座	申込者 大人16人、乳幼児16人 参加者 大人14人、乳幼児12人 欠席 2組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
	令和元年6月12日 第3講 <b>住育</b> 絵本読み聞かせ講座	申込者 大人16人、乳幼児16人 参加者 大人10人、乳幼児10人 欠席 6組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
	令和元年7月10日 第4講 <b>健康</b> 卒乳・断乳・トイレトレーニングごと講座	申込者 大人16人、乳幼児16人 参加者 大人10人、乳幼児10人 欠席 6組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
	令和元年8月21日 第5講 <b>食育</b> 夏休み企画！覚えておきたいレシピ 調理実習(本格ピザづくり)	申込者 大人13人、乳幼児13人 参加者 大人11人、乳幼児8人 欠席 2組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
	令和元年9月11日 第6講 <b>防災</b> 防災月間企画！ 子連れ防災講座&非常食調理実習	申込者 大人15人、乳幼児11人 参加者 大人9人、乳幼児10人 欠席 6組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
	令和元年10月17日 第7講 <b>食育</b> 栄養士直伝！ とりわけ乳幼児食講座	申込者 大人11人、乳幼児11人 参加者 大人8人、乳幼児7人 欠席 3組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
	令和元年11月13日 第8講 <b>手仕事</b> Xmas スワッグづくり講座	申込者 大人16人、乳幼児11人 参加者 大人13人、乳幼児10人 欠席 3組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
	令和元年12月19日 第9講 <b>食育</b>	申込者 大人24人、乳幼児22人 参加者 大人17人、乳幼児16人 欠席 7組

Xmas おもてなし料理教室	(大人又は乳幼児の体調不良による)
令和2年1月16日 第10講 健康 家庭看護学講座～子どもの症状別手当～	申込者 大人13人、乳幼児11人 参加者 大人9人、乳幼児9人 欠席 4組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
令和2年2月12日 第11講 食育 防災月間企画！ 子連れ防災講座&非常食調理実習	申込者 大人23人、乳幼児20人 参加者 大人15人、乳幼児15人 欠席 8組 (大人又は乳幼児の体調不良による)
令和2年3月11日 第12講 食育 1年振り返りの会～ママなび舎Café～	新型コロナの影響により中止 スタッフ会議実施
<p>(2) 実施場所： さだ生涯学習センター2階和室、保育用児童室（枚方市北中振3丁目27番10号） 枚方公園青少年センター2階調理室、保育用和室（枚方市伊加賀東町6-8）</p> <p>(3) 内容・実施方法： 子育てに必要とする、衣・食・住・健康・防災の分野を中心に、保育付き参加体験学習という形の、休息と学びの場を提供することを目的とする。 1年間のカリキュラムを通して、学習のほかに参加者同士のコミュニケーションを大切に、互いに子育てに関する悩みや課題に気づき、成長していくことをねらいとする。 また保育付きとすることで、子どもと少しでも離れ親自身が育児疲労からのリフレッシュ（レスパイトケア）や、子の他者との交流による発育を促す。 だれもが参加しやすいよう、参加費は1000円/回程度に設定する（別途材料費500円）</p> <p>(4) 対象者： 子育て中の方、および妊娠中の方</p> <p>(5) 実施体制： 企画進行1名、保育士1名、助産師1名（年8回）、保育スタッフ 原則3名以上 講師1名（内容によりサブ講師を配置）</p> <p>(6) 広報周知の方法： 近隣へのチラシ配布、いれあいネットひらかたサイト、 各種SNS（Facebook、ママなび舎公式LINE等）での発信、 子育ての支援団体へ協力依頼。</p> <p>(7) その後の展開： 保育付き講座として、安心安全な保育環境確保のため、引き続き保育スタッフの安定した配置は必要不可欠であり、その後に向けた展開としては、講座に関わるスタッフの再調整や健康総務課発行による食育人材やまちゼミなどの活用を検討する。</p>	

<p>中間報告日以降の取り組み内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育スタッフの人手不足のため、ボランティアを都度募集した (スタッフも参加者同様に子育て中であるため、子の体調不良による欠席や、子の成長に合わせたライフスタイルの変化などにより、メインスタッフ以外の入れ替わりが大きい)</li> <li>・毎回の事前打ち合わせや事後報告を紙面化することで、スタッフ一人一人が責任を持って動けた。結果、メインスタッフの負担軽減へとつながった。</li> <li>・参加者やその子供の情報を共有・管理し、万が一の事故などにも速やかに対応できるような会員登録を促した。</li> <li>・前年度前々年度の参加者が、今度はスタッフや講師として、ママをサポートする側として協力したいという思いを受け止め、地域の先輩ママとしてのロールモデルを育むことを目的して、スタッフとして協力の声掛けを行った。</li> <li>・健康総務課発行による食育人材を活用した。</li> </ul>
<p>その他 ※事業実施により得られた効果などを記載</p>	<p>いずれの会でもアンケートによる満足度が高く、母子の学びや地域につながる機会、悩みを共有する場、遊びの場となっている。</p> <p>ママなび舎の目的は、一定果たされているといえる。</p> <p>スタッフにおいては、今後地域での子育てや産後ケアの担い手として活動いただく第一歩として携わっていただくことで、学びやキャリアを獲得する機会を提供できた。結果として、参加者が地域の先輩ママや専門職に相談しやすい場を提供できた。</p> <p>枚方市食育地域人材を活用することで、子育て世代と地域との橋渡しの役割を担えた。</p>

## 事業収支報告書

団体名： 特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

補助対象事業の名称：	ママなび舎～保育付きママの学び舎～
------------	-------------------

事業実施期間： 平成 31 年 4 月～ 令和 2 年 3 月

### 【収入の部】

(単位：円)

項 目	予算額	執行済み額	内容説明 (積算基礎等)
枚方市補助金	¥194,000	¥194,000	NPO活動応援基金登録団体補助金交付申請額
参加費	¥270,000	¥231,200	参加費@1500*104人@2000*24人 材料費@1000*8人@600*32人
自己資金	¥8,200	¥365	
合 計	¥472,200	¥425,565	

### 【支出の部】

(単位：円)

項 目	予算額	執行済み額	内容説明 (積算基礎等)
人件費	204,000	¥202,900	看護師@6,000*11+@5000*1 保育士@4,000*10 助産師@3,000*1、 保育アシスタント@2500*31 調理アシスタント@3200*2 事務@2500*2
報償費	60,000	¥55,000	講師謝金@5000*11回
交通費	12,000	¥15,250	ボランティアスタッフバス代 @500*27名、パーキング代¥1750
需用費	55,000	¥43,483	リーフレットデザイン費用¥40000 印刷費¥3483
役務費	5,000	¥5,356	事務用品
備品購入費	5,000	¥0	
賃借料	31,200	¥17,900	料理室@900*10+800*1和室800*8 音楽室300*1第二集700*2
食材費	45,000	¥53,700	調理材料@500*69名 (5月8月9月10月12月) @600*32
材料費	45,000	¥28,000	ワークショップ材料 @500*16名 (4月) @1000*20名 (11月)
消耗品費	10,000	¥3,976	講師用お茶代
合 計	¥472,200	¥425,565	

## 2019年度(令和元年度) 活動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金	額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費等	91,800		
参加会員受取年会費等	305,800		
賛助会員受取会費			
.....		397,600	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			0
.....			
3. 受取助成金等			
受取事業助成金	194,000		
.....		194,000	
ママなび舎			
4. 事業収益			
(1) 子ども食育料理教室	2,146,000		
(2) シニア食育料理教室	513,400		
(3) 放課後子ども学習教室	2,025,750		
(4) 放課後子ども体操教室	533,700		
(5) シニア健康体操クラブ	677,625		
(6) シニア健康コモドヨガクラブ	134,800		
(7) ママなび舎	231,200		
(8) 試験的事業「発達凸凹カフェ」	17,000		
.....		6,279,475	
5. その他収益			
受取利息	10		
保険料還付金	16,268		
雑収益	33,665		
.....		49,943	
経常収益計			6,921,018
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費	4,113,590		
交通費	168,150		
人件費計		4,281,740	
(2) その他経費			
諸謝金	120,000		
教材費	51,910		
食材費	777,428		
施設使用料	443,870		
通信運搬費	1,606		
消耗品費	79,533		
事務用品費	227,660		
雑損失	320		
参加会費返還金	38,500		
その他経費計		1,740,827	
事業費計		6,022,567	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費	38,000		
交通費	9,110		
人件費計		47,110	
(2) その他経費			
諸謝金	5,000		
施設使用料	264,800		
通信運搬費	31,249		
消耗品費	242,972		
事務用品費	40,750		
会議費	7,832		
保険料	44,930		
研修費	6,000		
交際費	500		
諸会費	10,160		
雑損失	4,014		
その他経費計		658,207	
管理費計		705,317	
経常費用計			6,727,884
当期経常増減額			193,134
III 経常外収益			
IV 経常外費用			
当期正味財産増減額			193,134
前期繰越正味財産額			575,512
次期繰越正味財産額			768,646

## 2019年度(令和元年度) 貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	1,265,673	
未収金		
前払金		
仮払金		
立替金		
流動資産合計		1,265,673
2. 固定資産		
(1)有形固定資産		
(2)無形固定資産		
(3)その他の資産		
固定資産合計		0
資産合計		1,265,673
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金(スタッフ協力金)	457,500	
未払金(諸経費)	39,527	
前受受取会費		
前受金		
預り金		
流動負債合計		497,027
2. 固定負債		
長期借入金		
その他の固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		497,027
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		575,512
当期正味財産増減額		193,134
正味財産合計		768,646
負債及び正味財産合計		1,265,673

## 2019年度(令和元年度) 財産目録

2020年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金	額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,265,673		
手元現金	205,079		
枚方信用金庫普通預金①	188,803		
枚方信用金庫普通預金②	730,533		
ゆうちょ銀行普通預金	141,258		
未収金			
前払金			
流動資産合計		1,265,673	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
(2)無形固定資産			
(3)その他の資産			
固定資産合計		0	
資産合計			1,265,673
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金(スタッフ協力金)	457,500		
未払金(諸経費)	39,527		
前受受取会費			
前受金			
預り金			
流動負債合計		497,027	
2. 固定負債			
長期借入金			
その他の固定負債			
固定負債合計			
負債合計			497,027
正味財産			768,646

## 財 務 諸 表 の 注 記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 資金の範囲について

資金の範囲については、現金・預金です。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下のとおりです。

(単位：円)

科 目	食育支援事業		学習支援事業		健康支援事業		子育て支援事業		事業部門計	本部管理部門	合 計
	子ども食育料理教室	シニア食育料理教室	放課後子ども学習教室	放課後子ども体操教室	シニア健康体操クラブ	シニア健康コモドヨガクラブ	ママなび舎	試験的的事业 「発達凸凹カフェ」			
I 経常収益											
1.受取会費											
本会員年会費										91,800	91,800
入会金・年会費										305,800	305,800
受取会費計										397,600	397,600
2.受取寄付金											0
3.受取助成金等							194,000		194,000		194,000
4.事業収益											
参加月会費	1,894,500	513,400	2,025,750	533,700	677,625	134,800	204,000		5,983,775		5,983,775
体験参加費	130,400							17,000	147,400		147,400
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ等売上	71,100						27,200		98,300		98,300
講師派遣謝金	50,000								50,000		50,000
5.その他収益											
受取利息										10	10
保険料還付金										16,268	16,268
雑収益							365		365	33,300	33,665
経常収益計	2,146,000	513,400	2,025,750	533,700	677,625	134,800	425,565	17,000	6,473,840	447,178	6,921,018
II 経常費用											
(1)人件費											
協力謝礼金	1,664,500		1,487,000	267,500	380,000	103,690	202,900	8,000	4,113,590	38,000	4,151,590
交通費			70,500	44,600	37,800		15,250		168,150	9,110	177,260
人件費計	1,664,500		1,557,500	312,100	417,800	103,690	218,150	8,000	4,281,740	47,110	4,328,850
(2)その他経費											
諸謝金					60,000		55,000	5,000	120,000	5,000	125,000
旅費交通費											
教材費			16,295	7,615			28,000		51,910		51,910
食材費	723,728						53,700		777,428		777,428
施設使用料	91,800	29,900	178,500	10,370	84,400	31,000	17,900		443,870	264,800	708,670
通信運搬費			430	1,176					1,606	31,249	32,855
消耗品費	66,488			8,574	220		3,976	275	79,533	242,972	322,505
事務用品費	64,407		108,998	2,499		110	48,839	2,807	227,660	40,750	268,410
会議費										7,832	7,832
保険料										44,930	44,930
研修費										6,000	6,000
交際費										500	500
諸会費										10,160	10,160
雑損失	320								320	4,014	4,334
参加会費返還金	38,500								38,500		38,500
その他経費計	1,015,143		304,223	30,234	144,620	31,110	207,415	8,082	1,740,827	658,207	2,399,034
経常費用計	2,679,643		1,861,723	342,334	562,420	134,800	425,565	16,082	6,022,567	705,317	6,727,884
当期経営増減額	▲ 20,243		164,027	191,366	115,205	0	0	918	450,355	▲ 258,139	193,134



# 特定非営利活動法人 ふれあいネットひらかた 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふれあいネットひらかたという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全ての世代に対して、地域人材を活用した生涯学習教育「食育・知育・体育・徳育」に関する事業を行い、母子支援・子どもの健全な育成・働く世代のキャリアアップ・シニア世代の健康・学習意欲増進に繋がる事業の創出を通して社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 食育料理教室の企画と運営事業
- (2) 食育に関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業
- (3) 食に関するイベントの参加・出展・物販を行う事業
- (4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業
- (5) 健康に関する企画と運営事業
- (6) 健康に関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業
- (7) 保育・産後ケアに関する企画と子育て中の親と子供が学習し交流できる場の運営事業
- (8) 子育てに関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業
- (9) 就労支援・キャリアアップに関する講師派遣・情報交流会・学習会・イベント・セミナーの企画と運営事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) その他の会員については別に定める。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上5人以下を副理事長とする。
- 3 理事は正会員に限る。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 除名
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。  
第51条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回、事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請

求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファックス又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファックス、電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しな

ければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営

(開催)

第34条 定例理事会は、年3回以上開催する。

2 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第34条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファックス又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 2 項及び第 40 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファックス、電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員 2 分の 1 以上の議決を経て、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、趣旨を同じく

する者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

### 1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

### 2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 正会員

入会金 1,000 円 会費 年額 12,000 円

#### 賛助会員

入会金 1,000 円 会費 年額 1口2000円 1口以上

### 3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 5 月 31 日までとする。

理事長

副理事長

副理事長

監事

監事

### 4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところ

による。

5 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。

6 平成28(2016)年6月30日改正